

厚真町地域防災計画

令和 8 年 6 月

厚真町防災会議

厚真町地域防災計画 目次

第1章 総則	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 計画の効果的推進	1
第4節 用語の定義	2
第5節 計画の修正要領	2
第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	2
第7節 住民の責務	7
1 住民の責務	7
2 事業所の責務	7
第2章 厚真町の地勢と災害の概要	8
第1節 自然的条件	8
1 位置及び地勢・気候	8
2 厚真町における主な自然災害リスク	10
第3章 防災組織	11
第1節 防災会議	11
1 防災会議の組織	11
2 防災会議の運営	11
第2節 災害対策本部	12
1 厚真町災害対策本部組織	12
2 災害対策本部の設置基準、廃止の時期及び公表	18
3 非常配備体制	18
4 被害状況の報告要領	22
第3節 本部以外の防災関係機関の協力	22
1 警察官に対する協力要請	22
2 自衛隊に対する協力要請	22
3 防災会議構成機関に対する協力要請	23
4 住民組織等に対する協力要請	23
第4節 非常通信ルートの確保	23
第4章 災害予防計画	25
第1節 水防計画	25
第2節 消防計画	26
1 消防機関の組織及び消防職（団）員の配置	26
2 火災予防計画	26

3	火災警報及び伝達計画	26
4	招集計画	27
5	出動及び引揚計画	28
6	救急計画	28
第3節	雪害予防計画	28
第4節	建築物災害予防計画	29
1	予防対策	29
第5節	避難体制整備計画	29
1	避難誘導體制の構築	29
2	指定緊急避難場所の確保等	30
3	指定避難所の確保等	31
4	町における避難計画の策定等	32
5	被災者の把握	33
6	防災上重要な施設の管理者	33
7	災害時孤立地区対策	34
第6節	要配慮者対策計画	34
1	安全対策	34
2	社会福祉施設の対策	35
3	援助活動	35
4	外国人に対する対策	35
第7節	避難行動要支援者対策	36
第8節	防災資機材等の整備計画	36
1	食料等の確保	36
2	防災資機材等の整備	37
3	防災備蓄倉庫の整備	37
4	備蓄計画	37
第9節	自主防災組織の育成等に関する計画	37
1	地域住民による自主防災組織	37
2	事業所等の防災組織	37
3	自主防災組織の編成	37
4	自主防災組織の活動	38
5	自主防災組織（自治会）との連携	38
第10節	土砂災害予防計画	39
1	予防対策	39
2	土砂災害警戒区域等	40
3	土砂災害警戒情報の収集及び伝達	40
4	警戒巡視	42
5	避難指示等の発令基準	42
6	避難及び救助	42
第11節	業務継続計画	43
1	業務継続計画（BCP）の概要	43
2	業務継続計画（BCP）の策定	43
3	庁舎等の災害対策本部機能等の確保	43
第12節	積雪・寒冷対策計画	43
1	積雪対策の推進	43
2	交通の確保	44
3	寒冷対策の推進	44
第13節	相互応援（受援）体制整備計画	44
1	基本的な考え方	44

2	相互応援（受援）体制の整備	45
3	災害時におけるボランティア活動の環境整備	45
第14節	防災訓練計画	46
1	訓練実施機関	46
2	訓練の種別及び実施要領	46
3	民間団体との連携	46
4	複合災害に対応した訓練の実施	46
第15節	防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	47
1	実施責任者	47
2	普及・啓発の方法	47
3	普及・啓発を要する事項	47
4	災害の応急措置	48
5	学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発	48
6	地域住民における防災思想の普及・啓発	48
7	普及・啓発の時期	48
第16節	防災行動計画（タイムライン）の推進	48
第17節	情報収集・伝達体制整備計画	49
第18節	防災拠点機能の整備に関する計画	50
1	町における防災拠点の整備	50

第5章 災害応急対策計画 51

第1節	災害通信計画	51
1	気象及び災害情報の伝達系統	51
2	気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統図	51
3	気象及び災害情報の伝達方法	53
4	災害情報通信計画	54
第2節	応急措置実施計画	65
1	応急措置実施責任者	65
2	町の実施する応急措置	65
3	救助法適用の場合	66
第3節	動員計画	67
1	動員の配備、伝達系統と方法	67
2	職員の非常登庁	68
第4節	災害広報計画	68
1	災害広報及び情報等の提供の方法	68
2	住民に対する広報等の方法	69
3	町の広報	69
4	防災関係機関の広報	70
5	安否情報の提供	70
6	災害時の氏名等の公表	71
7	被災者相談所の開設	71
第5節	避難救出計画	71
1	避難計画	71
2	指定緊急避難場所の開設	74
3	指定避難所の開設	74
4	指定避難所の運営管理等	75
5	広域一時滞在	76

6 救出計画	78
第6節 食料供給計画	78
1 主要食料供給計画	78
第7節 住宅対策計画	79
1 住宅対策の種類	79
2 実施責任者	79
3 実施の方法	79
4 資材の斡旋、調達	80
第8節 衣料、生活必需物資供給計画	81
1 実施責任者	81
2 給与又は貸与の対象者	81
3 給与又は貸与物資の種類	81
4 衣料、生活必需品等の調達先	81
5 給与又は貸与の方法	81
第9節 給水計画	82
1 実施責任者	82
2 給水方法	82
3 給水の実施	83
4 給水施設の応急復旧	83
第10節 ライフラインの応急対策計画	83
1 実施責任者	83
2 応急対策	83
第11節 医療及び助産計画	89
1 実施責任者	89
2 医療及び助産の対象者並びにその把握	90
3 救護所の設置	90
4 苫小牧市医師会等に対する出動要請	90
5 医療救護活動の実施	90
6 医療品等の確保	90
7 患者の移送	90
8 関係機関の応援	90
第12節 防疫計画	91
1 実施責任者	91
2 防疫の実施組織防疫班の編成	91
3 防疫の種別と方法	91
第13節 廃棄物等処理計画	92
1 実施責任者	92
2 災害廃棄物等の処理方法	92
3 野外仮設共同便所	92
4 死亡畜獣の処理方法	92
5 飼養動物の取扱	93
第14節 家庭動物等対策計画	93
1 実施責任者	93
2 動物の取扱い	93
3 同行避難	93
第15節 行方不明者の捜索及び収容処理並びに埋葬計画	93
1 実施責任者	93
2 行方不明者の捜索	94
3 変死体の届け出	94

4	死体の収容処理方法	94
5	死体の埋葬	94
6	行方不明者の捜索、死体の収容及び埋葬のための費用及び期間	94
7	火葬場の状況	94
8	埋葬場所の状況	95
第16節	障害物除去計画	95
1	実施責任者	95
2	障害物除去の対象	95
3	障害物の除去の方法	95
4	除去した障害物の集積等	96
第17節	輸送計画	96
1	実施責任者	96
2	災害時輸送の方法	96
第18節	労務供給計画	97
1	実施責任者	97
2	供給の方法	97
3	労務者の求人方法	98
4	報酬及びその他の費用負担	98
第19節	文教対策計画	98
1	実施責任者	98
2	応急教育実施計画	98
3	教育の要領	98
4	教職員の確保	98
5	学用品の調達及び支給	99
6	被災教職員・児童・生徒の健康管理	99
7	文化財保全対策	99
第20節	災害警備計画	99
1	災害に関する警察等の任務	99
2	災害の情報の伝達に関する事項	100
3	事前措置に関する事項	100
4	避難に関する事項	100
5	応急措置に関する事項	100
6	救助に関する事項	100
7	災害時における災害情報の収集に関する事項	100
8	災害時における広報	101
9	災害時における通信計画に関する事項	101
10	交通規制に関する事項	101
第21節	応急飼料計画	101
1	実施責任者	101
2	実施方法	101
第22節	自衛隊派遣要請計画	102
1	災害派遣要請基準	102
2	災害派遣要請依頼の要領等	102
3	災害派遣部隊の受入れ体制	102
4	経費	103
5	派遣部隊の撤収要請	103
6	派遣活動	103
第23節	広域応援計画	104
1	実施責任者	104

第24節	交通応急対策計画	105
1	交通応急対策の実施	105
2	道路の交通規制	105
第25節	石油類燃料供給計画	106
1	実施責任者	106
2	石油類燃料の確保	106
第26節	災害ボランティア連携計画	106
1	災害ボランティアセンターの設置及び運営	106
2	受入れ体制の整備	106
3	ボランティア団体・NPOの活動内容	107
4	ボランティア活動の環境整備	107
第27節	救急医療対策計画	109
1	実施責任者	109
2	救急医療の対象と範囲	109
3	救急医療に関する組織	109
4	関係機関の業務の大綱	110
5	集団救急医療体制	110
6	応援要請	111
7	救急医療活動報告書の提出	111
8	災害通報の伝達系統及び傷病者等の搬送系統	111
9	医薬品等の確保	112
10	経費の負担及び損害補償	112
11	傷病者の把握	112
第28節	消防防災ヘリコプター活用計画	113
1	運行体制	113
2	緊急運航の要請	113
3	要請方法	113
4	要請先	114
5	報告	114
6	消防防災ヘリコプターの活用	114
7	救急患者の緊急搬送手続等災害応急対策活動	114
第29節	災害時等空地利用計画	118
第30節	厚真町水害対応タイムライン	118
1	運用体制	118
2	運用要領	118

第6章 地震・津波災害対策計画 120

第1節	地震・津波の発生状況	120
第2節	地震想定	121
第3節	津波想定	122
1	想定地震	122
2	想定される津波	122
第4節	地震・津波予防計画	123
1	地震に強いまちづくりの形成	123
2	津波に強いまちづくり	123
3	地震・津波に関する防災知識の普及・啓発	124
第5節	地震・津波応急対策計画	124

1 組織	124
2 活動	124
3 通信連絡の対策	125
第6節 地震・津波の伝達計画	125
1 地震情報	125
2 津波情報	130
第7節 広報活動	131
1 広報の準備	131
2 広報内容	131
3 広報の方法	132
第8節 消火活動	132
1 町の活動	132
2 火薬類の対策及び措置	132
3 住民に対する措置	132
第9節 避難救出対策	132
第10節 医療、救護、給与、防疫、保健衛生対策	132
第11節 被災建築物安全対策	133
1 応急危険度判定の活動体制	133
2 応急危険度判定の基本的事項	133
3 石綿飛散防災対策	134
第12節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	134
1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	134
2 建築物、構造物等の耐震化の推進	135
第7章 津波避難計画	136
第8章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	137
第9章 樽前山火山防災計画	138
第1節 計画の目的	138
第2節 防災組織	138
1 防災組織及び役割	138
2 樽前山火山防災協議会	138
第3節 火山災害予防対策	139
1 火山防災の啓発活動	139
2 自主防災活動の推進	139
3 防災訓練の実施	139
4 避難体制の整備	139
5 防災施設の整備	140
第4節 火山災害応急対策	140
1 火山現象に関する情報の収集及び伝達	140
2 災害情報通信	145
3 応急措置	145
4 災害広報	145
5 避難措置	145

6	警戒区域の設定	145
7	救助救出及び医療救護活動等	145
8	道路交通の規制等	145
9	自衛隊派遣要請	145
10	広域応援	146
第5節	復旧計画	146

第10章 事故災害対策計画 147

第1節	海上災害対策計画	147
1	災害予防	147
2	災害応急対策	148
第2節	流出油対策計画	149
1	災害予防	149
2	災害応急対策	150
第3節	航空災害対策計画	152
1	災害予防	152
2	災害応急対策	152
第4節	鉄道災害対策計画	155
1	災害予防	155
2	災害応急対策	155
第5節	道路災害対策計画	157
1	災害予防	157
2	災害応急対策	157
3	災害復旧	159
第6節	石油コンビナート等災害対策計画	160
1	石油備蓄基地等災害予防	160
2	避難誘導	160
3	防災道路の指定	160
4	災害応急対策	161
5	避難救援体制	162
6	交通規制	162
7	応急医療体制	162
第7節	林野火災予防計画	162
1	実施機関	162
2	気象情報対策	163
3	災害応急対策	163
4	林野火災予防対策	164
5	林野火災消防対策	164
6	災害広報	165
7	応急活動体制	165
8	消火活動	166
9	交通規制	166
10	自衛隊派遣要請	166
11	広域応援	166
12	避難措置	166
第8節	危険物等災害対策計画	166
1	危険物の定義	167

2	災害予防	167
3	災害応急対策	169
第9節	大規模な火事災害対策計画	171
1	災害予防	171
2	災害応急対策	171
第10節	大規模停電災害対策計画	173
1	基本方針	173
2	災害予防	173
3	災害応急対策	174

第11章 災害復旧・被災者援護計画 177

第1節	実施責任者	177
第2節	復旧事業計画	177
第3節	災害復旧予算措置	178
第4節	激甚災害に係る財政援助措置	178
第5節	被災者援護計画	178
1	り災証明書の交付	178
2	被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供	178
3	災害義援金の募集及び配分	179

- 別冊 1 厚真町水防計画
- 別冊 2 厚真町避難行動要支援者避難支援計画
- 別冊 3 厚真町災害時空地等利用計画
- 別冊 4 厚真町津波避難計画
- 別冊 5 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画
- 別冊 6 厚真町備蓄計画

第1章 総則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定及び北海道地域防災計画に基づき、厚真町防災会議が作成する計画であり、厚真町の地域の防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその機能の全てを発揮し住民の生命及び財産を災害から保護するため次の事項を定め、本町防災の万全を期することを目的とする。

- 1 厚真町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、厚真町、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共の団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災思想の普及に関すること

第2節 計画の構成

厚真町防災計画の構成は、本章のほかに次の各章から構成する。

第2章 厚真町の地勢と災害の概要

第3章 防災組織

第4章 災害予防計画

第5章 災害応急対策計画

第6章 地震・津波災害対策計画

第7章 津波避難計画

第8章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第9章 樽前山火山防災計画

第10章 事故災害対策計画

第11章 災害復旧・被災者援護計画

資料編

第3節 計画の効果的推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

防災対策は、自助(住民等が自らの安全を自らで守ることをいう。)、共助(住民等が地域において互いに助け合うことをいう。)及び公助(町及び防災関係機関が実施する対策をいう。)のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに町及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

また、地域においては、生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防

災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

更に、災害対策に当たる職員等の過剰勤務抑制、健康管理、感染症対策の徹底やスフィア基準を踏まえた避難者のプライバシー確保、過密抑制など避難所における避難生活の質の向上の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第4節 用語の定義

この計画において、各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基本法：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

救助法：災害救助法（昭和22年法律第118号）

災 害：基本法第2条第1号の災害（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令に定める原因により生ずる被害）をいう。

防 災：災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

第5節 計画の修正要領

町防災会議は、基本法42条に定めるところにより随時計画内容に検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めて行なうものとする。

- 1 計画内容に重大な錯誤があるとき。
- 2 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 3 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更を必要とするとき。
- 4 新たな計画を必要とするとき。
- 5 防災基本計画が修正されたとき。
- 6 その他、町防災会議会長が必要と認めたとき。

なお、軽微な変更（組織の機構改革による名称変更等）については、会長が修正し、次の町防災会議へ報告により行うこととする。あわせて、北海道知事に報告するものとする。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに協力関係団体が防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
北海道管区行政評価局	1 被災者への生活支援情報の提供、被災者からの相談に対応する特別行政相談所の開設及び専用電話を備えた相談窓口の開設といった特別行政相談活動に関すること

機関名	事務又は業務
室蘭開発建設部	1 国道の維持防災及び輸送経路の確保に関する事 2 国が管理する河川の水防、港湾の防災に関する事 3 管理区域内危険個所の整備、警戒、災害防止、維持補修、災害復旧、その他の管理を行う事
室蘭開発建設部 苫小牧道路事務所	1 国道の維持防災及び輸送経路の確保に関する事
苫小牧海上保安署	1 沿岸の警戒及び救難に関する事 2 非常無線通信に関する事並びに海上の船舶に対する気象警報の伝達に関する事
室蘭地方気象台	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う事 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う事 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める事 4 地方公共団体の行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う事 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める事
北海道農政事務所	1 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関する事
苫小牧労働基準監督署	1 災害発生時における労働災害の把握及び実地調査、被災労働者への補償等の対応に関する事 2 災害復旧工事等における労働災害（2次災害含む。）の防止に関する事
苫小牧公共職業安定所	1 被災者の就労斡旋に関する事 2 災害復旧に必要な労務者及び技術者の斡旋に関する事

2 自衛隊

機関名	事務又は業務
陸上自衛隊 第7師団 第7特科連隊	1 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させる事 2 災害に関する情報の伝達、収集に関する事 3 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣させる事

3 北海道

機関名	事務又は業務
胆振総合振興局	1 胆振総合振興局内非常配備体制の確認及び災害応急措置等の連絡調整に関する事 2 市町村長の実施する応急措置の調整等に関する事 3 指定公共機関の出先の長等に対する応急措置の実施要請等に関する事 4 自衛隊の災害派遣要請に関する事
胆振総合振興局保健 環境部苫小牧地域保 健室（苫小牧保健所）	1 医療施設・衛生施設等の被害報告を行う事 2 災害時における医療救護活動を推進する事 3 災害時における防疫活動を行う事 4 災害時における清掃等環境衛生活動を推進する事 5 医療、防疫、薬剤の確保および供給を行う事
胆振総合振興局保健 環境部保健行政 室（室蘭保健所）	1 災害救助法の適用に関する事
胆振総合振興局室蘭 建設管理部苫小牧出 張所	1 水防技術の指導を行う事 2 災害時の関係河川の水位及び雨量の情報を収集する事 3 災害時の所轄公共土木被害調査及び災害応急対策を実施する事 4 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保を行う事
胆振総合振興局森林	1 所轄道有林の被害取りまとめを行う事

室	2 所轄道有林等の災害予防及び復旧対策を行うこと。 3 林野火災の予消防対策を実施すること。 4 緊急復旧用材の供給を行うこと。 5 民有林野(民有保安林を含む)の山火予消防の合理化指導を行うこと。 6 民有林の災害防止と災害復旧の指導を行うこと。 7 民有林の病虫害、獣の防除指導を行うこと。
---	--

4 北海道警察

機関名	事務又は業務
苫小牧警察署 (町内駐在所)	1 各種情報の収集、人心安定のための広報活動の実施及び予報(注意報を含む。)、警報、並びに情報等の伝達についての協力を行うこと。 2 防災関係機関が行う危険区域居住者の避難誘導、被災者の救助等についての協力及び死体の検視を行うこと。 3 被災地における交通秩序の保持並びに災害に伴う各種犯罪の予防及び取締りを行うこと。 4 その他水防及び災害救助活動に対する協力を行うこと。

5 厚真町

機関名	事務又は業務
厚真町役場	1 厚真町防災会議に関すること。 2 厚真町災害対策本部の設置並びに組織の運営に関すること。 3 自主防災組織の育成に関すること。 4 防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 5 防災訓練及び防災上必要な教育の実施に関すること。 6 災害に関する情報の伝達、収集及び被害状況の調査に関すること。 7 防災に関する食糧、資材及び機器の備蓄及び供給に関すること。 8 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 9 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること。 10 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。 11 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 12 災害に関する広報に関すること。 13 要配慮者の把握及び擁護に関すること。 14 その他町防災計画に定める災害予防対策及び災害復旧対策に関すること。

6 厚真町教育委員会

機関名	事務又は業務
厚真町教育委員会	1 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 2 教育施設の被害調査及び報告に関すること。 3 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。

7 胆振東部消防組合

機関名	事務又は業務
消防組合厚真支署 上厚真分遣所	1 消防職員及び消防団員の招集に関すること。 2 消防資材の確保に関すること。 3 災害情報の収集及び警報の発表並びに予防警報に関すること。 4 被災地における人命救助及び避難誘導等に関すること。
厚真消防団	1 消防活動に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 災害時における救助活動に関すること。

8 指定公共機関

機関名	事務又は業務
N T T 東日本(株) 北海道事業部 北海道南支店 苫小牧営業支店	1 気象官署からの警報を市町村に伝達すること。 2 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
(株)ドコモCS北海道 北海道南支店	1 非常及び緊急通信の取扱いをするほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
KDD I (株)北海道総支社	1 非常及び緊急通信の取扱いをするほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
北海道電力ネットワーク(株)道央南統括支店	1 送配電線、変電所施設等の保守・保安に関すること。 2 災害時の電力の円滑な供給に関すること。
日本郵便(株)苫小牧郵便局第1集配営業所厚真郵便局	1 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること。
日本郵便(株)厚真郵便局他町内郵便局	1 ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険事業の取扱に非常措置を行うこと。
日本放送協会札幌放送局	1 予報(注意報を含む)、警報並びに情報等の報道に関すること。 2 災害時における地域住民への災害情報及び安否情報等の放送に関すること。
東日本高速道路(株)北海道支社	1 災害時における高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理を行うこと。
日本赤十字社北海道支部厚真分区分	1 災害時における医療、助産その他救助及び救護に関すること。 2 防災ボランティア(民間団体及び個人)が行う救助活動の連絡調整に関すること。 3 災害義捐金品の募集(配分)に関すること。 4 日赤奉仕団の育成指導に関すること。

9 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
一般社団法人苫小牧市医師会	1 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療、防疫対策及び助産その他救助の実施に関すること。
厚真町土地改良区	1 頭首工及び灌漑水路の防災管理に努めること。
一般社団法人苫小牧歯科医師会	1 災害時における歯科医療機関との連絡調整並びに応急医療、その他救援に関すること。
公益社団法人北海道獣医師会胆振支部	1 災害時における飼養動物の対応を行うこと。
公益社団法人北海道トラック協会	1 救援及び救助に関する資機材の輸送を行うこと。 2 被災者等に対する食料品や生活必需品等の輸送を行うこと。 3 住民の避難に関する輸送を行うこと。

10 公共的団体

機関名	事務又は業務
厚真町商工会	1 災害時における物価の安定及び救助用物資、復旧材料の確保について協力すること。 2 被災商工業者の経営育成指導を行うこと。 3 避難者の食料確保に関すること。
とまこまい広域農業協同組合	1 厚真町が行う農業関係被害状況調査及び応急対策に協力すること。 2 被災組合員の生活物資及び農業再生産資材を確保すること。

機関名	事務又は業務
	3 被災組合員に対する融資及び斡旋を行うこと。 4 農作物被害対策の指導援助を行うこと。 5 避難者の食料確保に関すること。
苫小牧広域森林組合 厚真支所	1 厚真町が行う林業関係被害状況調査及び応急対策に協力すること。 2 被災組合員に対する融資及び斡旋を行うこと。
鵜川漁業協同組合 厚真支所	1 厚真町が行う漁業関係被害状況調査及び応急対策に協力すること。 2 被災組合員の生活物資及び漁業再生産資材を確保すること。 3 被災組合員に対する融資及び斡旋を行うこと。 4 海産物被害対策の指導援助を行うこと。 5 避難者の食料確保に関すること。
あつまバス(株)	1 災害時におけるバス等による輸送協力に関すること。 2 災害時における救援物資、避難者の輸送等についての支援に関すること。

11 防災上重要施設の管理者

機関名	事務又は業務
北海道石油共同備蓄 (株)	1 施設内災害予防及び危険物の保安に関する措置を行うこと。
苫小牧東部石油備蓄 (株)	1 施設内災害予防及び危険物の保安に関する措置を行うこと。
北海道電力(株) 苫東厚真発電所	1 施設内災害予防及び危険物の保安に関する措置を行うこと。
新日本海フェリー (株)	1 施設内災害予防及び危険物の保安に関する措置を行うこと。
苫東コールセンター (株)	1 施設内災害予防及び危険物の保安に関する措置を行うこと。
各給油所	1 施設内災害予防及び危険物の保安に関する措置を行うこと。

12 協力関係機関及び団体

機関名	事務又は業務
日本水難救済会 浜厚真救難所	1 船舶の避難、その他災害における人命救助等に関すること。
厚真建設協会	1 災害時における作業員、機械、器具等の確保支援に関すること。
自治会(自主防災組織)	1 災害時における住民の安否確認、避難誘導、被害調査等の協力に関すること。 2 災害時における避難所の運営、在宅避難者を含む住民ニーズの把握・提供に関すること。
自警団	1 災害時における警察活動の協力に関すること。
民生児童委員協議会	1 平常時からの支援者に対し、災害時における安否確認、生活相談等に関すること。
厚真町交通安全協会	1 災害時における避難者の交通安全確保に関すること。
厚真町社会福祉協議会	1 被災者に対する救援活動の協力等に関すること。
災害協定締結機関	1 協定に基づく事項の実施への協力 (協定締結機関協定内容は「資料編 資料13 災害協定締結一覧表」参照)

第7節 住民の責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。

住民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

1 住民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 避難の方法(避難路、避難場所等)及び家族との連絡方法の確認
- イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等)の準備
- ウ 隣近所との相互協力関係のかん養
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得、北海道地域防災マスター研修会の受講
- カ 要配慮者への配慮
- キ 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- ク 地区防災計画や避難計画の作成
- ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(2) 災害時の対策

- ア 住民の安否確認と厚真町災害対策本部への安否情報の通報
- イ 近隣の負傷者・要配慮者の救助
- ウ 避難時の呼びかけ、避難誘導
- エ 初期消火活動等の応急対策
- オ 地域における被災状況の把握
- カ 避難場所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- キ 在宅避難者を含む住民ニーズの把握
- ク ボランティア活動への支援等、地域への貢献

2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアルの作成及び事業継続計画(BCP)の策定
- イ 防災体制の整備
- ウ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施

(2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第2章 厚真町の地勢と災害の概要

第1節 自然的条件

1 位置及び地勢・気候

本町は、東経 141 度 53 分、北緯 42 度 43 分にあり、東西 17.3 km、南北 32.5 km で総面積 404.56 k m²である。

勇払原野の一角にあって、東はむかわ町に接し、南は太平洋に面し、南西の一隅は苫小牧市に接し、西北は安平町、北は由仁町、夕張市に接し、やや長斜形をなして厚真川がその中央を貫流し、支流を集めて太平洋に注いでいる。

地球温暖化現象の影響等により、近年激甚化する強く長い降雨に起因して発生する河川の氾濫等の洪水災害及び土砂災害の発生にみられるように、本町もこれら帯状型の地形にかんがみ降雨量においては支流を含む厚真川の氾濫による洪水被害、町南部の海岸付近を除く山間部・がけ地等の土砂災害が懸念されるところである。

平成30年北海道胆振東部地震が発生し、大規模な土砂災害や多数の家屋倒壊等が発生、本町では、37名が犠牲となった。また、千島海溝・日本海溝沿いの巨大地震は、ここ30年間の発生確率が高く、特に千島海溝沿いの地震・津波災害は切迫した状況となっている。このほか、直下型の地震として被害想定も大きなものとなる石狩低地東縁断層帯の地震及び本町から約40km西側に位置する樽前山の噴火にも十分な対策を必要としている。

なお、南西部苫小牧市との境界には、火力発電所および石油備蓄タンク群が多数建設されており、これらの施設の災害にも対応しなければならない。

主な災害記録は、資料編のとおりである。

別表1 平成30年北海道胆振東部地震の概要および人的被害・建物被害(北海道 R5.8.1時点)

発生日時		平成30年9月6日午前3時7分	平成31年2月21日午後9時22分
震源地		胆振地方中東部 (北緯42.7度、東経142.0度) 深さ37km	胆振地方中東部 (北緯42.8度、東経142.0度) 深さ33km
地震の規模		マグニチュード6.7	マグニチュード 5.8
観測震度		震度7	震度6弱
人的被害	死 者	厚真町37人(災害関連死1人含む。) ／道内44人(災害関連死3人含む。)	
	重 傷	厚真町なし／道内51人	
	中等傷	厚真町なし／道内8人	
	軽 傷	厚真町61人／道内726人	厚真町1人、道内6人
建物被害	住 家	全 壊	厚真町235件／道内491件
		半 壊	厚真町 337 件／道内 1,818 件
		一部損壊	厚真町 1,104 件／道内 47,115 件
	非住家	全 壊	厚真町 688 件／道内 1,217 件
		半 壊	厚真町 669 件／道内 1,389 件
		一部損壊	厚真町 816 件／道内 4,081 件

別表2 公共土木施設、ライフライン、農林業の被害状況(H30年度)(厚真町 R1.8.31時点)

	主な被害状況		復旧状況
道路	国道	通行止めなし	
	高規格道路	路面破損(規制期間9月6日～8日)	沼ノ端IC～鶴川IC、9月8日までに復旧
	道道	土砂崩れ等 4路線 (規制期間9月6日～11月8日) 橋梁破損 2路線 (規制期間9月6日～11月13日)	11月13日までに通行止め解除
	町道	土砂崩れ等 25路線 (規制期間9月6日～28日)	土砂崩れなどにより立ち入りが困難な地域の5路線を除き、9月28日までに応急復旧を完了
鉄道	J R 日高線 (苫小牧～鶴川)	軌道変移・橋梁桁ずれ (運行休止期間9月6日～11月18日)	11月18日までに復旧工事完了。 11月19日から徐行運転により運行再開
電気	全域で停電		土砂崩れなどにより立ち入りが困難な地域を除き、9月8日までに停電解消
水道	富里浄水場の損壊、水道管の破損による断水(計1,941戸)		新町浄水場 9月11日から再稼働。12日から水道管の漏水調査及び復旧工事実施。土砂崩れなどで立ち入り困難な地区を除き、10月9日までに断水を解消
	厚真地区	1,188戸(9月6日～10月9日)	
	上厚真地区	753戸(9月6日～9月24日)	
	※平成31年2月21日(震度6弱)による断水		
地域情報	厚真地区	111戸(2月21日～23日)	土砂崩れなどにより立ち入りが困難な地域を除き、12月28日までに復旧
	土砂崩れによる光通信ケーブル断線 あつまネット及びテレビ共聴施設の不通		
	あつまネット	29戸(9月6日～12月28日)	
	テレビ共聴施設	62戸(9月6日～12月28日)	
農業	土砂堆積、用水路等の破損が多数発生 水稲や畑作物、ハスカップなどの作物にも被害		各種補助事業等を活用し復旧対応を実施。
	農地	94箇所 154.7ha	
	農業用施設	69箇所	
	農業機械・施設	183戸	
	共同利用施設	8箇所	
	国営勇払東部地区かんがい排水事業	厚真ダム 頭首工 1箇所、揚水機 1箇所、導水路 18.2km	
林業	大規模な山腹崩壊等により林地、林道の破損などが発生		林道については国事業の実施。森林については適切な再生方法を検討。
	林道	3路線 ※国の災害復旧事業該当箇所	
	森林	3,230ha	

2 厚真町における主な自然災害リスク

国、道の被害想定、関係資料等により、本町に関する主な災害の履歴、今後の発生リスクは下記のように整理できる。

別表3 本町にかかわる自然災害リスク・被害想定

種別		災害名	主な被害想定/被害履歴	再来確率※1	出典
地震	想定	石狩低地東縁断層地震	震度6.9、全半壊1,490棟、5人死亡	30年0.2%	H30北海道被害想定
		十勝沖海溝地震	震度5.8、全半壊22棟、1人未満死亡	30年9%	H30北海道被害想定
		三陸沖北部（日高）海溝地震	震度5.9、全半壊28棟、1人未満死亡	M8-30年0.7~10% M7.1~7.6-30年90%	H30北海道被害想定
	履歴	2018年北海道胆振東部地震	震度7、37名死亡、住家全半壊303棟	—	R1厚真町復旧・復興計画
		2003十勝沖地震	震度5強、住家一部損壊13棟	—	H28厚真町地域防災計画
		1993年釧路沖地震	震度4、住家一部損壊1棟	—	H28厚真町地域防災計画
		1952年十勝沖地震	震度6、1名死亡、住家全半壊71棟	—	H28厚真町地域防災計画
津波	想定	三陸沖北部(日高)海溝地震	震度5.9、最大津波高：10m弱(苫小牧～日高町)、浸水範囲：道道1046(鵲川厚真線以南)	M8-30年0.7~10% M7.1~7.6-30年90%	R2内閣府
風水害	履歴	農業・土木施設被害のあった台風等	農業被害、土木施設被害のある風水害は、8回/10年で発生(2000～2010)	—	H28厚真町地域防災計画
土砂災害	想定	上記3地震による急傾斜地崩壊	建物全半壊 7棟～1棟	—	H30北海道被害想定
	履歴	2018年北海道胆振東部地震	震度7による土砂災害29km ² 、道路被害29箇所、建物全半壊(多数)	—	R1厚真町復旧・復興計画
液状化	想定	上記想定3地震による液状化	建物全半壊 5棟～1棟	—	H30北海道被害想定
	履歴	2018年北海道胆振東部地震	震度7による液状化による建物全半壊(多数)	—	R1厚真町復旧・復興計画
火山噴火	想定	樽前山噴火	火山灰堆積、大規模噴火で50cm、中規模噴火で2～4cm	1739大噴火 1874中噴火	H24樽前山火山防災計画
暴風雪・雪害	履歴	2000年低気圧と融雪による農、林、土木施設被害		—	H28厚真町地域防災計画
その他(大火)	履歴	1949年厚真市街大火	全焼20棟、半焼20棟	—	H28厚真町地域防災計画

※ 地震再来確率は、地震調査研究推進本部事務局(文部科学省研究開発局地震・防災研究課)による

第3章 防災組織

災害の予防、応急対策及び復旧等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 防災会議

1 防災会議の組織

防災行政を総合的に運営するため、厚真町防災会議を設け、防災に関する基本方針及び計画を策定し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、防災関係機関相互の連絡調整を行う。

2 防災会議の運営

町防災会議は町長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づいて町防災会議条例（昭38年条例第6号）第3条第5項に規定する委員をもって組織する。その組織及び運営の概要は、次のとおりである。

(1) 防災会議の組織

会長（町長）	
指定地方行政機関の職員	・ 北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所 所長 ・ 苫小牧海上保安署 署長 ・ 室蘭地方気象台 次長
陸上自衛隊自衛官	・ 陸上自衛隊第7師団第7特科連隊 連隊長
北海道知事の部内の職員	・ 胆振総合振興局地域創生部危機対策室 主幹 ・ 胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所 所長
北海道警察の警察官	・ 北海道札幌方面苫小牧警察署 署長
町長の部内の職員	・ 厚真町 副町長 ・ 厚真町 建設課長
厚真町教育委員会	・ 教育長
胆振東部消防組合	・ 胆振東部消防組合消防署厚真支署 支署長 ・ 胆振東部消防組合厚真消防団 団長
指定公共機関	・ 東日本電信電話(株)北海道事業部苫小牧支店 支店長 ・ 株式会社ドコモCS北海道南支店 支店長 ・ KDDI株式会社 北海道総支社 管理部長 ・ 北海道電力ネットワーク株式会社道央南統括支店 支店長 ・ 厚真郵便局 局長
指定地方公共機関	・ 厚真町土地改良区 理事長
公共的団体	・ 厚真町商工会 副会長 ・ とまこまい広域農業協同組合厚真支所 支所長 ・ 苫小牧広域森林組合厚真支所 支所長 ・ 鶴川漁業協同組合厚真支所 副組合長 ・ あつまバス株式会社 代表取締役
協力関係機関及び団体	・ 厚真建設協会 会長 ・ 厚真町社会福祉協議会 会長
自主防災組織を構成する者又は学識経験者並びに女性の視点からの防災・減災の推進	・ 豊川自主防災組織 ・ 女性の視点からの提唱者

第2節 災害対策本部

町長は、区域内に災害が発生し又は発生する恐れがある場合で必要があると認めるときは基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置し、強力に防災活動を推進するものとする。

この際、災害対策の活動拠点となる災害対策本部員室及び防災関係機関・応援職員等を含むオペレーションに必要な事務室・会議室等を速やかに開設して災害対策にあたるとともに、待機所、物資の集積場所等を確保し、連続不斷的活動が継続して行えるように留意する。

1 厚真町災害対策本部組織

厚真町災害対策本部組織は別表1、別表2、別表3のとおりとし、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図るなど、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

別表1 組織

本部長		町長		
副本部長		副町長、教育長		
参 与		地方創生担当理事		
部	部長	班	班長	班編成
総括部	情報防災担当参事	本部運営班	総務課情報防災担当参事兼務 又はデジタル推進担当参事	情報防災G
総務部	総務課長	総務班	総務課長兼務又は参事	総務人事G 財政G 庁舎周辺等整備推進室
情報広報部	まちづくり推進課長	情報・広報班	まちづくり推進課長兼務	企画調整G 政策推進G 会計室 議会事務局
			議会事務局長（議会対応）	
教育・避難 所対策部	生涯学習課長	地区連絡班	別表3「地区連絡体制」のとおり	
		教育班	生涯学習課参事	学校教育G 社会教育G 上厚真支所 学校給食センター 各課応援：総務部で調整
		避難所運営班		
建設対策部	建設課長	土木・上下水道 班	建設課長兼務	土木・上下水道G
		施設班	建設課参事	都市施設G
		建設労務班	建設課長又は参事	スタッフ制
産業対策部	産業経済課長	農業班	産業経済課参事	農業G 農業農村整備G
		林業班	産業経済課参事	林業・森林再生推進G
		商工班	産業経済課長兼務	経済G 農業委員会事務局
		産業労務班	産業経済課長又は参事	スタッフ制
救護対策部	住民課長	り災対策班	住民課長兼務	税務G
		救護 班	救護担当	町民生活G 福祉G 子育て支援G（子育て支援 C、こども園含む。） 健康推進G
			福祉担当	
			保健担当	
		給与班	住民課課長兼務	

部	部長	班	班長	班編成
支援部	総務課長兼務	支援班	総務課長兼務	
消防対策部	厚真支署長の指名する者	消防班	消防署厚真支署担当者	消防署厚真支署及び上厚真分遣所職員

別表 2 災害対策本部の事務分担

所掌		事務内容
本部長		1 災害対策本部の事務を統括し、本部員を指揮監督すること。 2 国、自衛隊、北海道、他自治体、事業所・団体等、町民等への応援要請の意思決定を行うこと。 3 災害対策本部が行う応急復旧対策上の重要事項に関する基本方針を決定すること。 4 避難指示等の避難情報の発令、警戒区域の設定を行うこと。 5 町民（報道機関）向けの緊急声明を発表すること。
副本部長		1 本部長が不在等の場合は、本部長の職務を代理すること。 （優先順位 1 位 副町長、優先順 2 位 教育長） 2 情報を常に把握し、本部長の意思決定に必要な助言を適時・的確・適切に行うこと。 3 各対策部の対策活動業務の現況、進捗を常に把握して、必要な指示を行うこと。
参 与		1 本部長及び副本部長を補佐すること。 2 本部長及び副本部長が不在の場合は、本部長又は副本部長の職務を代理すること。 3 関係機関等と連携し、情報を常に把握するとともに、本部員に対する的確かつ適切に指示を行うこと。 4 各対策部の統制及び横断する事務等の調整に関すること。
総括部	本部運営班	1 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 2 職員の招集に関すること。 3 防災関係機関との連絡調整に関すること。 4 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 5 防災関係機関への応援要請に関すること。 6 本部員会議の開催に関すること。 7 本部長の指揮命令の伝達に関すること。 8 防災気象情報等の収集・分析・伝達に関すること。 9 避難指示等の発令・解除の発令等に関すること。 10 避難所の開設・閉所の指示に関すること。 11 防災行政無線の設置・運用に関すること。 12 災害備蓄品の運用に関すること。 13 防災資機材等の調整に関すること。 14 災害協定締結先への支援要請に関すること。 17 災害ボランティアセンター設置要請・廃止に関すること。 18 災害対策本部の総括に関すること。 19 本部運営班の対応記録に関すること。 20 被害総合集計、災害関係書類等の記録保存の総括に関すること。
総務部	総務班	1 職員動員の参集状況及び安否確認に関すること。 2 職員家族の被災状況の確認に関すること。 3 役場庁舎の被害調査及び復旧に関すること。 4 公用車の維持管理、車両の確保及び運用に関すること。 5 マスコミを除く、住民等からの問い合わせ対応に関すること。 6 本部会議の庶務及び議事録に関すること。 7 動員職員の勤怠管理に関すること。 8 動員職員の給食に関すること。 9 災害時の予算措置、経理及び資金に関すること。 10 見舞金・義援金の受付、配分に関すること。 11 災害弔慰金の支給に関すること。 12 災害救助法の適用事務に関すること。 13 本部長・副本部長及び参与の動静に関すること。

所掌		事務内容
		15 システム、ネットワーク等の被害調査及び復旧並びに維持管理に関すること。 16 使用するパソコン、プリンター等の情報機器の手配及び整備に関すること。 14 総務班の災害対応記録に関すること。
情報広報部	情報・広報班	1 被害情報・対策活動状況等の収集・集約・分析・共有に関すること。 2 プレスセンターの開設及び取材対応に関すること。 3 災害情報等の発表及び報道機関との連絡調整に関すること。 4 住民等への災害情報、避難情報、生活支援情報等の広報に関すること。 5 災害記録写真の撮影及び保管等に関すること。 6 町議会の災害対策に関わる情報の収集・連絡調整に関すること。 7 広報班の災害対応記録に関すること。
	地区連絡班	1 被害状況等・避難状況等の情報収集に関すること。 2 災害危険区域の警戒及び避難指示等の住民周知に関すること。 3 本部と地区住民との連絡に関すること。 4 必要により、避難所開設の初期対応に関すること。 5 地区連絡班の災害対応記録に関すること。
教育・避難所対策部	教育班	1 学校との連絡調整に関すること。 2 被災児童生徒の避難及び救助、救出、収容に関すること。 3 被災児童生徒に対する給食及び学用品の供給並びに医療、防疫対策に関すること。 4 教職員の応援要請に関すること。 5 学校教育施設、社会教育施設及び社会体育施設の被害状況調査、災害応急対策に関すること。 6 災害時の応急教育に関すること。 7 社会教育施設及び社会体育施設の入場者の避難及び救助、救出、収容に関すること。 8 災害活動に協力する社会教育関係団体等との連絡調整に関すること。 9 文化財等の災害対策に関すること。 10 社会教育施設及び社会体育施設の災害復旧に関すること。 11 教育班の災害対応記録に関すること。
	避難所運営班	1 避難所の開設・運営及び運営の総括に関すること。 2 避難所運営会議等開催に関すること。 3 避難所の炊き出しの協力に関すること。 4 避難所ごとの対応記録に関すること。
建設対策部	土木班	1 道路、橋梁及び河川被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 町有土木施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 3 道路、橋梁及び河川の緊急防災対策に関すること。 4 災害復旧土木事業に関すること。 5 水防警戒区域の警戒巡視及び水防活動の実施に関すること。 6 災害時における障害物の除去及び記録に関すること。 7 災害時の交通危険個所の規制、警戒に関すること。 8 災害時における緊急資材置き場及び応急施設用地の確保に関すること。 9 農業土木施設の災害復旧に関すること。 10 砂防及び急傾斜地対策に関すること。 11 国道、道道管理者との連絡調整に関すること。 12 北海道河川管理者との連絡調整に関すること。 13 工作班の災害対応記録に関すること。
	施設班	1 公共建物の被害状況調査及び災害応急対策並びに記録に関すること。 2 土地造成地区の被害調査に関すること。 3 災害時における建築物、工作物の復旧指導に関すること。 4 公共建物の災害復旧に関すること。 5 応急仮設住宅の供給に関すること。 6 住宅の災害復興の総合計画に関すること。 7 住宅の応急判定に関すること。 8 施設の災害対応記録に関すること。

所掌		事務内容
	上下水道班	1 下水道施設の被害状況調査及び災害応急対策並びに記録に関する事。 2 下水道資材の確保に関する事。 3 下水道施設の災害復旧に関する事。 4 飲料水の確保に関する事。 5 被災者への応急給水に関する事。 6 水道施設の被害状況調査及び災害応急対策並びに記録に関する事。 7 水道資材の確保に関する事。 8 給水、断水、下水道の使用の広報に関する事。 9 水道施設の警戒警備に関する事。 10 水道施設の災害復旧に関する事。 11 上下水道の災害対応記録に関する事。
	建設労務班	1 建設対策部の労務供給に関する事。 2 工作労務班の災害対応記録に関する事。
産業対策部	農業班	1 農業の被害調査に関する事。 2 農業関係者への災害対策に関する事。 3 農業班の災害対応記録に関する事。
	林業班	1 林業の被害調査に関する事。 2 林業関係者への災害対策に関する事。 3 林業班の災害対応記録に関する事。
	商工班	1 商工業、水産業、観光施設等の被害調査に関する事。 2 水産業関係者への災害対策に関する事。 2 被災商工業者への災害融資等に関する事。 3 観光対策に関する事。 4 応急食料等の調達及び配給に関する事。 5 生活必需品の調達及び配給に関する事。 6 燃料の調達及び配分に関する事。 7 防災資材及び機械器具その他物品の調達及び配送に関する事。 8 飼料の確保及び供給に関する事。 9 避難者及び救援物資の輸送に関する事。 10 防災資材等の輸送に関する事。 11 救援物資の受付、集積・管理・配給に関する事。 12 商工班の災害対応記録に関する事。
産業対策部	産業労務班	1 産業部の労務供給に関する事。 2 産業労務班の災害対応記録に関する事。
救護対策部	り災対策班	1 災害現地の調査及び写真収集に関する事。 2 被害状況の把握及び記録(揭示)に関する事。 3 住家・非住家の被害調査に関する事。 4 り災証明証の発行に関する事。 5 り災対策班の災害対応記録に関する事。
	救護班	1 防疫対策に関する事。 2 救援物資のニーズ把握、要求等の総括に関する事。 3 遺体の収容及び埋火葬に関する事。 4 災害廃棄物対策に関する事。 5 し尿処理対策に関する事。 6 病虫害の防除・駆除に関する事。 7 被災地の防犯指導に関する事。 8 災害見舞対象者の調査及び被災者名簿作成に関する事。 9 被災者再建支援金の支給等に関する事。 10 救護の災害対応記録に関する事。

所掌			事務内容
	福祉担当		1 社会福祉施設入所者の避難救助に関すること。 2 救助活動に対する厚真町社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 3 民間の協力団体及び個人協力者(ボランティア活動者)の受付及び連絡調整に関すること。 4 高齢者、独居老人家庭の安全確保に関すること。 5 社会福祉施設の被害状況調査及び災害応急対策に関すること。 6 社会福祉施設の災害復旧対策に関すること。 7 日赤救助活動の連絡調整に関すること。 8 被災保育園児の収容に関すること。 9 被災者の生活救援に関すること。 10 被災者相談に関すること。 11 福祉の災害対応記録に関すること。
		保健担当	1 救護所の設置に関すること。 2 医療救援に関すること。 3 医療品及び医療機器の調達・確保に関すること。 4 感染症の予防及び防疫に関すること。 5 被災者の健康管理及び健康維持対策に関すること。 6 救援活動従事者の医療に関すること。 7 被災地の清掃、防疫に関すること。 8 保健の災害対応記録に関すること。
	給与班		1 被災者の給食炊き出しに関すること。 2 被災者台帳の作成等に関すること。 3 被災地の給水に関すること。 4 学校給食確保に関すること。 5 給与班の災害対応記録に関すること。
支援部	支援班		1 各部の要請により、各協力団体との連絡調整及び支援体制の確立に関すること。 2 支援班の災害対応記録に関すること。
消防対策部	消防班		1 消防活動及び水防活動に関すること。 2 警戒区域の設定に関すること。 3 火災警報等の住民への周知に関すること。 4 住民の避難誘導及び人命救助に関すること。 5 被災者の救出及び行方不明者の捜索に関すること。 6 病人、負傷者、急患等の搬送に関すること。 7 厚真町消防団に関すること。 8 上記の他、町長の要請に基づき、町の実施する予防、災害対策の支援協力に関すること。 9 消防班の災害対応記録に関すること。

別表3 地区連絡班体制

班名	担当地域	班長 ^{※1}	連絡員 ^{※1}	携行備品等 ^{※2}
厚北連絡班	幌内・富里・高丘・吉野・桜丘・幌里・東和・宇隆・朝日	班長及び連絡員2名で編成		無線機（携帯）×2、タブレット端末、配備車両
市街地連絡班	錦町・本町・京町・表町・本郷・新町・美里・豊沢 ^{※3}	班長及び連絡員2名で編成		無線機（携帯）×2、タブレット端末、配備車両
厚南連絡班	上厚真・上野・豊川・豊沢 ^{※4} ・富野・軽舞・豊丘・鯉沼	班長及び連絡員2名で編成		無線機（携帯）×2、タブレット端末、配備車両
沿岸連絡班	共和・共栄・厚和・鹿沼・浜厚真	班長及び連絡員2名で編成		無線機（携帯）×2、タブレット端末、配備車両

※1 班長及び連絡員は、庁内機構編制に基づき、適任者を選定する。異動等により班長及び連絡員を変更する場合は、適任者を再選定し、庁達により指定する。

※2 班長は、別途庁達で指定された車両の鍵、タブレット端末(iPad)を掌握し、集合する際に持参する。

※3 市街地連絡班の豊沢はルーラル・フォーラムビレッジを含む。

※4 厚南連絡班の豊沢はルーラル・フォーラムビレッジを除く。

別図1 地区連絡班担当区分図



2 災害対策本部の設置基準、廃止の時期及び公表

(1) 設置

基本法第23条の2第1項の規定により、次の各号の一に該当し必要と認めたときは、災害対策本部を設置するものとする。

- ア 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- イ 災害が発生し、その規模及び範囲から判断して特に対策を要するとき。
- ウ 気象、地象及び水象についての情報又は警報を受け、非常配備の必要があるとき。
- エ 震度5弱以上の地震が発生し、その対策を必要とするとき。
- オ 津波警報が発表されたとき。

(2) 廃止

本部長は予想された災害の危険が解消されたと認められたとき、又は災害発生後における応急措置が概ね完了したと認められたときは、災害対策本部を廃止する。

(3) 公表

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を各部長並びに防災会議関係機関、胆振総合振興局その他防災関係機関及び住民に対し、防災行政用無線、電話、文書その他の方法で通知及び公表する。又、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

(4) 運営

厚真町災害対策本部条例(昭和38年厚真町条例第29号)の定めるところによる。

ア 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び部長、班長、連絡班長をもって構成し、災害対策関係の基本的事項について協議する。ただし、必要に応じて招集範囲を変更することができる。

イ 協議事項

- (ア) 本部の配備体制の切替及び廃止に関すること。
- (イ) 災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の実績及び調整に関すること。
- (ウ) 災害救護の要請に関すること。
- (エ) その他災害対策に関する重要な事項。

本部長(町長)が、非常配備体制を指令したときに、招集し開催するものとする。

以下、同一の災害について必要に応じて開催し、その決定事項は、速やかに本部構成員のほか災害対策に従事するものに周知するものとする。

3 非常配備体制

(1) 非常配備の基準

ア 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。ただし、本部が設置されない場合であっても非常配備に関する基準により配備の体制をとることができるものとする。

イ 非常配備の種別、配備時期、配備内容の基準は別表4の「非常配備体制の基準」によるものとし、配備の決定については町長(本部長)が行う。

(2) 全職員の登庁

職員(会計年度職員を含む)は、厚真町役場処務規則によるほか、第1種又は第2種非常配備体制がとられるような重要な情報及び警報を得たとき、又は第3種非常配備体制を必要とする重大な災害が発生したときは、速やかに登庁し本部長の指示に従うものとする。

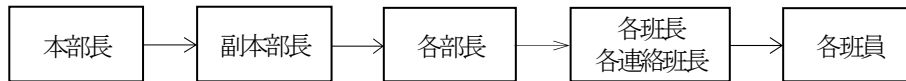
(3) 配備要員と動員の方法

災害対策本部が設置された場合は次のとおりとし、災害対策本部が設置されない場合は、これに準じて行なうものとする。

ア 本部の配備要員は、各部の部長・班長をあて、配備の招集は本部長が行うものとする。

イ 動員は対策本部の配備区分に従い、次の方法により行うものとする。

(ア) 総括部長は、各部長に対して本部の設置、配備種別、配備内容を通知するものとする。



- (イ) 各部長は、上記の通知に基づき各班長に対し当該通知の内容を知らせ、併せて配備体制の指示をする。
- (ウ) 各部・班において、あらかじめ部内の動員(招集)系統を確立しておくものとする。
- (エ) 上記の通知を受けた各班長は班員を掌握し、直ちに配備につくものとする。
- (オ) 休日及び時間外において、上記イにより伝達又は報告を受けた職員は、勤務場所又はあらかじめ定められた場所に集合するものとする。

(4) 緊急参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがあることを覚知したときは、別表第4の配備体制基準に基づき、直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につく。

(5) 非常配備体制の活動要領

ア 注意配備体制下の活動の要点は、概ね次のとおりとする。

- (ア) 注意配備は、災害対策連絡本部を設置して、情報防災担当参事(総括部長)又は総務課長(総務部長)が統括・指揮を行う。
- (イ) 情報防災担当参事(総括部長)又は総務課長(総務部長)は、胆振総合振興局その他の防災関係機関と連絡をとり、防災気象情報、現況及び対策方針等を必要な部署等に伝達・共有する。
- (ウ) まちづくり推進課長(情報広報部長)は、警報が発表され、対処の必要がある場合、地区連絡班を参集し、情報収集を行うものとする。
- (エ) 住民に対し防災行政無線により気象警報の情報伝達(注意喚起)を実施する。

イ 第1種非常配備体制下の活動の要点は、概ね次のとおりとする。

- (ア) 第1種非常配備は、非常警戒本部を設置して、副町長(副本部長)が統括・指揮を行う。
- (イ) 情報防災担当参事(総括部長)又は総務課長(総務部長)は、胆振総合振興局その他の防災関係機関と連絡をとり、防災気象情報、現況及び対策方針等を必要な部署等に伝達・共有する。
- (ウ) まちづくり推進課長(情報広報部長)は、地区連絡班を参集し、必要な情報収集を行うとともに、収集した情報を集約・分析・整理して、副町長(副本部長)の状況判断、指揮に必要な情報活動を行う。
また、マスコミへの対応・情報リリース及び町民等への広報などを行うものとする。
この際、必要に応じてプレスセンターの設置を行うものとする。
- (エ) その他の部長は、個別入手した情報は、処置・対策方針を添えて情報広報部に通報を行うものとし、情報広報部が共有する全般状況等の情報に即応して対処する措置を検討するとともに、随時待機する職員に必要な指示を行うものとする。

ウ 第2種非常配備体制下の活動の要点は、概ね次のとおりとする。

- (ア) 第2種非常配備は、災害対策本部を設置して、町長(本部長)が統括・指揮を行う。
- (イ) 本部の機能を円滑に行うため、努めて早期に本部員会議を開催して、対策活動の方針、活動の焦点を定め、組織的な対策活動にあたるものとする。
- (ウ) 情報広報部長その他関係部長・班長は、情報の収集、伝達・共有体制を強化する。
- (エ) 総括部長は、関係部長・班長及び防災会議関係機関、道本部、地方本部と相互連絡を密にし、情勢を把握するとともに、緊急措置について本部長に報告するものとする。
- (オ) 各部長・班長は次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
 - a 事態の重要性を部下職員に徹底させ、所要の人員を非常の業務につかせるものとする。
 - b 関係部及び災害対策に関係ある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備するものとする。

エ 第3種非常配備体制下の活動の要点は、次のとおりとする。

- (ア) 各部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。
- (イ) その他、第2種非常配備体制に同じ。

別表4 非常配備体制の基準

区分	設置	責任者及び配備要員	配備基準	任務
注意配備	災害対策連絡本部	正：情報防災担当参事 副：総務課長 要員：情報防災G 総務人事G まちづくり推進課長 企画調整G（広報） 地区連絡員 ※細部「別表5」参照	1 気象警報が発表又は発表が予測される場合。（暴風・暴風雪警報の海上のみの発表を除く） (1) 早期注意情報（警報級の可能性）が大雨「中」又は「高」の発表 (2) 府県気象情報等により、今後大雨が降ると予測 (3) 台風が町に影響するおそれがある場合（台風説明会の実施） 2 降雨、降雪、河川の推移等の状況により注意が必要なとき。 (1) 土砂・浸水・洪水キキクル（警報の危険度分布）が警戒レベル2相当（注意）となった場合 3 津波予報が発表されたとき。 4 震度4の地震が発生したとき。 5 その他必要により防災担当参事又は総務課長が注意配備を指示したとき。	《情報の収集、関係機関との連絡等》 1 気象状況変化の情報収集 2 関係機関との連絡 3 河川・がけ・道路等の情報収集 4 気象状況に応ずる見積・対策 5 注意情報の公表
第1種非常配備	非常警戒本部	正：副町長 副：情報防災担当参事 要員：総務課長 情報防災G 総務人事G まちづくり推進課 生涯学習課 建設課 産業経済課 住民課 地区連絡員 ※細部「別表5」参照	1 津波注意報が発表されたとき。 2 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき。 3 台風の接近・前線等低気圧の影響で被害の発生が予想されるとき。 (1) 早期注意情報（警報級の可能性）が大雨「中」又は「高」の発表 (2) 府県気象情報等により、今後大雨、大雪、暴風等が予測 4 室蘭地方気象台から気象警報が発表され、被害の発生が予想されるとき。 (1) 土砂・浸水・洪水キキクル（警報の危険度分布）が警戒レベル3相当（警戒）となった場合 5 高齢者等避難を発令する必要があるとき。 6 その他必要により副町長が当該非常配備を指示したとき。	《情報の収集、関係機関との連絡、応急措置等》 1 気象状況変化の情報収集 2 関係機関との連絡 3 河川・がけ・道路等の情報収集 4 注意・警戒情報の公表 5 気象状況に応ずる見積・対策 6 被害状況の把握及びその対策・処置
第2種非常配備	災害対策本部	正：本部長 副：副本部長 要員：全職員 避難施設管理者 ※細部「別表5」参照	1 震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 2 津波警報が発表されたとき。 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 4 避難指示を発令する必要があるとき。 (1) 土砂・浸水・洪水キキクル（警報の危険度分布）が警戒レベル4相当（危険）となった場合 5 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 6 その他必要により本部長が当該非常配備を指示したとき。	《情報の収集、関係機関との連絡、応急措置等》 1 災害・気象状況の情報収集 2 注意・警戒情報の公表 3 関係機関との連絡、支援・協力要請 4 被害見積・対応要領検討 5 被害状況の把握及び処置・対策 6 災害処置・二次災害防止対応等

区分	設置	責任者及び配備要員	配備基準	任務
第3種非常配備	災害対策本部	正：本部長 副：副本部長 要員：全職員 避難施設管理者 ※細部「別表5」参照	1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 大津波警報が発表されたとき。 3 特別警報(大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪)が発表されたとき。 (1) 土砂・浸水・洪水キキクル(警報の危険度分布)が警戒レベル5相当(災害切迫)となった場合 4 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき。 5 予想されない重大な災害が発生したとき。	《災害業務全般の実施》 1 災害・気象状況の情報収集 2 注意・警戒情報の公表 3 関係機関との連絡、支援・協力要請 4 被害見積・対応要領検討 5 被害状況の把握及び処置・対策 6 災害処置・二次災害防止対応等

別表5 非常配備体制要員

部	班	注意配備	第1種非常配備	第2種非常配備	第3種非常配備
本部長		—	—	◎	◎
副本部長		—	◎(副町長)	○	○
参 与		—	—	○	○
総括部	部長	◎	○	○	○
	本部運営班	班長	○	○	○
		班員	全班員	全班員	全班員
総務部	部長	○	○	○	○
	総務班	班長	—	△	○
		班員	所要の要員	所要の要員	全班員
情報広報部	部長	○	○	○	○
	情報広報班	班長	—	△	○
		班員	所要の人員	所要の要員	全班員
	地区連絡班	厚北連絡班	班長	△	○
			班員	所要の要員	全班員
		市街地連絡班	班長	△	○
			班員	所要の要員	全班員
		厚南連絡班	班長	△	○
			班員	所要の要員	全班員
		沿岸連絡班	班長	△	○
			班員	所要の要員	全班員
教育・避難所対策部	部長	—	○	○	○
	教育班	班長	—	△	○
		班員	—	所要の人員	全班員
	避難所運営班	班長	—	○	○
		班員	—	全班員	全班員
建設対策部	部長	—	○	○	○
	工作班	班長	—	△	○
		班員	—	所要の人員	全班員
	建設班	班長	—	△	○
		班員	—	所要の人員	全班員
産業対策部	工作労務班	部長計画			
	部長	—	○	○	○

部	班		注意配備	第1種非常配備	第2種非常配備	第3種非常配備
	農林水産班	班長	—	△	○	○
		班員	—	所要の人員	全班員	全班員
	商工班	班長	—	△	○	○
		班員	—	所要の人員	全班員	全班員
	産業労務班		部長計画			
救護対策部	部長		—	○	○	○
	り災対策班	班長	—	△	○	○
		班員	—	所要の人員	全班員	全班員
	救護班	班長	—	△	○	○
		班員	—	所要の人員	全班員	全班員
	給与班	班長	—	△	○	○
		班員	—	所要の人員	全班員	全班員
支援部	支援班		総務課長計画			
消防対策部	部長		—	○	○	○
	消防班	班長	—	△	○	○
		班員	—	△	全班員	全班員
【凡例】 ◎：統括責任者（指揮者） ○：参集者 △：部長計画による参集者 所要の要員：部長計画による必要な要員の参集						

4 被害状況の報告要領

災害発生の場合において、各部長は被害状況を取りまとめ本部長に報告するとともに、総括部総務班は胆振総合振興局に対し地区内の被害及び応急対策の実施状況を報告するものとする。

なお、報告様式等は、第5章「災害応急対策計画」第1節「災害通信計画」に定めるところによる。

第3節 本部以外の防災関係機関の協力

災害時における応急対策活動には、本部長指揮下の町職員が当たるものであるが、人員、資材等の不足、その他の理由により必要があるときは、本部長は本計画の定めるところにより、警察、その他の防災会議構成機関、住民組織等（別表6参照）の協力を要請して応急対策活動に万全を期するものとする。

1 警察官に対する協力要請

苫小牧警察署厚真駐在所（厚真町京町31番地、TEL27-2510）

主として次の事項につき、協力を要請するものとする。

- (1) 被害情報の収集。
- (2) 被災者の救出、負傷者、傷病にかかった者の応急的救護及び行方不明者の搜索、収容等。

2 自衛隊に対する協力要請

陸上自衛隊第7師団第3部防衛班（千歳市祝梅1016番地、TEL0123-23-5131）

- (1) 主として次の事項につき、応援を必要とするときに派遣を要請するものとする。

- ア 人命の救助および財産の保護
- イ 消防及び水防等
- ウ 救援物資の輸送
- エ 道路の応急修理
- オ 応急医療
- カ 防疫

キ 給水

ク 通信

- (2) 本部長は、自衛隊の派遣を要請しようとするときは、北海道知事(胆振総合振興局長が代行する)に対して行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、直接自衛隊に派遣を要請するものとする。

3 防災会議構成機関に対する協力要請

消防、水防、防疫、その他の応急活動に必要な技術、労力、又は資材の提供等。

4 住民組織等に対する協力要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災者に対する応急救助、情報収集等のため、次の事項につき住民組織の活用を図るものとする。

- (1) 災害情報の収集と本部への連絡に関すること。
- (2) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- (3) 災害現地又は避難所における炊き出し及び救護活動に関すること。
- (4) 災害の応急対策工事に必要な人員と機器の確保に関すること。
- (5) 地域の防疫及び被害調査に関すること。
- (6) その他救助活動に必要な事項で、本部長が協力を求めた事項。

別表6 協力要請先

住民組織及び団体の名称及び代表者	連絡先	連絡方法	電話番号等
日本水難救済会 厚真救難所 所長	事務局	電話・FAX及び口頭	28-3750
厚真建設協会 会長	事務局	電話・FAX及び口頭	27-3750
各自治会 会長	会長宅	電話・FAX及び口頭	
各自警団 団長	団長宅	電話・FAX及び口頭	
民生児童委員協議会 会長	事務局	電話・FAX及び口頭	役場住民課福祉G
厚真町交通安全協会 会長	事務局	電話・FAX及び口頭	役場住民課町民生活G
厚真町社会福祉協議会 会長	事務局	電話・FAX及び口頭	26-7501
厚真町婦人団体連絡協議会 会長	事務局	電話・FAX及び口頭	教育委員会生涯学習課 社会教育G
厚真町日本赤十字奉仕団 委員長	事務局	電話・FAX及び口頭	役場住民課福祉G
北海道厚真福祉会 理事長	事務局	電話・FAX及び口頭	27-3111

第4節 非常通信ルートの確保

非常通信ルートとは、「非常災害時において、通常使用している通信手段（公衆回線）が回線の途絶又は通信の輻輳や設備の故障などにより使用できない場合に、これらの通信ルートとは別に災害情報の伝達等を行うために設定した被災市町村から都道府県、国までの通信ルートであり、災害発生時の情報伝達・共有や相互支援、非常通信ルートの運用等が円滑に行える通信ルートを確保しておく。

- 1 複数の通信ルート^{※1}の設定、使送区間^{※2}の解消、優先順位^{※3}の確認
- 2 非常通信マニュアルの作成と日常の訓練

※1 北海道総合行政情報ネットワーク（防災行政無線：衛星系）のほかに、衛星携帯電話、消防無線、警察無線、電力無線、開発局無線などの自営系通信網によるルートの設定等

※2 衛星携帯電話、防災相互通信用無線（158.35MHz、466.775MHz）等の活用による使送区間の解消

※3 次の点を考慮して、順位を決定する、①衛星を介して通信を行うもの、②非常電源（発電機、バッテリー）があり、停電時にも運用可能のもの、③使送を含まないもの、④多段伝送でないもの、⑤FAX等の紙ベースで通信できるもの。

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

災害を完全に防ぐことは不可能であることから、減災の考え方を基本理念とし、被害ができるだけ少なくなるよう、様々な予防対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

防災・減災対策は、住民、町、防災関係機関が相互に協力し、災害発生の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるものとする。

この際、町は、国、北海道及び防災関係機関と連携し、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成し、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

さらに、不意に襲ってくる大災害から一人でも多くの命を救うために、水防体制の整備や消防力の向上、防災資機材等の分散備蓄、また、避難所施設の機能強化を図るための、太陽光発電その他再生可能エネルギーの活用など「公助」の推進に取り組むとともに、被害を最小限にとどめるための「自助・共助」として、防災教育や自主防災活動、避難所運営などの対策を進めていく必要がある。

また、災害に強いまちづくりを進めるため、建築物の耐震対策、避難所の非常電源設備の整備、土砂災害対策などの防災対策を進めるとともに、ハード対策に過度に依存せず、減災の観点からのソフト対策の強化を行う。

災害被害を軽減していくためには、「自助」・「共助」・「公助」そして、「減災」のために行動していくことが大切である。また、平時から、災害時の対応についてコミュニケーションをとり「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するとともに、訓練・研修等を通じて構築した関係を持続的なものとするよう努める。

第1節 水防計画

本町における洪水、内水、津波及び高潮に際し、水災を警戒、防御して被害を軽減して公共の安全を保持するため、別に定める「厚真町水防計画」によるものとする。

第2節 消防計画

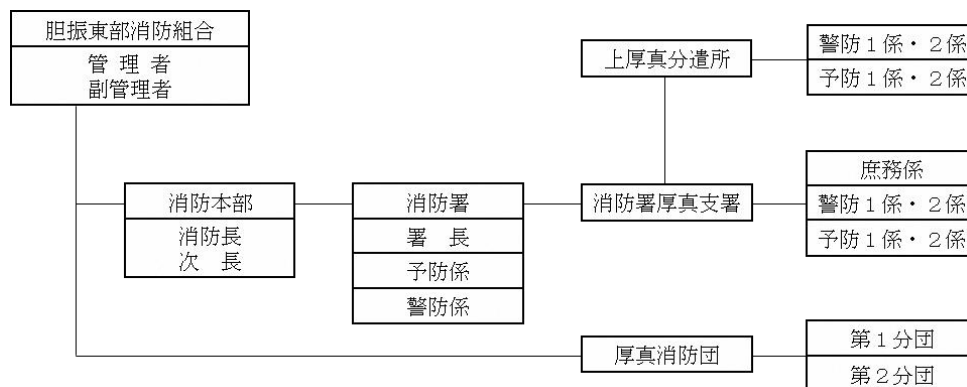
胆振東部消防組合の消防計画の定めるところにより、火災の発生を予防し、火災が発生した場合において、その被害を最小限に防止するため、必要な事項を定めるものとする。

また、現消防庁舎は、厚真川の洪水浸水想定区域内にあり、建物の保全に関し、脆弱であることから施設の健全性及び消防機能を最大限発揮・維持するため、令和8年3月に庁舎の新設・移転を行う。

1 消防機関の組織及び消防職（団）員の配置

消防機関の組織及び消防職団員の配置は、次のとおりである。

(1) 消防組織図



2 火災予防計画

火災を未然に防止するため、住民に対して広報紙等により随時警戒心の喚起を図るほか、胆振東部消防組合と協力して、次により防火思想の普及を推進する。

(1) 諸行事による防火思想の普及

街頭宣伝、防火チラシとポスターの配布、映画会、講習会等を行うほか、火災予防行事に協力して防火思想の普及を図る。

(2) 防火管理者の育成と防火体制の強化

消防法第8条の規定による防火管理者制度の完全実施を図り、講習会、研修会等を開催して防火知識及び技術の向上を図るとともに、防火対象物管理体制の重要性を認識させることに努める。

(3) 予防査察

特殊防火対象物、危険物貯蔵所等及び一般家庭の予防査察を計画的に実施して火災の未然防止と焼死事故の絶滅を図る。

ア 一般対象物については、1ヵ年を通じて1回以上行うものとする。

イ 特定防火対象物については、1ヵ年を通じて2回以上行うものとする。

ウ 非特定防火対象物については、1ヵ年を通じて1回以上行うものとする。

エ 危険物製造所等については、1ヵ年を通じて2回以上行うものとする。

(4) 建築確認の同意

消防法第7条の規定に基づく建築物同意調査を行い、火災予防の推進を図る。

3 火災警報及び伝達計画

(1) 火災警報

管理者は、消防法第22条第2項の規定による通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。

(2) 火災警報発令条件

【4月から10月まで】

実効湿度 72%以下にして、最小湿度 55%以下となり、最大風速 6.5m/s 以上のとき。

【11月から3月まで】

実効湿度 67%以下にして、最小湿度 49%以下となり、最大風速 7.3m/s 以上のとき。

(3) 火災警報発令時の広報

火災警報が発令されたとき、支署長は別表 1 の消防法施行規則第 34 条の規定により、ただちに一般住民に周知徹底を図らなければならない。

別表 1 消防信号[消防法施行規則(昭和 36 年 4 月 1 日自治省令第 6 号)]

方法 信号別	種別	打鐘信号	余いん防止付 サイレン信号	その他の信号
火災信号	近火信号 消防屯所から約 800 m 以内のとき	●●●●●●●● (連点)	●－V ●－V 約 3 秒、約 2 秒 (短声連点)	
	出場信号 署所団出場区域内	●●● ●●● (3 点)	●－V ●－V 約 5 秒、約 6 秒	
	応援信号 署所団特命応援出場の とき	●● ●● ●● (2 点)		
	報知信号 出場区域外の火災を 認知したとき	● ● ● ● (1 点)		
	鎮火信号	● ●● ● ●● 1 点と 2 点の班打		
山林火災 信号	出場信号 署所団出場区域内	●●● ●● 3 点と 2 点の班打	●－V ●－V 約 10 秒、約 2 秒	
	応援信号 署所団特命応援出場の とき	同上	同上	
火災警報 信号	火災警報発令信号	● ●●●● 1 点と 4 点の班打	●－V ●－V 約 30 秒、約 6 秒	掲示板による信号 標記「火災警報発令中」赤 地に白字紅白吹流し及び旗 の掲揚 形状及び大きさは適宜とする
	火災警報解除信号	● ● ●● 1 点 2 個と 2 点との班打	●－V ●－V 約 10 秒、約 3 秒 約 1 分	口頭伝達、掲示板の撤去、 吹流し旗の降下
演習招集 信号	演習招集信号	● ●●● 1 点と 3 点の班打	●－V ●－V 約 15 秒、約 6 秒	
備考	1 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの一種又は二種以上を併用 することができる。 2 信号継続時間は適宜とする。 3 消防職員又は、消防団員の非常招集を行うときは近火信号を用いることができる。			

4 招集計画

支署長及び団長は火災が発生し、又は発生する恐れがあるとき、その他警戒警備等のために必要があると認める場合招集する。

(1) 招集の区分

職団員の招集区分は次のとおりとする。

ア 全員招集 職団員の全部を招集する場合とし、打鐘及び消防用サイレンによって招集する。

イ 半数招集 職団員を個別に招集する場合とし、防災行政用無線、電話又は口頭によって招集する。

(2) 招集方法

ア 支署長及び団長は、所属職団員の参集場所をあらかじめ指定しておくものとする。

イ 職団員は前条の招集を受けたとき、又は火災等の発生を認知したときは前項により指定された場所に速やかに参集するものとする。

5 出動及び引揚計画

(1) 出動計画

消防本部長は、地域の特殊性、各防火対象物の種類又は異常気象時等を考慮し、あらかじめ出動計画をたて、消防隊の出動並びに運用の適正を図るとともに、初期消火体制等を確立しなければならない。

なお、大規模な災害など消防組合では十分な対策を実施できない場合に備え、必要に応じ他の消防機関に応援を要請するものとする。

(2) 出動計画の区分

ア 前条の出動区分は次の区分による。

- (ア) 通常火災
- (イ) 特殊建物火災出動
- (ウ) 危険物等特殊火災出動
- (エ) 車両火災出動
- (オ) 山林火災出動
- (カ) 警戒出動
- (キ) 救助出動
- (ク) 異状時火災出動
- (ケ) 地震等自然災害出動
- (コ) 事故災害出動
- (サ) 応援出動(北海道広域消防相互応援協定による出動)
- (シ) 管内応援、受援出動

イ 消防本部長は前項各号の出動計画を決定したとき、又は変更したときは所属の長及び団長に周知するものとする。

(3) 避難路の確保

消防長は市街地等における大規模火災が発生した場合、町は被災者の安全な誘導及び消火活動の迅速化を図るため、北海道警察等と協力して、主要幹線道路の確保を行うものとする。

(4) 現場引揚

火災を鎮圧及び災害の作業等任務を終了したときは、消防本部長又は現場における最高指揮者は、続発火災に備えるため、必要な部隊を除きすみやかに部隊の引揚を命じるものとする。

(5) 消防設備の整備

大規模火災発生時、確実な消火用水を確保するため、消火栓、防火水槽、厚真川における消火用取水施設等の整備の万全を期する。

6 救急計画

救助・救急体制の強化と救出及び救急活動に必要な機器の整備に努めるとともに、警察、医師会等との連携を図り、救助・救急活動の万全を期する。

第3節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される雪害は交通の途絶、送電、通信線の断線故障、荷重による建物破損等であって、これらの予防及び応急対策は「北海道雪害対策実施要綱」に定めるところにより次のとおり行う。

- 1 雪害時の防災体制は、非常配備体制以外においては建設課が所管するものとする。
- 2 本町の地形、気象条件からして特に重要警戒区域として設定する必要はないと思われるが、通学あるいは消防活動のため、町内各路線における除排雪を積極的に実施するものとする。

- 又、水利施設、消火栓等消火施設についても常時除雪を行い、消防体制を確立する。
- 3 積雪災害に対処するため、グレーダー等除雪機械の整備点検を図るものとする。
 - 4 東日本電信電話(株)北海道事業部苫小牧支店は、通信施設の雪害防止と、電話回線故障の復旧の迅速化を図るため、施設の改善応急対策の強化等を図るものとする。
 - 5 北海道電力ネットワーク(株)道央南統括支店は、電力施設の雪害防止のため、送電線冠雪、着氷雪対策を樹立し、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。
 - 6 厚真町が除雪を行なう基準は、降雪時に関わらず積雪量 10 cmに達したとき、又は吹き溜まりが発生し交通に支障をきたすと思われるときは出動する。ただし、風雪により視程障害が発生している場合は、除雪を行なわない。

第4節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するために必要な事項は、この計画の定めるところによる。

1 予防対策

町は、建築基準法に規定される耐震性能を有しない施設、とりわけ避難所指定となっている拠点施設の耐震改修を推進するため、厚真町耐震改修促進計画等に基づき、これら施設の耐震性の向上を図る。

また、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地においては、耐火建築物の建築促進に努め建築物の不燃化の促進を図り、防災構造・準防火構造とするように努め、火災の延焼の防止を図る。

第5節 避難体制整備計画

災害から住民の生命、身体を保護するため、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等に関する事項はこの計画の定めるところによる。

1 避難誘導體制の構築

- (1) 町は、大規模火災、津波等の災害から住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
- (2) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (3) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等の警戒レベル5緊急安全確保を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努めるものとする。
- (5) 町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあ

あらかじめ定めるよう促すものとする。

- (6) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における認定こども園等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- (7) 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難した町民以外の避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- (8) 町は観光協会等と連携し、観光客などの町外からの来訪者に対し避難等の措置について情報を提供できる体制を構築する。
- (9) 冬季の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、町は日ごろから冬季における避難誘導體制の検討や、冬季避難の困難性に関する住民等への周知に努める。
- (10) 町は、広域避難や広域一時滞在(2次的な避難も含む)について道の考え方を踏まえながら広域避難等が円滑に実施できるよう環境整備を図る。
- (11) 町は、災害の態様により、自主避難者が発生することを想定し、必要に応じて自主避難所の開設や公共施設等での一時収容を行うことができるよう、体制の構築に努める。

2 指定緊急避難場所の確保等

- (1) 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係機関や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (3) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (4) 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- (5) 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

基準		異常な現象	崖崩れ・土石流・地滑り	大規模な火事	洪水	高潮	内水氾濫(※1)	噴火に伴い発生する火山現象(※2)	津波	地震
		管理の基準								
		居住者等に解放され、居住者等受入用部分等(*)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの								
		* 下記 a 2 の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる								
施設の構造の基準又は立地の基準	構造(A) 施設の基準が複数ある場合は、その全てを満たすこと 《例》津波はa1、a2、a3を満たす	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a2)							当該場所又はその施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※3)に適合するもの(a3)	
		異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの(a1)								
	(A)・(B)いずれかに該当	立地(B)	安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある							当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥流等

※3 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

3 指定避難所の確保等

- (1) 町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- (2) 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。

ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

ウ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

- (4) 町は、指定避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。

ア 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の町から

の被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。

イ 町内及び近隣の社会福祉施設を活用し、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が指定避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

ウ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

エ 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

オ 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(5) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

(6) 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。

(7) 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

(8) 町は、在宅避難者が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための施設を設定するなど、在宅避難者等の支援方策について検討するよう努める。

4 町における避難計画の策定等

(1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町は、適時・適切に避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

この際、防災行動計画（タイムライン）を活用し、防災関係機関と連携した避難判断、対応行動を行うものとする。

(2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知

町は、住民の円滑な避難を確保するために、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 町等の避難計画

町は主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間の人口の差異や孤立の可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するように努める。

- ア 避難指示、高齢者等避難を発令する基準及び伝達方法
 - イ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
 - ウ 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法
 - エ 避難誘導を所管する職員等の配備及び連絡体制
 - オ 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - (ア) 給水、給食措置
 - (イ) 毛布、寝具等の支給
 - (ウ) 衣料、日用必需品の支給
 - (エ) 暖房及び発電機用燃料の確保
 - (オ) 負傷者に対する応急救護
 - カ 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
 - (ア) 避難中の秩序保持
 - (イ) 住民の避難状況の把握
 - (ウ) 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知・伝達
 - (エ) 避難住民に対する各種相談業務
- (4) 避難に関する広報
- ア 町防災行政無線(戸別受信機を含む。)等による周知
 - イ 緊急速報メールによる周知
 - ウ 町ホームページ、SNS (Facebook・LINE) 等
 - エ 広報車(消防、警察車両の出動要請を含む)による周知
 - オ 避難誘導者による現地広報
 - カ 住民組織を通じた広報

5 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳(データベース)など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。

なお、個人データの取扱いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳(名簿)を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

6 防災上重要な施設の管理者

- 1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施するなど、日ごろから避難体制の整備に万全を期するものとする。
 - (1) 避難の場所(指定緊急避難場所、指定避難所)
 - (2) 避難の経路
 - (3) 移送の方法
 - (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
 - (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
 - (6) 冷暖房及び発電機の燃料確保の方法
- 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

7 災害時孤立地区対策

町は、災害により孤立地区が発生した場合、防災関係機関と連携して、救出救助等の応急対策活動が円滑に行えるよう、あらかじめ孤立が予想される地区の地区名、地区人口などの情報を共有するよう努める。

第6節 要配慮者対策計画

災害発生時には、高齢者、障がい者等の要配慮者のうち、自ら避難することが困難な避難行動要支援者が犠牲になる場合が多い。

このため町は、消防、警察、民生員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織等の避難支援等の実施に関わる関係者である避難支援等関係者の協力を得ながら一体となって、要配慮者の安全を確保するため、平常時から緊急連絡体制、避難計画等の防災体制の整備を行なうものとする。

1 安全対策

(1) 避難行動要支援者の実態把握

避難行動要支援者についてあらかじめ、福祉関係部課及び社会福祉施設管理者との連絡を密にし、その実態を把握するものとする。災害時に速やかに安全確認及び避難誘導を行うものとする。また、警察・消防等に情報を開示し、災害時の迅速な対応に利用する。

(2) 緊急連絡体制の整備

自治会等の協力のもとに要配慮者に対する、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。
災害時には、保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう緊急連絡先の整備を行う。

(3) 避難体制の確立

要配慮者に対する避難誘導方法については、第5章5節「避難救出計画」によるが特に避難行動要支援者を優先し誘導する。

(4) 避難行動要支援者支援体制の確立

安心して生活できる地域社会を構築するために、避難行動要支援者が平常時から、その地域住民との良好な関係を確立することが不可欠であり、互いに協力しあえる関係づくりを目ざし、近隣住民を中心とした連携体制を確立する。

ア 避難行動要支援者の避難支援計画の作成により、災害発生時の実効性ある避難支援体制の構築に努める。

イ 「個別避難計画」を作成して、避難支援に努めるとともに、避難行動要支援者が災害時速やかに避難することができる支援体制の構築に努める。

この際、積雪寒冷期における積雪、凍結などの時期的特性や風水害（土砂災害、洪水、高潮など）・津波などの地域特有の特性に留意するとともに、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(5) 避難行動要支援者対策の普及・啓発

災害時においては、避難行動要支援者が自らの身を守る必要があるが、避難行動要支援者が一人で災害に対応することは、多くの困難を伴うため、避難行動要支援者をはじめ、家族、地域住民に対する防災知識の普及活動について広報紙等を通じて行うほか、防災ハンドブックを作成し配布することにより、日頃から防災に対する高齢者等の意識の啓発を図る。

(6) 防災教育・訓練の充実等

避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

2 社会福祉施設の対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる要配慮者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入居者が最低限度の生活維持に必要な食料・飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は災害発生の予防又は災害が発生した場合において迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、社会福祉施設の管理者は、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害時においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

3 援助活動

(1) 避難行動要支援者の避難

突発的な災害発生後、又は災害が発生するおそれがある場合は、直ちにあらかじめ把握している避難行動要支援者について、避難支援等関係者による安否の確認及び避難所等への避難を行うものとする。

(2) 避難所等への移送

災害発生後、避難行動要支援者を速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置をとる。

ア 福祉避難所への移送

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(3) 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努めるものとする。

(4) 在宅避難者への支援

在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(5) 応援依頼

救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

4 外国人に対する対策

言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人をいわゆる「要配慮者」として位置付け、災害発生

時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、防災対策についての周知を図る。

第7節 避難行動要支援者対策

避難支援が必要な避難行動要支援者を災害から保護するため、別に定める「避難行動要支援者避難支援計画」により避難支援を行うものとする。

第8節 防災資機材等の整備計画

町は、災害時において住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。

この際、備蓄物資や物資拠点について新物資システム(B-PLo)にあらかじめ登録し、備蓄量の把握に努める。あわせて、要避難者、女性、子ども向けの物資等の確保に努める。

1 食料等の確保

- (1) 町は備蓄施設において、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ・簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具・キッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド等の簡易ベッド・毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴施設、洗濯設備、乳児用粉ミルクまたは乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物など、避難生活に必要な物資について、次の事項にも留意しながら備蓄し、想定しうる最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量（住民及び事業者が行う備蓄分を除く。）の確保に努める。

また、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定や流通在庫物資の活用など、物資の調達体制の整備に努める。

ア アレルギー対応食や流動食のほか、熱中症対策として塩分タブレットや冷却グッズを備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること

イ 厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、災害時孤立地区の備蓄の充実を図ること

[備蓄品の例]

食料：コメ類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク、塩分タブレット

飲料水：ペットボトル水

生活必需品：毛布、防寒具、哺乳瓶、トイレットペーパー、生理用品、おむつ（小児用・大人用）、冷却タオル

衛生用品：マスク、消毒液

燃料：ガソリン、灯油、カセットガス

その他：携帯トイレ等、発電機、投光器、水袋、スポットクーラー、扇風機、ストーブ（電源不要なもの）、段ボールベッド等の簡易ベッド、パーティション、ブルーシート、土嚢袋、ライター、マッチ、カセットコンロ、使い捨てカイロ

- (2) 町は住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

2 防災資機材等の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として暖房器具及び毛布等の整備に努める。

3 防災備蓄倉庫の整備

町は、食料等の確保、防災資機材等の整備・保管、住民の防災訓練の支援等のために物資集積・輸送等拠点を兼ねた防災備蓄倉庫を整備する。

4 備蓄計画

本町において大規模災害等の発生への備え、災害時の食料等及び防災資機材等を確保のため、別に定める「厚真町備蓄計画」により、被災者等への物資の供給及び迅速な応急対策の実施に資する。

第9節 自主防災組織の育成等に関する計画

平成30年北海道胆振東部地震の経験を踏まえ、災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに地域住民、事業所等による自主防災組織の設置育成を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が消防団や地域防災マスター、要配慮者に日ごろからかかわる福祉関係者などの多様な主体と連携しつつ、一致団結して、安否確認、初期消火活動の実施、障がい者、高齢者等の避難行動要支援者への避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、北海道地域防災マスターの活用等により自主防災組織のリーダー育成に努める。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し又は従事する施設並びに危険物を扱う事業所において、自衛防災組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、制度の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。又、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置等育成を図り、積極的な防災体制の整備強化に努める。

3 自主防災組織の編成

自主防災組織はその機能を十分に発揮するためには、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくことが必要となるため、今後は積極的に自主防災組織の編成に努力していくこととする。

なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。

- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

4 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災意識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域において、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(2) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い初期消火に努めるようにする。

ウ 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者が発生したときは、町等に通報するとともに二次災害に十分注意し救出活動に努めるようにする。

又、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは救護所等へ搬送する。

町長等から避難指示等、指示が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。

なお、高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

エ 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、被災者自ら又は自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主運営を推進するものとする。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム（厚真町版HUG）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

オ 給食・救援物資の配付及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

5 自主防災組織（自治会）との連携

町は、自主防災組織（自治会）の防災活動に関して緊密な連携、協力体制を確立し、地域における自主防災活動の活性化を推進する。この際、防災活動の中心的役割となる北海道地域防災マスター（防災リーダー）の人材の育成に努めることとする。

第10節 土砂災害予防計画

急傾斜地における崩壊及びなだれ等の土砂災害から住民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめるための予防対策は、この計画の定めるところによる。

1 予防対策

(1) 地すべり災害、落石災害対策

土地の高度利用や開発に伴って、地すべり災害及び落石災害が発生する傾向にあり、ひとたびこれらの災害が発生すると多くの住家、公共施設等に被害が発生するため、国、北海道及び町は、次のとおり予防対策を講ずるものとする。

ア 国

森林法に基づき、森林の造成若しくは維持に必要な事業を行い、山腹の崩壊等を防止するとともに施設点検を行い、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

イ 北海道

急傾斜地崩壊防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を行い、必要に応じて適な処置を講ずるものとする。

ウ 町

(ア) 住民に対し、土石流危険渓流の周知に努めるとともに、当該区域に係る必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

(イ) 町が所有する区域の保全及び安全を確保するため、必要に応じ危険防止柵の設置を行うとともに、付近住民に対しては、河川等の異常等の早期発見の通報協力について周知するものとする。

(2) 土石流災害対策

ア 室蘭建設管理部、胆振東部森林管理署

(ア) 土石流危険渓流に係る直轄の砂防及び治山施設について、定期的に施設点検を行い、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

(イ) 砂防及び治山事業を実施する場合は、請負業者に対し工事中の安全確保のため、土石流に対する警戒避難体制について指導するものとする。

イ 北海道

(ア) 治山工事及び砂防工事の推進をはじめ、砂防法に基づく砂防指定や森林法に基づく保安林指定の促進を図るとともに、土石流の発生を助長するような行為を制限するなど、土石流対策を推進するものとする。

また、治山、砂防施設について、定期的に施設点検を行い、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

(イ) 町に対し危険渓流に関する資料を提供し、住民への危険渓流に関する資料の提供等について指導するものとする。

(ウ) 砂防及び治山事業を実施する場合は、請負業者に対し工事中の安全確保のため、土石流に対する警戒避難体制について指導するものとする。

ウ 町

(ア) 住民に対し、土石流危険渓流の周知に努めるとともに、当該区域に係る必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

(イ) 町が所有する区域の保全及び安全を確保するため、必要に応じ危険防止柵の設置を行うとともに、付近住民に対しては、河川等の異常等の早期発見の通報協力について周知するものとする。

2 土砂災害警戒区域等

(1) 土砂災害警戒区域の指定

北海道は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」)に基づき、基礎調査等を実施し、土砂災害警戒区域等を指定する。

(2) 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備

町は、警戒区域の指定があったときは、当該区域ごとに次の事項について定める。また、危険箇所についても同様とする。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達

イ 土砂災害に関する予報または警報の発表及び伝達

ウ 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制、さらに町は、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の作成・配布等必要な措置に努める。

3 土砂災害警戒情報の収集及び伝達

(1) 警戒・避難に関する情報の収集

気象庁や北海道が提供する警戒・避難に関する情報(気象・雨量情報、土砂災害警戒情報、防災情報提供システムによる情報等)をテレビ、ラジオ、電話、FAX、インターネット等により収集するとともに、住民、警察、消防団等から前兆現象や災害発生情報を収集する。

また、厚真町水害対応タイムラインの運用の際は、関係機関と連携して避難情報の発令判断や住民への伝達・周知などを適切に行うものとする。

(2) 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)の活用

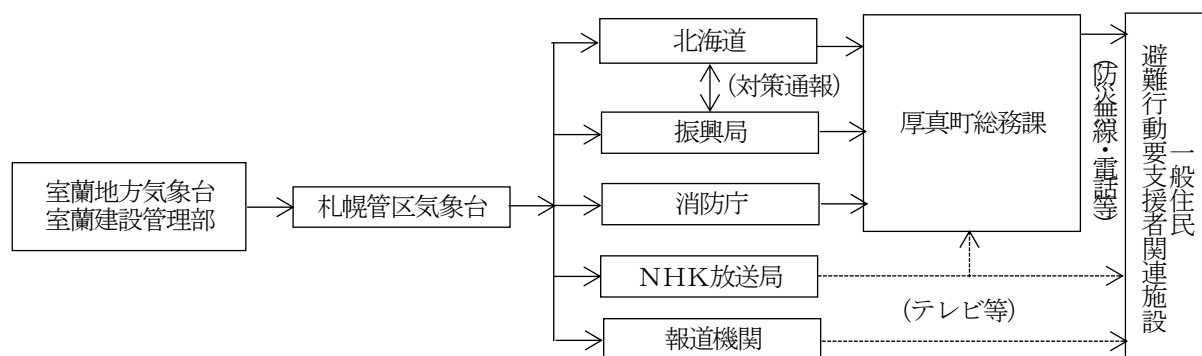
気象庁では、大雨警報(土砂災害)の危険度分布を、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを地図上で5段階に色分けして示す情報を公表しており、警戒・避難に関する情報の発出には、これを活用する。

また、この情報はインターネットで公開しているため、住民自らの安全な場所への早めの避難のためにも広報していくものとする。

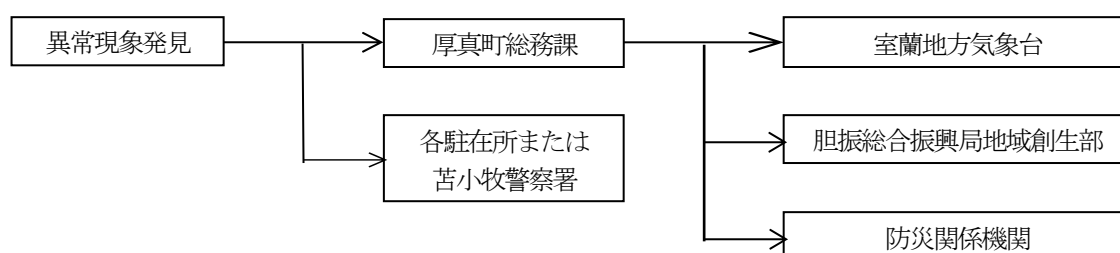
別表1 危険度の色と避難行動

色が持つ意味	状況	住民等の行動の例	内閣府のガイドラインで発令の目安とされる避難情報	相当する警戒レベル
黒色 ＜災害切迫＞ 大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達	命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況	（立退き避難が効いて危険な場合） 命の危険 直ちに身の安全を確保！	緊急安全確保 ※2	5相当
紫色 ＜危険＞ 2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想	命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況	土砂災害警戒区域等の外へ避難する。	避難指示	4相当
赤色 ＜警戒＞ 2時間先までに警報基準に到達すると予想	土砂災害への警戒が必要な状況	高齢者等は土砂災害警戒区域等の外へ避難する。 高齢者等以外の方も、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自ら避難の判断をする。	高齢者等避難	3相当
黄色 ＜注意＞ 2時間先までに注意報基準に到達すると予想	土砂災害への注意が必要な状況	ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	－	2相当
今後の情報等に注意	－	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	－	－
※1 土砂キキクルに関わらず、町から避難情報が発令された場合には速やかに避難行動をとること。 ※2 災害が発生・切迫している状況を町が必ず把握することができるとは限らないこと等から、緊急安全確保は必ず発令される情報ではない。また、警戒レベル5相当情報が出たからといって、必ず緊急安全確保が発令されるわけではない。				

(3) 土砂災害警戒情報の伝達経路及び収集手段、住民への伝達方法は下記のとおりである。



(4) 異常現象を発見した者は、直ちに町長または警察官に通報する。また、通報を受けた町長は速やかに北海道及び気象官署、防災関係機関に通報する。



4 警戒巡視

町長は、融雪・台風・異常降雨等により、土砂災害が予想される場合は、当該区域の巡視を行い警戒に当たるとする。

警戒巡視に当たって注意する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 表層の状況
- (2) 地表水の状況
- (3) 湧水の状況
- (4) 亀裂の状況
- (5) 樹木等の傾倒状況

5 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令については、大雨時の避難そのものに危険が伴うこと等を顧み、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には早期に発令するなど、総合的に判断する。

別表1 避難指示等の発令基準

土砂災害に関する警戒レベル相当情報		避難情報発令基準	避難情報(住民に行動を促す情報)
警戒レベル5	・大雨特別警報(土砂災害) ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)「災害切迫(黒)」	・大雨により、重大な災害が切迫している、又は災害の発生が確認された場合に発表	緊急安全確保
警戒レベル4	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)「危険(紫)」	・警戒レベル4相当情報が発表され、当該地域の土砂災害警戒区域の土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想されたり、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近通過することが予想される場合	避難指示
警戒レベル3	・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)「警戒(赤)」	・警戒レベル3相当情報が発表され当該地域の土砂災害警戒区域に災害が起こるおそれがあるときに発表 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	高齢者等避難

6 避難及び救助

災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、第5章第5節「避難救出計画」の定めにより、当該地域住民に警告し、避難のための立ち退きを勧告し、または指示するとともに関係機関に周知し、避難誘導等の協力を得るものとする。また、避難の際には要配慮者にも十分配慮するものとする。

第 1 1 節 業務継続計画

町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（ＢＣＰ：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。

1 業務継続計画（ＢＣＰ）の概要

業務継続計画（ＢＣＰ）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

2 業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第 1 2 節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」（第 4 章第 3 節雪害予防計画）に基づき、相互に連携協力して実効性のある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 交通の確保

(1) 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため、北海道開発局、道及び町等道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(2) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、一般国道、道道、町道及び日高自動車道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(3) 緊急時ヘリポートの確保

町は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

3 寒冷対策の推進

(1) 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

(2) 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等)の備蓄又は災害時物資供給の防災協定締結に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結等により、必要な台数の確保に努める。

(3) 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(4) 住宅対策

道及び町は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

第13節 相互応援(受援)体制整備計画

災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

1 基本的な考え方

災害発生時に行政、行政相互、民間が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化を図っておくことが必要である。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。

併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受

援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるものとする。

2 相互応援(受援)体制の整備

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。
- (4) 派遣に際しては現地において自活できるよう必要な資機材や装備品を携行させる。
- (5) 道や他の市町村からの応援を円滑に受けるため応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなどを整備するものとする。

3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

町及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

- (1) 町は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への参加の促進を図る。
- (2) 町は、平素から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して発災時の防災ボランティアとの連携についても検討する。
- (3) 町は、避難生活支援リーダー・サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。
- (4) 町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- (5) 町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。
- (6) 町は、厚真町社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。
- (7) 災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、町は、国が整備する登録団体データベースを活用するなどして、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努める。
- (8) 厚真町社会福祉協議会は、協定に基づき災害時におけるボランティアセンターを開設することになった場合に備え、ボランティアセンターを厚真町社会福祉協議会が管理する施設内において開設・運営できるようにしておくものとする。また、ボランティアセンターの費用については、協定に基づき災害救助法の適用の範囲内で町が負担するものとし、それ以外の費用については、町と厚真町社会福祉協議会が協議の上、決定する。

第14節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑かつ迅速に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同で行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は、本計画の定めるところによる。

1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

2 訓練の種別及び実施要領

(1) 訓練の種別は次のとおりである。

- ア 水防訓練
- イ 土砂災害に係る避難訓練
- ウ 消防訓練
- エ 救難救助訓練
- オ 情報通信訓練
- カ 非常招集訓練
- キ 総合訓練
- ク 防災図上訓練
- ケ 応援・受援訓練
- コ 防災関連システムの操作習熟訓練
- サ その他災害に関する訓練

(2) 実施要領

町が上記の訓練を実施する場合は、その都度実施要領を定めて行うものとする。

3 民間団体との連携

町は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、自主防災組織、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

4 複合災害に対応した訓練の実施

町は、地域特性に応じて発生する可能性が高い複合災害で想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第15節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

町職員及び町民に対する災害予防、応急対策等防災知識の普及は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、町民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

- (1) 町及び防災関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行なうとともに、住民に対して防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。
- (2) 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど男女共同参画に努める。
- (3) 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

2 普及・啓発の方法

防災思想、知識の普及、啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行なうものとする。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) 防災行政用無線、ホームページ、SNS（Facebook、LINE）等の活用
- (3) スライド、ビデオ、パソコンデータ等の作成及び活用
- (4) 広報誌の活用
- (5) 広報車両の利用
- (6) テキスト、マニュアル、パンフレット等の配布
- (7) 研修、講習会、講演会等の開催
- (8) 学校教育の場の活用
- (9) その他

3 普及・啓発を要する事項

- (1) 厚真町地域防災計画の概要
- (2) 災害に対する一般的知識
- (3) 災害の予防措置
 - ア 自助(身を守るための備えや共助(自主防災活動等)の心得
 - イ 防災の心得
 - ウ 火災予防の心得
 - エ 警戒レベルと避難指示等(屋内安全確保や緊急安全確保を含む)
 - オ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - カ 農作物の災害予防事前措置
 - キ 船舶等の避難措置
 - ク 津波時の避難措置
 - ケ 土砂災害時の避難措置
 - コ その他

4 災害の応急措置

- (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
- (2) 災害の調査及び報告の要領、連絡方法
- (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
- (4) 災害時の心得
 - ア 家庭内又は組織内の連絡体制
 - イ 気象情報の種別と対策
 - ウ 避難時の心得
 - エ 被災世帯の心得
- (5) 災害復旧措置
 - ア 被災農作物に対する応急措置
 - イ その他
- (6) その他必要な事項

5 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発

- (1) 学校においては、児童生徒に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動(災害時における避難、保護の措置等)の習得を積極的に推進する。
- (2) 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。
- (3) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。

6 地域住民における防災思想の普及・啓発

自治会及び自主防災組織、社会教育団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努め、地域防災力の強化を進める。

7 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第16節 防災行動計画（タイムライン）の推進

台風の接近・通過、前線・低気圧の影響による大雨による水害から被害を最小化するため、町と防災関係機関が横断的に連携して、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、共有した上で各機関が取り組む防災行動をまとめた防災行動計画（タイムライン）により、人命の安全を確保する防災行動を実施するなど、災害対応力向上を目指し推進していく。

また、町が運用する防災行動計画（タイムライン）と町内の地域特性に応じ作成するコミュニティタイムラインと連携したタイムライン防災を推進する。

第17節 情報収集・伝達体制整備計画

- 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災住民など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に災害発生時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話等により、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。
- 2 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災住民等への情報伝達手段として、防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線通信システムの整備を図るとともに、IP通信網や携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。また、電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災住民等に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。
- 3 非常通信体制の整備、無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災住民等に対する情報提供体制の整備を図るものとする。
- 4 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法的確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図るものとする。
- 5 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信の輻輳（ふくそう）時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。
- 6 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に、提供する場所の選定に努めるものとする。

なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。
- 7 町は、道へ災害情報を報告する体制を平時から確保するように努める。体制の確保に当たっては、防災部局以外の職員も含めて北海道防災情報システムに入力できる体制を構築し、同システムを活用した訓練を定期的を実施する。あわせて、新物資システム(B-PLo)、災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)等の各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。この際、災害において実際に当該システムを運用する部署の職員がシステムを運用できる体制を整備できるよう留意する。

第 18 節 防災拠点機能の整備に関する計画

町は、災害時における応急措置を迅速にかつ的確に実施するため、的確な避難誘導等の応急対策活動が実施できる防災拠点等の整備については、本計画の定めるところによる。

1 町における防災拠点の整備

大規模災害対策の充実を図るうえで、住民等の避難地又は防災活動の拠点となる場所を確保することは重要なことである。

本町では、住民の安全安心な暮らしを守り住民生活を支え、行政活動を将来に渡り持続的に展開するためには、建設から 70 年以上が経過し老朽化が進む役場庁舎について、真に防災の要となり、住民に親しまれる新庁舎を迅速に整備しなければならないという認識のもと、平成 29 年 11 月に「厚真町庁舎及び周辺施設整備基本構想」、平成 30 年 8 月に「厚真町庁舎及び周辺施設整備 基本計画」を策定した。しかしながら本町に甚大な被害をもたらした平成 30 年北海道胆振東部地震や、新型コロナウイルス感染症の拡大により、本町の情勢も大きく変化することとなった。

そこで、広く町民等の意見を把握しながら、改めて役場庁舎や周辺施設の機能、役割、規模、建設場所に関する考え方等を検討し、北海道胆振東部地震を教訓とした防災力の向上、町民に親しまれ、集まれるような役場庁舎と周辺施設の整備に向け「厚真町庁舎周辺等整備基本構想・基本計画」を令和 5 年 3 月に策定、続いて「厚真町庁舎周辺等整備基本設計」を令和 7 年 6 月に策定し、整備に向けた取組みを進めている。

(1) 町役場本庁舎

災害発生時に災害対策本部機能を担う庁舎として、継続して業務を行えるよう災害対応拠点機能を強化するとともに、災害時に住民が一時的に避難場所として利用できるスペースの確保について検討する。

(2) 災害対応拠点機能の確保

災害対応の拠点となる災害対策本部として必要な機能を備えた会議室を設置する。業務継続を行うための重要諸室（電気室やサーバー室等）は、浸水被害を受けないよう 2 階以上に設置する。新庁舎周辺敷地については、日常的に多くの市民に利用される場とすることに加え、災害時には災害支援エリアとしても機能するような場となるよう検討する。

(3) 業務継続に向けた対策

災害時における業務継続計画（BCP）を見直し、災害種別ごとの本部機能の設置手順や優先的に再開する業務の設定、対応する諸室や必要機器等を整備する。

厚真町役場庁舎の新設にあわせ、防災組織を効果的に活用できるよう検討するものとする。この際、平時から災害に備えておく施設・設備と合わせ、平素は別の用途に使用している施設についても災害対策に使用できるよう検討をするものとする。

第5章 災害応急対策計画

第1節 災害通信計画

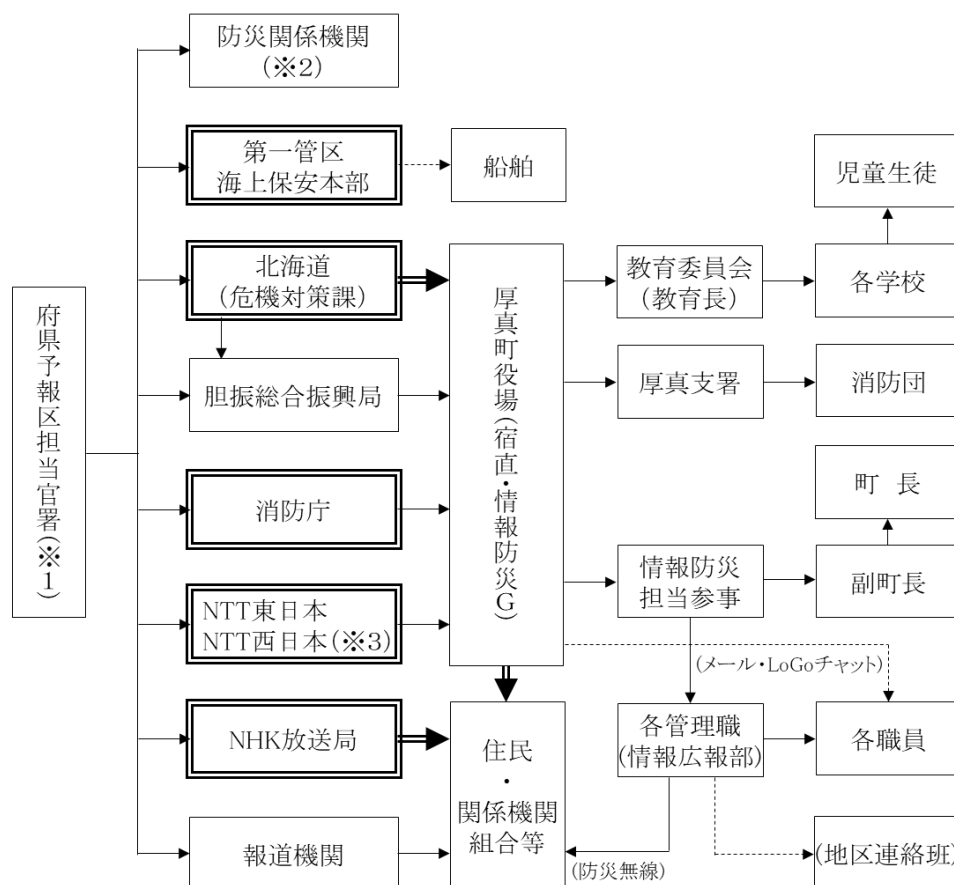
災害に関する情報及び気象予報、警報の伝達、災害応急対策に必要な指揮命令の伝達並びに災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等を迅速かつ確実に実施するための計画は次のとおりとする。

1 気象及び災害情報の伝達系統

気象情報は、次の気象予報・警報伝達系統図に基づき、電話、防災行政用無線等その他最も有効な方法により、通報し又は伝達するものとする。

- (1) 注意報及び警報は、総務課が受理する。
- (2) 注意報及び警報を受理した場合は、直ちに情報防災担当参事（災害情報等連絡責任者）に連絡し指示を受け、必要に応じて関係各課長等に連絡するとともに、関係機関、団体、学校および一般住民に対し警報発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。

2 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統図



【凡例】

- : 二重線で囲われている機関は、気象業務法の規定に基づく洪水予報の通知先
- : 二重線矢印は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
- : 点線矢印は、放送・無線
- (※1) 府県予報区担当気象官署: 札幌管区気象台、函館、旭川、室蘭、釧路、網走、稚内各地方気象台
- (※2) 北海道開発局、陸上自衛隊北部方面総監部(情報部資料課)、北海道警察本部、北海道運輸局、北海道電力㈱ 等
- (※3) NTT東日本・西日本には、特別警報及び警報のみ伝達

※ 注意報・警報・特別警報基準

(1) 注意報(基準値はいずれも予想値)

種類		発表基準	
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	6
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	74
洪水	流域雨量指数基準	厚真川流域=18.5, 軽舞川流域=9.9, 知決刃川流域=6.6, ウクル川流域=7, 頗美宇川流域=8.7, シュルク沢川流域=8.7, 野安部川流域=6.3, 近悦府川流域=4.2, 日高幌内川流域=10.4, 入鹿別川流域=13	
	複合基準	厚真川流域= (5, 14.8), 軽舞川流域= (5, 9.9), 知決刃川流域= (5, 5.3), ウクル川流域= (5, 7), 頗美宇川流域= (5, 8.7), 野安部川流域= (5, 4.6), 近悦府川流域= (5, 4.2), 日高幌内川流域= (5, 10.4), 入鹿別川流域= (5, 13)	
	指定河川洪水予報による基準	—	
強風	平均風速	陸上	12m/s
		海上	15m/s
風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪による視程障害を伴う
		海上	15m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ25cm
		山間部	12時間降雪の深さ30cm
波浪	有義波高	3.0m	
高潮	潮位	1.1m	
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計		
濃霧	視程	陸上	200m
		海上	500m
乾燥	最小湿度35% 実効湿度65%		
なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ40cm以上で、日平均気温5℃以上		
低温	通年：(平均気温) 平年より5℃以上低い日が2日以上継続		
霜	最低気温3℃以下		
着氷	船体着氷：水温4℃以下 気温-5℃以下で風速8m/s以上		
着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		

(2) 警報基準(基準値はいずれも予想値)

種類	発表基準		
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	144
洪水	流域雨量指数基準	厚真川流域=24.9, 軽舞川流域=14.1, 知決刃川流域=8.3, ウクル川流域=10, 頗美宇川流域=13.5, シュルク沢川流域=10.9, 野安部川流域=12.5, 近悦府川流域=5.3, 日高幌内川流域=13.1, 入鹿別川流域=16.3	
	複合基準	厚真川流域= (5, 20.8), 軽舞川流域= (5, 12.6), 知決刃川流域= (5, 7.4), ウクル川流域= (5, 9)	
	指定河川洪水予報による基準	鵠川〔鵠川〕	
暴風	平均風速	陸上	18m/s
		海上	25m/s
暴風雪	平均風速	陸上	18m/s 雪による視程障害を伴う
		海上	25m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ40cm

種類	発表基準		
		山間部	12時間降雪の深さ50cm
波浪	有義波高	6.0m ただし西～北西風の場合は5.0m	
高潮	潮位	1.3m	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

(3) 特別警報基準

種類	発表基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量の大雨が予測される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける。)	
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける。)	
地震(地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける。)	

ア 特別警報発表における避難及び救助

(7) 特別警報(大雪特別警報、暴風雪特別警報を除く)が発表された場合においては、第5章第5節「避難救出計画」の定めにより、当該地域住民に警告し、避難のための立ち退きを指示するとともに関係機関に周知し、避難誘導等の協力を得るものとする。また、避難の際には要配慮者にも十分配慮するものとする。

(4) 特別警報が発表された場合においては、当該地域住民に警告し、避難指示等の発令又は安全を確認するための最善策について指示するものとする。

イ 特別警報発表における伝達

(7) 気象庁から特別警報が発表された場合においては、第5章第1節「災害通信計画」の気象予警報伝達系統図に基づいて、防災行政無線放送やJアラートを利用するなど、適時その時点で使用可能な手法で周知を行う。

(4) 火災気象通報基準

実効湿度65%以下で最小湿度35%以下の場合、若しくは、平均風速が陸上で12m/s以上が予想される場合。なお、平均風速が基準値以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

3 気象及び災害情報の伝達方法

気象台等の発表する気象、水防に関する予警報の伝達方法は、気象予警報伝達系統図によるが、予警報の伝達を迅速、的確に行うための方法は次のとおりとする。

(1) 伝達方法

気象台等から通知された気象、水防に関する予警報又は道(振興局)が発する対策通報を受けたときは、町長が必要と認められるものについて、防災行政用無線・電話その他最も有効な方法により関係各管理職及び関係機関に通知するものとする。

(2) 夜間、休日等における気象予警報の取扱

夜間、休日等において気象予警報が発表されたときは、宿日直者は総務課情報防災担当参事に連絡し所要の指示を受け、防災担当者等が登庁するまでの間、関係機関等との連絡に当たるものとする。また、総務課情報防災担当参事及び防災担当者は登庁し、関係防災機関との連絡調整等及び関係管理職員への通報を行うものとする。

この際、北海道総合防災情報システム及びFAX等の故障により、発表された連絡票を受信できない場合は、電話等により聞き取った内容を様式1により整理しておくものとする。

様式1 火山情報及び気象予警報等受理票

年	月	日	午前・午後	時	分	電話・FAX
発信者					受信者	
予警報等の種類					発信時刻	
受理事項						
処理方法						

4 災害情報通信計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報、被害状況報告等の収集及び通信連絡を円滑に行うために、必要な事項は次のとおりとする。

(1) 伝達方法

ア 災害の発生、被害状況等の連絡は別図「災害情報連絡系統図」により行うものとする。

イ 防災担当参事が関係各管理職に連絡する場合、次の区分に応じて行うものとする。ただし、状況により必要がないと判断したときは、情報の全部又は一部について連絡を省略できるものとする。

〈災害情報の連絡区分〉

区分	災害の種類を問わず連絡を要する者	暴風雨等による災害に関する情報の場合に連絡を要する者	火災に関する情報の場合に連絡を要する者	地震に関する情報の場合に連絡を要する者
職名	町 長 副町長 教育長	全管理職	全管理職	全管理職

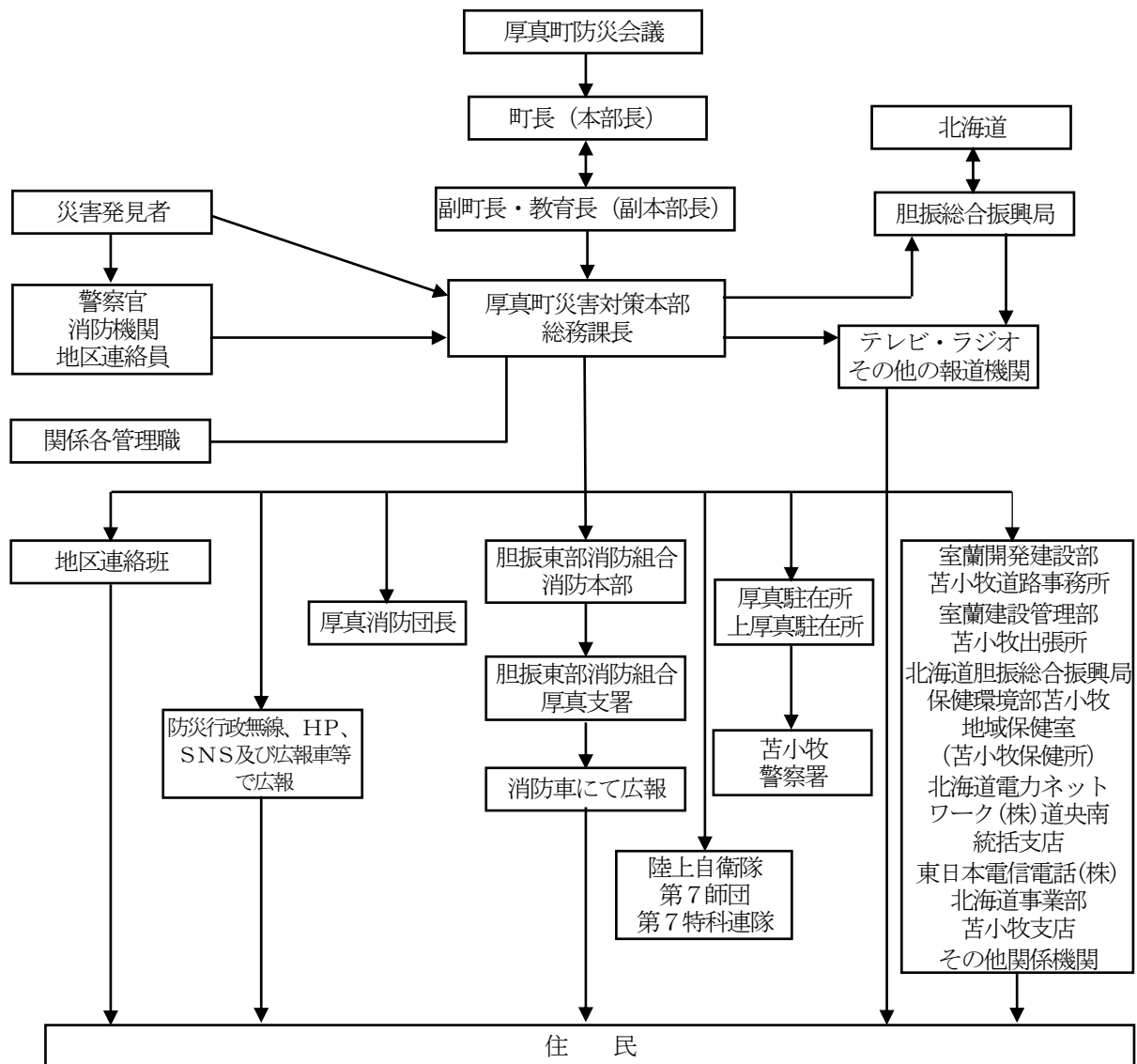
ウ 厚真町(災害対策本部)と胆振総合振興局との災害情報の連絡は、下記の系統図により行う。

第1系統 「厚真町」(NTT回線)←→胆振総合振興局

第2系統 「厚真町」(緊急防災ネットワーク(北海道総合行政情報))←→胆振総合振興局

第3系統 「厚真町」(NTT回線)←→陸上自衛隊第7師団NTT回線)←→胆振総合振興局

別図1 災害情報連絡系統図



(2) 防災会議構成機関の情報連絡責任者

防災関係機関の長は、災害時における情報連絡責任者並びにその代理者等についてあらかじめ定めておくものとする。

<防災会議構成機関の情報連絡責任者>

機関名	電話番号	連絡責任者(職名)	代理者(職名)
室蘭開発建設部苫小牧道路事務所	0144-72-5165	第1工務課長	
苫小牧海上保安署	0144-33-0118	次長	
厚真郵便局	0145-27-2661	局長	
陸上自衛隊第7師団第7特科連隊第1特科大隊	0123-23-5131	第3係主任	
胆振総合振興局地域創生部危機対策室	0143-24-9570	主査(危機対策)	
室蘭建設管理部苫小牧出張所	0144-32-3171	所長	
苫小牧警察署	0144-35-0110	警備課長	警備係長
厚真町社会福祉協議会	0145-26-7501	事務局長	
厚真町教育委員会	0145-27-2321	生涯学習課長	
胆振東部消防組合消防署厚真支署	0145-26-7119	厚真支署長	
胆振東部消防組合厚真消防団	0145-26-7119	厚真支署長	
とまこまい広域農業協同組合	0145-27-2241	厚真支所長	
厚真町土地改良区	0145-27-2610	参事	

機関名	電話番号	連絡責任者(職名)	代理者(職名)
苫小牧広域森林組合厚真支所	0145-27-2429	厚真支所長	
鵠川漁業協同組合	0145-28-2131	副組合長理事	
厚真町商工会	0145-27-2456	事務局長	
北海道電力ネットワーク(株)道央南統括支店	0144-37-8151	支店長	業務部長
N T T 東日本(株)北海道事業部(委任機関)	011-212-4466	設備部災害対策室長	
(株)ドコモCS北海道 北海道南支店	0138-86-5865	総括担当	
あつまバス(株)	0145-27-2311	代表取締役	

ア 防災関係機関の長は、情報連絡責任者又はその代理者に変更があったときは、その都度町長に報告するものとする。

イ 災害に関する情報は、必要と判断したものを全て情報連絡責任者又はその代理者を通して連絡するものとする。

ウ 情報連絡責任者は情報の連絡を受けたときは、直ちに上司及びその他の関係者に連絡を取るとともに災害の予防、復旧、その他必要な措置を取るものとする。

(3) 災害情報の収集及び報告

ア 情報の収集

(ア) 本部の総括部及び情報広報部は、災害が発生し又は発生するおそれのあるときは、速やかに災害情報を収集し、所要の応急対策を講ずるものとする。被害状況の把握及び応急対策の実施状況等の調査収集は、各部が所管事項について責任をもって行い、集計等は総括部で取りまとめ、常に災害情報等を把握しておく。

又、災害情報等の調査収集に当たって必要なときは、関係地区連絡班員を通じて迅速に調査収集するものとする。

(イ) 町は、地区連絡班、各対策部等のパトロール情報、定点カメラ、無人航空機などあらゆる手段で情報を収集するとともに、関係機関が収集する情報を共有し、情報の収集・整理に努める。この際、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

イ 情報の報告

本部の総括部は、災害が発生してから応急措置が完了するまでの情報について、次に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、その状況を知事(振興局長)に報告するものとする。

又、特に関係のある公共機関、団体等に対しても連絡するものとする。

なお、消防庁速報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの(「直接速報基準」に該当する火災・災害等)を覚知した場合、第一報については直接消防庁にも報告するものとする。

[災害情報等報告取扱要領]

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告(以下「災害状況等」という。)を胆振総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合又は広域的な災害で厚真町が軽微であっても振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他、特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表 1 の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ、把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等(住家を除く。)については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表 2 の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表 2 の様式により報告すること。なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について、特に指示があった場合はその指示に基づく報告を行うこと。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表 2 の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告(速報及び中間報告)は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち、最終報告は文書により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

別表 3 のとおりとする。

5 災害情報等連絡責任者

責任者 総括部長

別表 1

災害情報						
報告日時		月 日 時 分現在		発信日時		月 日 時 分
発信機関				受信機関		
発信者（職・氏名）				受信担当者（職・氏名）		
発生場所						
発生日時		月 日 時 分		災害の原因		
気象等の状況	雨量 河川水位 潮位・波高 風速 その他					
ライフライン関係の状況	道路 鉄道 電話 水道（飲料水） 電気 その他					
	(1) 災害対策本部の設置	月 日 時 分 設置				
	(2) 災害救助法適用の状況	(地区名) (被害棟数) (り災世帯) (り災人員) (救助実施内容)				
	(3) 避難の状況	区分	地区名	避難場所	避難人員	時間
		緊急安全確保				
		避難指示				
		高齢者等避難				
		自主避難				
	(4) 自衛隊派遣の要請状況					
	(5) その他の措置の状況					
(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況			
	市町村職員	名				
	消防職員	名				
	消防団員	名				
	その他(住民等)	名				
	計					
その他		(今後の見通し)				

別表2 被害状況報告(速報・中間・最終)

										月 日 時現在		
災害発生日時				月 日 時 分		災害の原因						
災害発生場所												
発信	機関名(町名)					受信	機関名(町名)					
	職・氏名						職・氏名					
	発信日時			月 日 時 分			発信日時			月 日 時 分		
項目				件数等	被害金額(千円)	項目				件数等	被害金額(千円)	
① 人的被害		死者	人			⑤ 土木被害	道 工 事	河川	箇所			
		うち災害関連死者	人					海岸	箇所			
		行方不明	人					砂防設備	箇所			
		重傷	人					地すべり	箇所			
		軽傷	人					急傾斜地	箇所			
		計	人					道路	箇所			
② 住家被害	全壊	棟			町 工 事			橋梁	箇所			
		世帯										
		人										
	半壊	棟					小計	箇所				
		世帯					河川	箇所				
		人					道路	箇所				
	一部破損	棟					橋梁	箇所				
		世帯					小計	箇所				
		人					港湾	箇所				
	床上浸水	棟					漁港	箇所				
		世帯					下水道	箇所				
		人					公園	箇所				
	床下浸水	棟				崖ぐずれ	箇所					
		世帯										
		人				計	箇所					
	計	棟				⑥ 水産被害	漁 船	沈没流出	隻			
		世帯						破損	隻			
人				計	隻							
③ 非住家被害		全壊	公共建物	棟				漁港施設	箇所			
	その他		棟				共同利用施設	箇所				
	半壊	公共建物	棟				その他施設	箇所				
		その他	棟				漁具(網)	件				
	計	公共建物	棟				水産製品	件				
その他		棟			その他		件					
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha			⑦ 林業被害	道 有 林	林地	箇所		
			浸冠水	ha					治山施設	箇所		
		畑	流失・埋没等	ha					林道	箇所		
			浸冠水	ha					林産物	箇所		
	農作物	田	ha			その他			箇所			
		畑	ha			小計			箇所			
	農業用施設	箇所			一 般 民 有 林	林地		箇所				
	共同利用施設	箇所				治山施設		箇所				
	営農施設	箇所				林道		箇所				
	畜産施設	箇所				林産物		箇所				
	その他	箇所				その他		箇所				
	計					小計		箇所				
					計	箇所						

項目			件数等	被害金額(千円)	項目			件数等	被害金額(千円)
⑧衛生被害	水道		箇所			⑪社会教育施設被害		箇所	
	病院	公立	箇所			⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所	
		個人	箇所				法人	箇所	
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			⑬その他	計	箇所	
		し尿処理	箇所				鉄道不通	箇所	
	火葬場		箇所				鉄道施設	箇所	
	計		箇所				被害船舶(漁船除く)	隻	
⑨商工被害	商業	件			空港		箇所		
	工業	件			水道		戸		
	その他	件			電話		回線		
	計	件			電気	戸			
⑩公立学校施設被害	小学校	箇所			ガス	戸			
	中学校	箇所			ブロック塀等	箇所			
	高校	箇所			都市施設	箇所			
	その他文教施設	箇所							
	計	箇所			被害総額				
り災世帯数		世帯			火災発生	建物	件		
り災者数		人				危険物	件		
						その他	件		
消防職員出動延人数		人			消防団員出動延人数		人		
災害対策本部の設置状況	町名			名称	設置日時		廃止日時		
補足資料(※別葉報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○被害の種類概況 ○人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱注意 ○応急対策の状況 ・避難情報の発令状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

別表3

被害区分		判定基準
① 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町の者が隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明者、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し町と警察の調査が一致すること。
	災害関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死亡欄の(2)、(3)を参照
	重傷者	災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療(入院、通院、自宅療養等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)、(3)を参照
	軽傷者	災害のため負傷し、1ヶ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅療養等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)、(3)を参照
② 住家被害	住家	現実に居住している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または、住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度(家財道具は含まない。)のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損害部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または、住家の構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部損壊	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む。)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。

被害区分		判定基準
③ 非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共施設とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に付属する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、又は亀裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。 (2) 埋没とは、その筆における流入土砂の平均の厚さが粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用、又は農耕を維持するための最小限度の復旧の要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、畜舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、種苗施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない。)、草地、畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は海岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている道路法第2条の道路を形成する

被害区分		判定基準
		橋梁が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害を言う。 (1) 被害額の算出は、復旧工事に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上必要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公園	都市公園法施行令第31条第各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽、いけがき)を除く)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引き上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社も含む)所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特殊林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水・送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	一般廃棄物処理施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商業被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判定基準
⑩公立学校施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶(漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

第2節 応急措置実施計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長及び関係機関の長が実施する応急措置については、この計画の定めるところによる。

1 応急措置実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- (1) 北海道知事（基本法第70条）
- (2) 警察官等（基本法第63条第2項）
- (3) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長（基本法第77条）
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関（基本法第80条）
- (5) 町長、町の委員会又は委員、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（基本法第62条）
- (6) 水防管理者（町長）、消防機関の長（支署長、出張所長）等（水防法第17条及び第21条）
- (7) 消防長又は消防署長等（消防法第29条）

2 町の実施する応急措置

町長は、災害が発生したときは、その拡大を防止するため、次に掲げる必要な応急措置を速やかに実施するものとする。

(1) 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険防止のため特に必要があると認めるときは、基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

(2) 応急公用負担の実施

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき本町区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合において、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第24条及び基本法第82条の規定に基づき次の措置をとらなければならない。

ア 土地建物等の占有者等に対する通知

町長は、当該土地、建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件（以下「土地建物等」という。）を使用し、又は収用したときは、速やかに当該土地建物等の占有者、使用者その他当該土地建物等について権限を有する者（以下この号において「占有者等」という。）に対し次の事項を通知しなければならない。

この場合において、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を厚真町公告式条例第2条第2項に定めた掲示場に掲示する等の措置をとらなければならない。

- (ア) 名称又は種類
- (イ) 形状及び数量
- (ウ) 所在した場所
- (エ) 処分の期間又は期日
- (オ) その他必要な事項

イ 損失補償

町は、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(3) 支障物件等の除去及び保管

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するための緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第2項の規定に基づき、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができるものとし、除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

なお、工作物等を保管したときは基本法第64条第3項から第6項までの規定に基づき、それぞれ次の措置

をとらなければならない。

ア 町長は、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権限を有する者(以下この号において「占有者等」という。)に対し当該工作物等を返還するため、公示する。

イ 町長は、保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管する。

ウ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)第 5 条及び第 6 条の規定を準用し、占有者等より徴収する。

エ 保管した工作物等を返還するため公示した日から起算して 6 月を経過してもなお返還することができないときは、当該工作物等の所有権を町に帰属させる。

(4) 北海道知事に対する応援の要求等

町長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。(基本法第 68 条)

(5) 他の市町村長等に対する応援の要求等

ア 町長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。(基本法第 67 条)

イ 町長は、他の市町村長等から応援を求められたときは、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。(基本法第 67 条)

(6) 住民等に対する緊急従事指示等

ア 町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。(基本法第 65 条)

イ 町長及び消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町地域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。(水防法第 24 条)

ウ 消防職員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。(消防法第 29 条第 5 項)

エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。(消防法第 35 条の 7 第 1 項)

オ 町長は、アからエまでの応急措置等の業務に協力した住民等が、そのため負傷、疾病、廃疾又は死亡した場合は、関係法令によるほか、市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和 32 年北海道市町村総合事務組合条例第 1 号)によりその補償を行う。

3 救助法適用の場合

救助法適用の場合は、次のとおりである。

(1) 実施責任者

救助法による救助は、北海道知事が行う。ただし、町長は、知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

(2) 救助法による救助の種類、程度、方法及び期間

ア 救助の種類

- (ア) 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
- (イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (エ) 医療及び助産
- (オ) 被災者の救出
- (カ) 被災住宅の応急修理
- (キ) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (ク) 学用品の給与
- (ケ) 埋葬
- (コ) 遺体の搜索及び処理

- (㊦) 障害物の除去
- (㊧) 輸送及び賃金職員（定員外の職員）等の雇上げ
- イ 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣が定める基準に従い、北海道知事がこれを定める。（救助法施行令第9条）
- (3) 救助法の適用手続及び適用基準
 - 町長は、災害に関し、その被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちに胆振総合振興局長を通じ北海道知事に報告しなければならない。

<救助法の適用基準>

被害区分 市町村の人口	町単独の場合	被害が相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり12,000世帯以上の住家が滅失した場合等
	住宅滅失世帯数	住家滅失世帯数	
厚真町5,000人未満	30	15	市町村の被害状況が特に救助を必要と認められたとき。

<適用>

1 住家被害の判定基準

(1) 滅失：全壊、全焼、流失

住家が全部倒壊、流出、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。

(2) 半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。

(3) 床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算

床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態になったもの。

2 世帯の判定

(1) 生計を1つにしている実際の生活単位をいう。

(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合は、個々の生活実態に即し判断する。

第3節 動員計画

災害が発生し、又は発生が予想され、応急措置を迅速かつ的確に実施するために必要な要員の動員計画は、次に定めるところによる。

1 動員の配備、伝達系統と方法

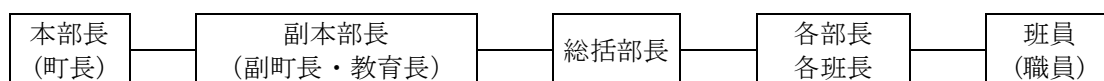
(1) 本部職員等による伝達方法

ア 平常執務時の伝達系統及び伝達方法

非常配備体制の基準に基づき災害対策連絡本部、非常警戒本部、災害対策本部が設置された場合、本部長の指示により総括部長は各部長に対して電話又は口頭により、第1種非常配備体制あるいは第2種非常配備体制、さらに緊急時に備えて本部全職員を待機させる第3種非常配備体制を指令するものとする。

各部長は、所属職員に連絡して指揮監督を行い、災害情報の収集・伝達・調査その他応急措

置を実施する体制を整備確立するものとする。

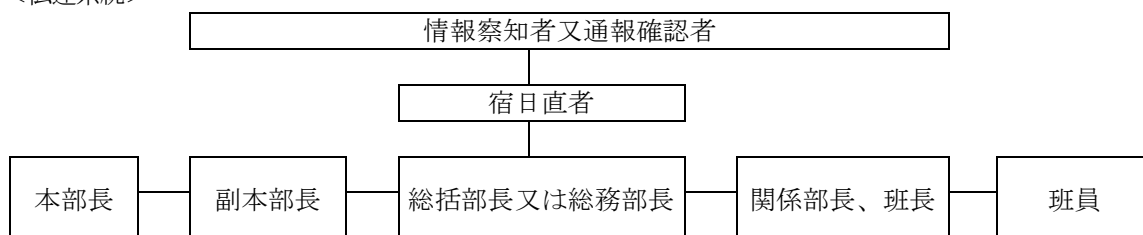


イ 休日又は退庁後の伝達方法

休日又は退庁後において、次の情報を察知した者は宿日直者に連絡し、総括部長又は総務部長の指示を仰ぎ必要に応じて関係部長・班長、班員に通知するものとする。

- (ア) 気象情報等が関係機関から通報されたとき。
- (イ) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- (ウ) 異常現象の通報があったとき。

<伝達系統>



2 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等において登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生しあるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の情報により所属の長と連絡の上又は自らの判断により登庁するものとする。

なお、本部が設置された場合は、電話、広報車、防災行政用無線、テレビ・ラジオ等により周知し、職員がこの旨を知った場合は直ちに登庁するものとする。

第4節 災害広報計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における報道機関・関係諸機関及び住民に対する災害情報の提供並びに広報活動は情報広報部情報・広報班が担当し、本計画の定めるところにより実施する。

1 災害広報及び情報等の提供の方法

町及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする町民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地域の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

(1) 災害情報等の収集方法

- ア 情報・広報班等による災害現場の情報取材
- イ 一般住民及び報道機関、その他関係機関の取材による資料の収集
- ウ その他災害の状況に応じ職員の派遣による資料の収集

(2) 災害情報等の発表方法

- ア 発表責任者

災害情報等の発表及び広報は、本部長の承認を得て、情報広報部長が行なうものとする。

イ 住民に対する広報の方法及び内容

一般住民及び被災者に対する広報活動は、災害時の状況を見極めながら次の方法により行う。

- (ア) 防災行政用無線の利用
- (イ) 広報紙又はチラシの利用
- (ウ) 広報車又は消防車の放送施設の利用
- (エ) SNS（Facebook・LINE等）、インターネット
- (オ) 新聞、ラジオ、テレビ、エリアメール等の利用

ウ 報道機関に対する情報発表の方法

情報・広報班は、プレスセンターを設置し、収集した被害状況、災害情報等について定期的に記者会見を通して情報提供を総括的に行う。提供する情報は、状況に応じて次の発表をするものとする。

- (ア) 災害の種別、名称及び発生日時
- (イ) 災害発生場所
- (ウ) 被害状況
- (エ) 応急対策の状況
- (オ) 住民に対する避難指示等の状況
- (カ) 一般住民及び被災者に対する協力及び注意事項

エ 対策本部職員に対する周知

情報・広報班は、災害情報の推移を対策本部職員に周知し、各班に対して措置すべき事項及び伝達方法を連絡する。

オ 各関係機関に対する周知

情報広報班は、必要に応じて防災関係機関、公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して災害情報を提供するものとする。

2 住民に対する広報等の方法

- (1) 町及び防災関係機関等は、当時の実情に応じ、報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、新聞等）への情報提供をはじめ、町の防災行政無線（戸別受信機を含む。）、緊急速報メール、町ホームページ（インターネット）、SNS（LINE、Facebook）広報車両、臨時災害放送局、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

この際、実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。

- (2) 町及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について、必要に応じ、協力するものとする。
- (3) (1)のほか、町は、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

3 町の広報

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関、商業施設、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支

援に関する情報等について、必要によりボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

4 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。

特に、住民生活に直結した機関(道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等)は、応急対策活動と発生原因や復旧見込、復旧状況を町民に広報するとともに、町の災害対策本部に対し情報の提供を行う。

5 安否情報の提供

(1) 安否情報の照会手続

ア 安否情報の照会は、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。

イ 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

ウ 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
(ア)	・被災者の同居の親族 (婚姻の届け出を有しないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
(イ)	・被災者の親族（(ア)に掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
(ウ)	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

エ 町は、ウ項にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

(2) 安否情報を回答するに当たっての町の対応

町は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

ア 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。

イ 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報をその保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。

ウ 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

エ 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

6 災害時の氏名等の公表

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

7 被災者相談所の開設

町長は、必要と認めたときは町役場内に被災者相談所を開設し、被災者の相談に応ずるものとする。

第5節 避難救出計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を保護するため必要と認める地域住民に対し安全地域への避難のための立退きを指示し、又は避難所を開設するための計画は、本計画の定めるところによる。

また、生命又は身体が危険な状態にある者並びに生死不明の状態にある者を救出し、保護する計画は本計画の定めるところによる。

1 避難計画

(1) 避難実施責任者

避難のため立退き指示を行う責任者は、基本法その他の法律により次のように行うものとする。

ア 町長（基本法第60条）

(ア) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の指示を行う。

a 避難のための立退きの指示

b 必要に応じて行う立退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

c 近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示

(イ) 町長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

(ウ) 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに胆振総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様）

イ 水防管理者（水防法第29条）

(ア) 水防管理者（水防管理者団体の長（町長））は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

(イ) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を胆振総合振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域を管轄する苫小牧警察署長にその旨を通知する。

ウ 知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

(ア) 知事（胆振総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事（胆振総合振興局長）は洪水、高潮、地滑り以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。

(イ) 知事は、災害発生により町長が避難のための立退きの指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。

エ 警察官又は海上保安官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

(ア) 警察官又は海上保安官は、アの(イ)により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立退き先について指示することができる。その場合、直ちに、その旨を町長に通知するものとする。

(イ) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

オ 自衛隊（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

(ア) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）

(イ) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）

(ウ) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）

(エ) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）

(オ) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

(2) 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

ア 連絡

町、道（総合振興局）、北海道警察本部（警察署等）、第一管区海上保安本部（海上保安署）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

イ 助言

(ア) 町

町は、避難のための立退きの指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(イ) 国や道の関係機関

町から助言を求められた国や道の関係機関は、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、道は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

また、国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

なお、国及び道は、町長による水害時における避難指示等の発令に資するよう、町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

ウ 協力、援助

(ア) 北海道警察

町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

(3) 避難指示又は高齢者等避難の周知・伝達方法

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように、避難指示等の伝達内容の工夫や対象者を明確にするとともに、警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように、具体的でわかりやすい内容に配慮して伝達する。

この際、防災行政無線、北海道防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の

活用により、対象地域住民への迅速な伝達に努め、迅速かつ円滑な避難を図る。

また、避難指示等の発令にあたっては、必要に応じて防災関係機関（タイムライン防災関係機関を含む。）等の専門的知見や技術的な助言を活用して、適切に判断をおこなうものとする。

ア 指示事項

- (ア) 避難先
- (イ) 避難経路
- (ウ) 避難の理由及び内容
- (エ) 注意事項
 - a 携行品は（食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等）
 - b 服装（帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具等を携行）
 - c 避難後の戸締まり
 - d 火気に注意し、火災が発生しないようにする。（ブレイカーの遮断・ガスの元栓遮断）

イ 伝達方法

- (ア) 防災行政用無線による伝達
- (イ) 北海道防災情報システム
- (ウ) Lアラート（災害情報共有システム）
- (エ) 携帯電話（緊急速報メール、登録制メール、I P告知システム機能含む。）
- (オ) SNS（Facebook・LINE等）、インターネット
- (カ) 臨時災害放送局
- (キ) 報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、新聞）への情報提供
- (ク) 広報車両
- (ケ) 掲示板、印刷物など
- (コ) 地区情報連絡責任者による伝達
- (サ) 避難信号による伝達

別冊1「厚真町水防計画第11章第1節水防信号」に定める危険信号によるものとする。ただし、避難所が変わる際は水防信号以外の方法で伝達する。

- (シ) 電話による伝達
電話により住民組織、官公署、会社等に通報する。
- (ス) 伝達員による個別連絡

避難を指示したときが夜間、停電時、風雨が激しい場合等、全家庭に対する完全通知が困難であると予想されるときは、本部職員等で組を編成し個別に伝達するものとする。

ウ 避難行動要支援者への配慮

特に、避難行動要支援者には、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員・自主防災組織等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す避難情報等
警戒レベル5	・発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ・居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
警戒レベル4	・発令される状況：災害のおそれ高い ・居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難	避難指示
警戒レベル3	・発令される状況：災害のおそれあり ・居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
警戒レベル2	・発表される状況：気象状況悪化 ・居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報
警戒レベル1	・発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ・居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める	早期注意情報 (警報級の可能性)

(4) 避難誘導

ア 避難誘導者

避難者の誘導は、町災害対策本部救護部救護班、消防支署、消防団、警察官が協力して行うものとする。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

イ 避難の順位

避難させる場合には、老人、幼児及び疾病者等、要配慮者を優先的に避難させる。

ウ 移送の方法

(ア) 避難は、避難者が各個又は事業者ごとに行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、運送事業者等と連携し、町において車両等によって移送する。

(イ) 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

(ウ) 車両による集団輸送の必要が認められる場合は、町災害対策本部産業対策班が行う。

2 指定緊急避難場所の開設

町は、災害が発生し、又は、災害が発生する恐れがあるときは、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

3 指定避難所の開設

(1) 町は、災害が発生し、又は、災害が発生する恐れがあるときは、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 避難所は、資料編資料10のとおりあらかじめ設定しておくものとし、災害の種類・程度により最も安全であると判断される施設及び場所に避難させるものとする。但し緊急を要する場合等で、これらの場所を使用することができないときは、最寄りの民間施設、空地等を使用するものとする。

また、その地域全体が災害のため使用不能のときは他地域の避難所を使用するものとする。

(3) 町は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

(4) 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(5) 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

(6) 避難所運営班、地区連絡班による報告

ア 避難所を開設した場合、避難所運営班又は地区連絡班の連絡担当者は、住民等が避難してきた場合、様式1により逐次本部へ報告する。

(7) 道(知事)に対する報告

ア 避難の指示を町長等が発令したときは、発令者、発令日時、発令の理由、避難の対象地区及び避難先を記録するとともに、胆振総合振興局長に対し直ちにその旨報告する。(町長以外の者が発令したときは、町長経由)

イ 避難所を開設したときは、知事(胆振総合振興局長)にその旨報告する。

(ア) 避難所開設の日時、場所、施設名及び全国共通避難所・避難場所ID

- (イ) 開設期間の見込み
 - (ウ) 収容状況・収容人員
 - (エ) 炊き出し等の状況
- (8) 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確保するものとする。また、避難所を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するように努める。

様式1 避難者リスト

避難施設名称

避難者住所	避難者氏名	年齢	性別	電話番号	避難月日	避難時刻	帰宅時刻	特記事項
			男・女		月日	時分	時分	

4 指定避難所の運営管理等

- (1) 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、自治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村等に対して協力を求めるものとする。
- また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- (2) 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所の運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。
- なお、実情に合わせて、応援職員等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。
- (3) 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。
- (4) 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- (5) 町は、被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保及び福祉的な支援の充実のために、道や医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援や簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等の快適なトイレやキッチンカーなどの設置について道との調整に努めるとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じ、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (6) 町は、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めるものとし、道の助言・支援を受けるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。
- (7) 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。
- (8) 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所への設置やトイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜を問わず安心して使用できる場所に設

置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- (9) 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- (10) 町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (11) 避難期間等にかんがみて必要に応じ、北海道警察の支援により避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努めるものとする。
- (12) 町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (13) 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。
- (14) 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者等からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。
- (15) 町は、感染症の発生や拡大が見られる場合は、総括部及び教育避難所対策部と救護部が連携し、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (16) 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
- (17) 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に総括部及び教育避難所対策部と救護部が連携し、適切な対応を検討しておくものとし、感染者または感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、ほかの避難者とは区画と動線を分けるなど必要な措置を講じる。
- (18) 町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するよう努める。
- (19) 指定避難所は、避難所に避難した者を住民票の有無にかかわらず適切に受け入れることとする。この際、指定避難所における安全性や良好な居住性の確保及び福祉的な支援の充実に必要な処置を講ずるよう努める。

また、指定避難所に滞在する避難者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

5 広域一時滞在

(1) 広域一時滞在の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うものとする。

ア 道内における広域一時滞在

- (ア) 町長は、災害発生により被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。

この際、適当な協議の相手方を見つけれない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

- (イ) 道内広域一時滞在の協議をする場合、協議元である町長は、あらかじめ胆振総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告する。
- (ウ) 道内の他の市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた町長は、被災住民を受け入れることについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知するとともに、速やかに、協議元となる道内他の市町村長に通知するものとし、町長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。
- (エ) 協議元となる町長が、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、被災住民への支援に関する機関等に通知するとともに、知事に報告する。
- (オ) 協議元となる町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所管理者などの被災住民への支援に関する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。
- (カ) 協議先となる町長が、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を指定避難所の管理者などの被災住民への支援に関する機関に通知する。
- (キ) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引継ぎを行う。

この際、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

イ 道外への広域一時滞在の協議

- (ア) 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。
- (イ) 知事は、協議元となる町長より道外広域一時滞在に関する要求を受けた場合、協議先知事に協議を行う。また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。
- (ウ) 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告する。
- (エ) 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに協議元となる町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。
- (オ) 協議元となる町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、指定避難所の管理者などの被災住民への支援に関する機関に通知する。
- (カ) 協議元となる町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告及び公示するとともに、避難所の管理者などの被災住民への支援に関する機関に通知する。
- (キ) 知事は、協議元となる町長より道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知及び公示するとともに、内閣総理大臣に報告するものとする。
- (ク) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

ウ 避難者の受け入れ

町は、他の市町村からの広域一時滞在者を受け入れることができる広域一時滞在用の施設等をあらかじめ想定しておくものとする。

エ 関係機関との連携

町は、道及び運送事業者等との具体的な手順を定め、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞在を実施するよう努めるものとする。この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

- (ア) 広域一時滞在を行うべき場合やその対象者の整理
- (イ) 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保

- (ウ) バスなど被災者の移動手段の確保
 - (エ) 広域一時滞在についての被災者の意向の把握
 - (オ) 被災者の希望を踏まえた施設(ホテル、旅館等を含む)のマッチング
 - (カ) 施設(ホテル、旅館等を含む)への移送
 - (キ) 広域一時滞在先での継続的な支援
 - (ク) 広域一時滞在等の受け入れ先、市町村との間での被災者に関する情報共有、また受け入れる場合の被災者への情報の提供
- (2) 広域一時滞在避難者への対応
- 町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。
- (3) 内閣総理大臣による協議等の代行
- 内閣総理大臣は、災害の発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、町又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長又は知事との事務の引き継ぎが行われる。

6 救出計画

- (1) 救出実施責任者
- 町長(救助法の適用を受け、知事の委任を受けた場合を含む。)は、警察官、消防等の協力を得て救出を行う。
- (2) 救出を必要とする者
- 災害のために現に生命身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態で、おおむね次に該当するときとする。
- ア 火災の際、火中に取り残された場合
 - イ 台風、地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合
 - ウ 水害の際、家屋とともに流され又は孤立地点に取り残された場合
 - エ 山崩れ、地すべり等により生き埋めとなった場合及び汽車、自動車等の大事故が発生した場合
- (3) 救助応援
- 町長は、町単独では十分に被災者の救出等が実施できない場合、本章第20節「広域応援計画」に基づき、道や他の市町村に応援を要請する。

第6節 食料供給計画

災害時が発生し、又は発生するおそれがある場合における被災者並びに災害応急対策に従事している者に対する主要食料及び副食調味料の供給は、本計画の定めるところによる。

1 主要食料供給計画

- (1) 実施責任者
- 救助法が適用された場合は、知事の委任を受けた町長が実施し、災害救助法適用に至らない災害の場合、救助法の規定に準じて町長の責任において実施する。なお、各機関の災害応急作業従事者に対する食糧の供給は、原則として町の責任で実施する。
- (2) 供給の対象
- ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合
 - イ 被災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

ウ 被災地における、救助作業等の災害応急対策に従事する者に対して、供給を行う必要がある場合

(3) 供給の方法及び手続等

町長は、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀等を町内で確保できないときは、その確保について振興局長を通じて知事に要請するものとする。配給方法、その他の手続等については、総合食料局で定める「災害救助用米穀引渡協定書」及び「緊急引渡要領」により行うものとする。

(4) 主要食料、副食、調味料及びその他の食料品調達先

調達先機関	住 所	電話番号
とまこまい広域農業協同組合	錦町10-2	27-2241
厚真町商工会	京町37	27-2456

(5) 要配慮者の食料対策

要配慮者の食料品は、できるだけ食べやすいものを選定し、優先的に配給するものとする。

(6) 食糧輸送計画

食糧の輸送に当って、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、本章第15節「輸送計画」及び6節「労務供給計画」により措置するものとする。

第7節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する住宅対策は、この計画の定めるところによる。

1 住宅対策の種類

避難所設置による被災者の応急収容、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、災害公営住宅の建設

2 実施責任者

救助法が適用された場合の避難所の設置、応急仮設住宅建設及び住宅の応急修理については知事が行ない町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条の規定により委任された場合は、町長(建設対策部建設班・施設担当)が行なう。

3 実施の方法

(1) 避難所の設置

町長は、必要により住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、避難所を開設するものとする。

(2) 応急仮設住宅の建設

ア 建設の基準

応急仮設住宅の標準規模は、一戸につき29.7平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6戸の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ 存続期間及び経費

応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

ウ 維持管理

維持管理については、町長(建設対策部建設班・施設担当)が行なう。

(3) 住宅の応急修理

町長は、被災者の一時的な居住の安定を図るため、住宅の応急修理を次のとおり実施するものとする。

ア 応急修理を受ける者

- (ア) 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。
- (イ) 自らの資力で応急修理ができない者。

イ 応急修理の実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行なう。

ウ 修理の範囲と費用

- (ア) 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことの出来ない部分で必要最小限とする。
- (イ) 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

(4) 災害公営住宅の整備

ア 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に低所得り災害世帯のため国庫から補助を受けて建設し入居させるものとする。

(ア) 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常な自然現象による災害の場合

- a 被災地域全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- b 町内の滅失戸数が200戸以上のとき
- c 滅失戸数が町内の住宅戸数の1割以上のとき

(イ) 火災による場合

- a 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- b 滅失戸数が町内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行なって、道より譲渡を受け町が管理するものとする。

ウ 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

(ア) 入居者の条件

- a 当該災害の発生から3カ年間は当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- b 当該災害発生後3カ年間は、収入が収入分位50%以下で事業主体が条例で定める金額を超えない世帯であること。
- c 現に同居し又は同居しようとする親族がある世帯であること。
- d 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。

(イ) 構造

再度の被災を防止する構造

(ウ) 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

(エ) 国庫補助

- a 建設、買取りを行なう場合標準建設、買取費等の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4
- b 借上げを行なう場合共同施設等整備費の2/5

4 資材の斡旋、調達

町長は、建築資材等の調達が困難な場合には、北海道に斡旋を依頼するものとする。

第8節 衣料、生活必需物資供給計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における被災者に対する被服その他生活必需品の供給確保に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合の被災者に対する被服、その他生活必需品の給与又は貸与は、知事が行ない、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行なう。
- (2) 救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は、町長(産業対策部が行うものとし物資の調達に困難なときは、知事に斡旋及び調達を要請する。

2 給与又は貸与の対象者

- (1) 災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財等を喪失した者
- (3) 災害により被服寝具その他生活必需物資を亡失し、日常生活を営むことが困難と思われる者

3 給与又は貸与物資の種類

被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 寝具
- (2) 外衣
- (3) 肌着
- (4) 身の回り品
- (5) 炊事道具
- (6) 食器
- (7) 日用品
- (8) 光熱材料

4 衣料、生活必需品等の調達先

厚真町商工会及びとまこまい広域農業協同組合を調達先とする。なお調達困難な場合は、知事に依頼し調達するものとする。

5 給与又は貸与の方法

- (1) 地区取扱責任者
地区取扱責任者は、各連絡班の班長をもってあて、救援物資の給与又は貸与は、各地区住民の協力を得て的確に行うものとする。
- (2) 給与又は貸与台帳の整備
救援物資の給与又は貸与にあたっては次の簿冊を備え、その経過を明らかにして処理するものとする。
 - ア 世帯構成員別被害状況 (様式1)
 - イ 物資購入(配分)計画書 (様式2)
 - ウ 物資受払簿 (様式3)
 - エ 物資給与及び受領簿 (様式4)

(様式1) 世帯構成員別被害状況

年 月 日 時現在

世帯構成員別 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学生	中学生
全壊(焼)													
流失													
半壊(焼)													
床上浸水													

(様式2) 物資購入(配分)計画書

世帯区分		1人世帯				2人世帯				3人世帯				計			
		円				円				円							
品名	単価	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額
計																	

(様式3) 物資受払簿

品目																	
年 月 日	摘要	受				払				残				備考			

(様式4) 物資給与及び受領簿

住家被害程度区分							
災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。 年 月 日							
住所							
世帯主 氏名 印							
給与年月日	品名	数量	備考	給与年月日	品名	数量	備考

第9節 給水計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において水道の破損及び井戸水の汚染等のため、飲料水が得られない場合における給水活動については本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

応急給水は、町長(給与班)が総括して実施する。給与班は、給水箇所(場所)・時間等について被災住民(自治会・自主防災組織)等と調整するとともに、建設班・上下水道担当が担任する給水支援者(自衛隊、開発局、その他の給水支援団体等)との調整により、連携して浄水の確保と給水に万全を期するものとする。(災害救助法が適用された場合は、知事が行ない町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行なう。)

2 給水方法

給与班は、胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室の指示に基づき、建設班・上下水道担当を通じ関係機関に協力を求め、被災地への給水を行う。

- (1) 浄水施設に被害のない場合
消防水槽車等によって、簡易水道の水を給水する。
- (2) 水道施設のうち給配水管のみに被害のあった場合
被災地域は、直ちに断水し関係住民に被害状況を周知徹底させ、消防水槽車等又は給水用資機材により搬送給水する。
- (3) 水源井戸を含む水道施設全部が被災した場合
ア 非常用浄水機・湧水・表流水を消毒薬（塩素等）で滅菌処理して給水するほか、国、北海道、近隣市町村に要請して飲料水の提供を受ける。
イ 搬送給水は、消防水槽車等又はトラックによるほか、必要に応じ自衛隊、開発局の支援を得て行う。
- (4) 生活用水の確保
災害時の生活用水の水源として、被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は河川、ため池、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。
これらの水源は平時からリスト化に取り組むよう努める。また、住民や企業が所有する井戸や湧き水を災害用井戸、湧き水として活用するための登録制度など代替え水源による生活用水の確保に努める。

3 給水の実施

給与班は、建設班（上下水道担当）が断水地域、規模、浄水・取水施設の被害状況を収集修正整理した情報を受領した後、給水方針を作成し、応急給水を実施する。

- (1) 給水方針に定める事項
給水所、給水方法、給水の機材の確保等
- (2) 応急給水の実施
被災状況を踏まえ、給水優先順位に基づき給水を実施する。
- (3) 広報
情報・広報班と連携し、給水に関する情報を広報する。

4 給水施設の応急復旧

在庫資材又は発注資材をもって主要給配水管の配管工事を行い、共同で使用できる大口径の給水栓又は消火栓を適当な間隔に取り付け、被災者に飲料水を供給する。

第10節 ライフラインの応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において通信、交通、電力、ガス、上下水道のライフライン確保に関する事項については本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

各機関等への応援・復旧依頼等は、総括部が実施するものとし、通信、交通、電力、ガスの復旧に関する細部の連絡調整は産業対策部が行う。また、上下水道に関する復旧は建設対策部が行い、それぞれが連携してライフラインの確保に万全を期するものとする。

2 応急対策

- (1) 災害通信
ア 町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとし、町は応急復旧対策の

ために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話(株)等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとし、なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

イ 連絡・通信手段

庁内（災害対策本部）及び防災関係機関等との連絡・通信は、次の手段により行う。

区分		連絡・通信手段
庁内（災害対策本部等）		① 電話（内線・外線） ② 衛星携帯電話 ③ 防災用携帯電話 ④ ファクシミリ（FAX） ⑤ メールマジック（職員一斉メール） ⑥ 電子メール ⑦ グループウェア ⑧ L o G oチャット（自治体専用チャット） ⑨ 防災行政無線（移動系） ⑩ 車両・徒歩
防災関係機関	胆振総合振興局	① 北海道総合防災情報システム ② 電話（内外線） ③ 衛星携帯電話 ④ 防災用携帯電話 ⑤ ファックス ⑥ 電子メール
	その他の関係機関	① 電話（内外線） ② 衛星携帯電話 ③ 防災用携帯電話 ④ ファックス ⑤ 電子メール
【備考】 ○ 災害等により回線が輻輳した場合、発信規制や接続規制といった通信規制が行われることから、電気通信事業者から提供されている災害時優先電話を有効活用することに着意する。なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いになることに留意		

ウ 通信途絶時等における措置

通信の途絶又は通信が著しく困難な場合、通信の確保を図るため、必要により北海道総合通信局に対し、次の措置について要請する。

区分	北海道総合通信局に連絡する内容
移動通信機器の借受	① 借受申請者の氏名又は名称及び住所 ② 借受希望機種及び台数 ③ 使用場所 ④ 引渡場所及び返納場所 ⑤ 借受希望日及び期間
移動電源車の借受	① 借受申請者の氏名又は名称及び住所 ② 台数 ③ 使用目的及び必要とする理由 ④ 使用場所 ⑤ 借受期間 ⑥ 引渡場所
臨時災害放送局（災害FM）用機器の借受	① 借受申請者の氏名又は名称及び住所 ② 希望エリア ③ 使用目的 ④ 希望する使用開始日時 ⑤ 引渡場所及び返納場所

区分	北海道総合通信局に連絡する内容
	⑥ 借受希望日及び期間
【連絡先】 総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話）011-747-6451	

(2) 交通応急対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における道路、船舶及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、本計画の定めるところによる。

ア 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ胆振日高地域道路啓開計画等の道路啓開に関わる計画を確認・調整するなど事前の備えを推進する。

(7) 北海道警察（札幌方面苫小牧警察署）

- a 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路（日高自動車道を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限を行う。
- b 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- c b項による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(4) 苫小牧海上保安署

海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制等を行う。

(7) 北海道開発局室蘭開発建設部（苫小牧道路事務所）

- a 国道及び日高自動車道の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに、迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。
- b 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路（日高自動車道を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限を行う。
- c 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- d c項による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(7) 北海道（胆振総合振興局）

- a 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。
- b 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
- c 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保につとめるものとするとともに、ガソリン等

について、町長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

(オ) 町（消防機関）

- a 町が管理している道路で災害が発生した場合は、障害物の除去に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

- b 消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

- c 消防吏員は、b項による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(カ) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいない時に次の措置をとることができる。

- a 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。
b 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。
c 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

イ 道路の交通規制

(ア) 道路交通網の実態把握

災害が発生した場合、道路管理者及び苫小牧警察署は、相互に緊密な連携を図るとともに、消防本部その他関係機関の協力を得て、次の事項を中心に町内の幹線道路、橋梁、高架橋等の被害状況及び交通の状況について、その実態を把握するものとする。

- a 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
b 迂回道路設定の可否及び可の場合の路線名、分岐点及び合流点
c 交通混雑の状況及び通行の禁止又は制限を実施する必要性の有無
d 被害道路の応急復旧の見通し
e その他参考となるべき事項

(イ) 被害道路の応急復旧等の措置

道路管理者は、その管理に係る道路で災害が発生した場合は、苫小牧警察署その他の関係機関に連絡するとともに、必要に応じて交通の規制、制限、迂回路の指示等を実施し、直ちに応急復旧工事に着手、又は道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去する等、道路の啓開に努めるものとする。

(ロ) 被害道路等の交通規制の実施方法

道路管理者及び苫小牧警察署の被害道路の交通規制は、次の方法により実施するものとする。

- a 道路標識等を設置する。
b 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示により行う。

(ハ) 関係機関との連携及び部内外広報

道路管理者及び苫小牧警察署が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、庁内及び町民等に対する広報により、周知・徹底を図るものとする。

ウ 海上交通の確保

苫小牧海上保安署は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

(ア) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。

(イ) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

- (ウ) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずる恐れがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告することができる。
- (エ) 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、周知を図る。
- (オ) 航路標識が損壊したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

エ 緊急輸送のための交通規制

苫小牧警察署は、災害が発生し、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要と認める場合には、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(イ) 道路管理者への通知

苫小牧警察署は、緊急輸送のための交通規制を実施しようとするときは、あらかじめ当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知するものとする。

なお、緊急を要する場合であらかじめ通知できないときは、事後直ちに通知する。

(ロ) 緊急通行車両の確認手続等

a 確認場所

基本法施行令第33条の規定に基づき知事又は道公安委員会が行う緊急通行車両の確認事務は、車両の使用者の申出により、胆振総合振興局、苫小牧警察署及び交通検問所で行う。

b 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両に「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を交付するものとし、交付を受けた緊急通行車両の使用者は、当該車両の前面に標章を掲示するとともに、証明書を携帯するものとする。

c 緊急通行車両

緊急通行車両は、災害対策基本法規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

- (a) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- (b) 消防、水防、道路維持、電気、ガス、水道その他の応急措置に関する事項
- (c) 被災者の救護、救助その他保護に関する事項
- (d) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項
- (e) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (f) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (g) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (h) 緊急輸送の確保に関する事項
- (i) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(ハ) 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、苫小牧警察署が認めたもの。

a 確認手続

苫小牧警察署は、車両使用者等の申し出により当該車両が規制除外車両であることの確認を行うものとする。

この際、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取扱い、交通規制の対象から除外する。

b 確認場所

規制除外の確認は、苫小牧警察署及び交通検問所で行う。

c 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両に「規制対象除外車両通行証明書」及び「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

この際、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

- (エ) 規制除外車両の事前届出の対象とする車両
 - a 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
 - b 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
 - c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
 - d 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- (オ) 放置車両対策
 - a 苫小牧警察署は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。
 - b 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (3) 電力施設災害応急計画

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、電力施設・施設被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、両社が定める「防災業務計画」によって両社が一体となり対策を講ずるものとする。

 - ア 活動態勢

発令基準に従い警戒態勢、非常態勢及び特別非常態勢を発令し、体制を確立するものとする。
 - イ 情報収集・提供

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、町に連絡するものとする。

また、本町の災害対策本部が設置された場合、必要により連絡員を派遣し、設備被害状況および復旧見込みなどの情報提供を行う。
 - ウ 広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の停電、復旧見込みなどの状況について、ホームページ・SNS（Twitter、Facebook）チャット・電話による自動応答サービス、ラジオ及び報道機関などを通じて、速やかに一般公衆に周知を図るものとする。
 - エ 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。
- (4) ガス施設災害応急計画

ガス事業者は、ガス事業法に基づき保安規程および保安業務規程を定め、技術上の基準に適合するよう工作物の維持を図るほか非常災害の事前対策、災害発生時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずるものとする。
- (5) 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧については、本計画の定めるところによる。

 - ア 上水道施設の応急・復旧対策

建設班（上下水道担当）は、上水道施設が被災し、機能停止した場合、次のような機能回復作業を行う。
 - (7) 応急対策
 - a 被害調査
 - (a) 管路施設は、導水管、送水管、配水本管、配水支管の順に調査を行う。
 - (b) 浄水施設、浄水場、配水池の順に調査を行う。
 - b 応急対策活動
 - (a) 漏水を確認した時は、バルブ操作により水道水を確保する。
 - (b) 配水管などの被害のない地区でも必要最小限に給水を制限する。
 - (c) 原水から給水栓に至るまでの水質監視レベルを維持する。
 - (イ) 復旧対策
 - a 復旧に必要なリソースは、上下水道グループが所有するものや、自衛隊、公共団体、民間企業等

の関係機関に応援要請を行い、不足となるリソースを確保する。

- b 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の広報
 - (a) 広報の方法は、広報車、ホームページ等により町民に情報を発信する。
 - (b) 広報の内容は、断水状況、開設している給水所、節水のお願い等の情報
- c 各復旧対策順位
 - (a) 水道管の復旧は、導水管、送水管、配水本管、配水支管の順に行う。
 - (b) 水道施設の復旧は、取水施設、浄水場、配水池の順に行う。
 - (c) 被害状況等により(a) (b)に示した順に復旧を行わない場合もある。

イ 下水道施設の応急・復旧対策

建設班・上下水道担当は、下水道施設が被災し、機能停止した場合、次のような機能回復作業を行う。

(7) 応急対策

- a 被害調査
被災後、建設班（上下水道担当）は、直ちに施設の被害調査を行う。
- b 応急対策活動
 - (a) 汚水管きょは、汚水の流下に支障のないよう移動式ポンプを配置する。
 - (b) 厚真町浄化センターが停電した場合には、直ちに非常用発電装置に切り替える。
 - (c) 厚真町浄化センターが破損し漏水が生じた場合には、土のう等により漏水を阻止し破損箇所等の応急修理を行う。
 - (d) 多量の塵芥等により管渠の閉塞または流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。

(4) 復旧対策

- a 資機材、車両、人材の確保
 - (a) 資機材等は、基本的に町所有のものを使用する。また、必要に応じて民間企業等、他市町村等の下水道事業者の協力を得る。
 - (b) 工事施工中の箇所は、施工者に対し、被害を最小限にとどめるよう状況に応じた措置をとることを指示する。
- b 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の広報
町民に対し、破損箇所、排水禁止区域、排水できない場合の措置を広報する。

ウ 協定

民間事業者との協定締結などにより発災後の上下水道施設の維持・修繕に努める。

エ 復旧の優先順位の設定

発災後に迅速に復旧できるよう最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど体制の構築に努める。

第11節 医療及び助産計画

災害のため、地域の医療機能が失われ、又は医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合は知事が行ない、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行なう。
- (2) 救助法が適用されない場合の医療及び助産は、町長（救護対策部救護班）が実施する。知事に要請した救護班が現地に到着するまでの間も同様とする。

- (3) 上記(1)、(2)については、苫小牧市医師会及び町内の医療機関と緊密な連絡協議のもとに実施するものとする。

2 医療及び助産の対象者並びにその把握

(1) 対象者

医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者及び災害の発生日前後7日以内の分べん予定者で、災害のため助産の途を失った者

(2) 対象者の把握

対象者の把握は、所管の如何を問わずできる限り正確かつ迅速に把握し、本部長に通知するものとする。

通知を受けた本部長は、直ちに救護に関し医師、助産婦等の派遣要請、救護所の開設、患者の緊急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等必要な措置を講ずるよう関係部班に指示する。

3 救護所の設置

応急救護所は、現地の公共施設等を使用するものとする。また、救護所を設置したら設置場所、診療内容を住民に広報する。

4 苫小牧市医師会等に対する出動要請

- (1) 町長は、災害の規模等により応急救護の必要があるときは、苫小牧市医師会又は日本赤十字社、北海道医師会等に対して出動要請を行う。

- (2) 要請をする場合には、次の項目を通知する。

ア 災害発生の日時、場所、原因及び状況

イ 出動の時期及び場所

ウ 出動を要する人員及び資機材

エ その他必要な事項

5 医療救護活動の実施

町長は、災害により医療を必要とする場合は、救護部(救護班)を主体に応急救護に当たる。又知事に対し「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づく救護班の編成及び派遣を依頼し、応急救護にあたるものとする。

応援救護班の受け入れに際しては、宿舍、食料、飲料水の確保及び医薬品医療機器について調整をする。

6 医療品等の確保

医療、助産に必要な医療品及び衛生機材について町内で調達できないものは、災害の状況等により隣接市町村長及び知事に調達を要請する。

また、薬剤師が確保できた場合は、災害時医薬品集積センターを開設する。医薬品の管理に際しては、保全のための保冷庫の確保、集積状況の把握とリストを作成して管理する。

7 患者の移送

傷病患者の移送は、現地での応急救護ののち、最寄りの病院に移送するものとする。

8 関係機関の応援

町長は、災害規模に応じ、知事に対し次の関係機関の応援要請を依頼する。

- (1) 救護班の支援(日赤救護班、国立、道立病院等)
- (2) 患者の移送(自衛隊)

第12節 防疫計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における被災地の防疫は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 被災地の防疫は、町長(救護対策部救護班)が知事の指導指示に基づき実施するものとする。
- (2) 災害による被害が甚大で、町長(救護対策部救護班)のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、知事に応援を求め実施するものとする。

2 防疫の実施組織防疫班の編成

町長は、被災地における防疫活動を的確に実施するため、次のとおり救護班に保健担当を編成するものとする。

3 防疫の種別と方法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく被災地の防疫については、保健所の指導を得て、次の要領により速やかに実施するものとする。

(1) 救護班の消毒活動

- ア 浸水家屋、下水、その他不潔場所の消毒を被災後直ちに実施する。
- イ 避難所の便所、公衆便所、その他不潔場所の消毒を1日1回以上実施する。
- ウ 井戸の消毒を実施する。
- エ 状況によって、ねずみ、昆虫等の駆除について地域及び期間を定めて実施する。

(2) 各世帯における家屋等の消毒

- ア 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール、クロール石灰等の消毒剤を配付して床、壁の洗浄、便所の消毒、手洗設備の設置、汚染度の強い野菜の投棄等衛生上の指導を行う。
- イ 家屋内の汚染箇所の洗浄、手洗水、便所の消毒等はクレゾール石けん液で行う。

(3) 患者に対する措置

町長は感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、保健所の指示に従い、速やかに移送の措置をとるものとする。

(4) 臨時予防接種

被災地の感染症を予防するため必要なときは、知事(保健所長)の指示を受け予防接種を実施するものとする。

(5) 避難所の防疫等

町長は、避難所等の応急施設について、次により防疫指導等を実施する。

ア 消毒

避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導するとともに、必要があるときはクレゾール等による消毒、ノミ等の発生防止のための薬剤散布を行い、便所、炊事場、洗濯場等を消毒するほか、クレゾール石けん液、逆性石鹼液を適当な場所に配置し、手洗いの励行などについて十分指導徹底させるものとする。

イ 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従させるものとする。
又、配膳等の衛生保持及び残廃物等の衛生的処理についても、十分徹底させるものとする。

ウ 飲料水の管理

飲料水については、水質検査を実施するとともに、使用のつど消毒させるものとする。

第13節 廃棄物等処理計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における被災地のごみの収集、し尿のくみ取り、死亡畜獣の処理等の清掃業務については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 災害廃棄物、ごみ及びし尿処理

ア 被災地における災害廃棄物等の処理は、地域住民の協力を得て町長(救護対策部救護班)が実施するものとする。

イ 町長は、災害による被害が甚大で町のみで処理することが困難な場合は、隣接市町村又は北海道に応援を求め実施するものとする。

(2) 死亡畜獣(牛、馬、豚、羊、やぎ等の死んだもの)及び放浪犬の処理

ア 死亡畜獣の処理は、所有者が行うものとする。所有者が判明しないとき又は所有者において処理することが困難なときは、町長(救護対策部救護班)が実施するものとする。

イ 放浪犬の処理は、保健所の指示により町長(救護対策部救護班)が行う。

2 災害廃棄物等の処理方法

(1) 災害廃棄物仮置き場の設置

被災した建物や家財、土砂堆積物を適切に分別し処理するまでの間、保管する場所として一時仮置き場を確保する。一時的な保管に際して、適切に分別したうえで集積するよう指導する。

(2) 損壊家屋の解体処理

損壊家屋の解体処理を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建築業者等と連携した解体体制を整備する。

(3) ごみの収集処分方法

ごみは、分別後、安平・厚真広域行政事務組合に搬入し適正に処分する。その際、現有車両による処理が困難な場合は、民間所有車又は業者より車両を借入れて実施するものとする。

また、産業廃棄物については、その法令に従い適正に処分するものとする。

(4) し尿の処理方法

し尿の収集は、町長(救護対策部救護班)がバキューム車により業者作業員の協力を得て実施するものとし、便所の倒壊、溢水等でし尿が散乱しないよう、被害程度の大きな所から収集し、短時間に処理する。

(5) 災害廃棄物処理計画の策定

今後、災害により発生した倒壊家屋等の災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に進めるため行うべき業務の内容を整理した「災害廃棄物処理計画」を作成することとし、それまでの間は本項の定めるところにより実施する。

3 野外仮設共同便所

便所が倒壊、溢水等の被害を受けた場合、必要に応じ野外に共同便所を設置するものとする。共同便所は、必要箇所に最小限度の仮設便所を設ける。この場合、恒久対策の障害にならぬよう配慮するものとする。

4 死亡畜獣の処理方法

死亡畜獣の処理は、移動し得るものについては、死亡畜獣取扱場に搬送して処理するものとし、移動し難いものについては、知事の許可を得て、その場で他に影響を及ぼさないように焼却又は埋却するものとする。

5 飼養動物の取扱

- (1) 動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成 13 年条例第 3 号)に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行なうものとする。
- (2) 災害発生時における動物の避難は、北海道動物愛護及び管理に関する条例第 6 条第 1 項第 4 号の規定により、動物の管理者が、自己責任において行なうものとする。
- (3) 災害発生時において、北海道及び町は、関係団体の協力を得て、放浪犬等の捕獲・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、放浪犬等の収容について周知を図るものとする。

第 1 4 節 家庭動物等対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

町長（救護班長）は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

2 動物の取扱い

- (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成 13 年条例第 3 号)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適切に取り扱うものとする。
- (2) 災害発生時における動物の避難は、北海道動物愛護及び管理に関する条例第 6 条第 1 項第 4 号の規定により、動物の管理者が、自己責任において行なうものとする。
- (3) 災害発生時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

3 同行避難

災害発生時には、条例第 6 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること。）を行う。

第 1 5 節 行方不明者の搜索及び収容処理並びに埋葬計画

災害によって行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡したと推定される者の搜索及び死亡者の収容処理、埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

町長（総括部・総務部・情報広報部・救護部）が実施するものとする。災害救助法が適用された場合は、知事が行ない町長はこれを補助する。ただし、救助法第 30 条第 1 項の規定により委任された場合は町長が行なうものとする。

2 行方不明者の搜索

(1) 実施の方法

行方不明者の搜索は、町長が警察官と協力し消防機関及び地域住民の応援を得て搜索班を編成し、実施するものとする。

(2) 搜索要請

町において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し次の事項を明示して搜索を要請する。

ア 行方不明者が漂着又は埋没していると思われる場所

イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

3 変死体の届け出

変死体については、直ちに警察官に届け出るものとし、その検視後に処理にあたるものとする。

4 死体の収容処理方法

(1) 実施者

ア 死体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡の上引渡すものとする。

イ 身元が判明していない場合、並びに災害による社会混乱のため、遺族等が死体の処理を行うことができない場合については、町長が行うものとする。

(2) 死体の収容処理

ア 死体の識別のため、死体の洗浄、縫合、消毒をし、また遺体の撮影により身元確認の措置をとるものとする。

イ 死体の一時保存

死体の身元識別のため相当の時間を必要とし又は死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合は、死体を特定の場所(町内の寺院、公共建物等死体の収容に適当な場所)に安置し、埋葬の処理をするまで保存する。

5 死体の埋葬

災害の際、死亡した者について町長が必要と認めた場合、応急的に死体を埋葬するものとし、埋葬にあたっては次の点に留意する。

(1) 事故死の死体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。

(2) 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡してその調査にあたるものとする。

(3) 被災地以外に漂着した死体のうち身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人扱いとする。

6 行方不明者の搜索、死体の収容及び埋葬のための費用及び期間

救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

7 火葬場の状況

火葬場名	所在地	処理能力	電話番号
厚真葬園	字美里 1 番地の 5	火葬炉 2 基	27-2216

8 埋葬場所の状況

墓地名	所在地	面積（㎡）
厚真中央墓地	新町10番地	33,427
厚真中央霊園	字宇隆387番地	9,468
幌内共同墓地	字幌内513番地	3,345
富里北共同墓地	字富里32番地	1,901
富里南共同墓地	字富里281番地	2,610
高丘共同墓地	字高丘280番地	3,036
桜丘共同墓地	字桜丘189番地	5,446
幌里共同墓地	字幌里204番地の1	3,215
軽舞共同墓地	字軽舞175番地	5,875
鹿沼共同墓地	字鹿沼287番地	23,473
厚和共同墓地	字厚和209番地	1,883
上厚真共同墓地	字厚和53番地の2	9,588

第16節 障害物除去計画

水害、山崩れ、その他の災害によって道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、木等で住民の生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災地の日常生活に支障のないよう処置する場合は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 障害物の除去は、町長(建設対策部工作班)が行う。
災害救助法が適用された場合は知事が行ない、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行なうものとする。
- (2) 道路、河川、その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法、河川法、その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとする。
- (3) 鉄道等に障害を及ぼしている物の除去は、鉄道事業法その他の法令により当該施設の所有者が行うものとする。

2 障害物除去の対象

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における障害物の除去は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するため、速やかに障害物の排除を必要とするとき。
- (2) 障害物の除去が、交通安全と輸送の確保に必要なとき。
- (3) 河川における障害物の除去は、河川の流路をよくし、溢水を防止し又は河岸の決壊を防止するため必要なとき。
- (4) その他公共的見地から除去を必要とするとき。

3 障害物の除去の方法

- (1) 実施責任者は、自ら機械器具を使用し、又は状況に応じ自衛隊及び建設業者の協力、応援を得て速やかに障害物を除去するものとする。
- (2) 障害物の除去の方法は、原形回復でなく応急的な除去に限るものとする。

4 除去した障害物の集積等

- (1) 除去した障害物は、災害廃棄物処理計画が定められた場合は仮置き場、それまでは、実施機関において付近の遊休地等を確保して集積するものとする。
- (2) 工作物を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物名簿を公示する。
- (3) 保管した工作物が滅失・破損するおそれのあるとき、その保管に多額の費用・手数料を要するときは、その工作物を売却し代金は保管する。

第17節 輸送計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害応急対策、復旧対策等の万全を期するため住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救護、救出のための資材器具、物資の輸送(以下「災害時輸送」という。)を迅速確実に行うための方法、範囲等は、本計画の定めるところによる。

この際、町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

1 実施責任者

災害時輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行うものとする。(基本法第50条第2項) 災害時輸送の総括は、産業対策部商工班が行うものとする。

2 災害時輸送の方法

(1) 車両等による輸送

災害時輸送は、一時的に自らの機関の車両を使用し、被災地までの距離や被害の状況等により自らの機関の所有する台数では不足する場合は、他の機関に応援を要請し又は民間の車両の借上げを行うなど、災害時輸送に遺憾のないようにする。

(2) 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者による人力輸送等を行うものとする。

(3) 空中輸送

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合、又は山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合には、消防防災ヘリコプター(北海道危機対策課防災航空室)の出動を要請してヘリコプター等による空中輸送を行うものとする。

なお、ヘリの離発着を町長が指定する別表のとおり確保し、離発着に支障のないように必要な措置を、地上の支援対策等を講じるものとする。

別表 ヘリポート指定場所

施設名 (所在地)	役場からの 方向距離(km)	位置座標 (上段：緯度・経度) (下段：UTM座標)	標高	施設管理者
厚真高等学校グラウンド (字本郷234番地の3)	北西 1.3km	42.731658, 141.865897 54TWN7088-3138	18.2m	北海道
厚真中央小学校グラウンド (新町92番地の1)	東 0.7km	42.722136, 141.886089 54TWN7255-3034	35.5m	厚真町
厚真中学校グラウンド (新町464番地)	東南 1.1km	42.718039, 141.886926 54TWN7262-2989	31.5m	厚真町
町営かしわ公園野球場 (字本郷283番地の1)	北西 1.3km	42.729751, 141.862614 54TWN7062-3117	17.2m	厚真町
厚南中学校グラウンド (字富野75番地の2)	南 9.0km	42.649595, 141.865838 54TWN7097-2227	7.8m	厚真町
上厚真中央公園 (字上厚真252の17)	南 9.6km	42.640151, 141.849418 54TWN6964-2121	5.5m	厚真町
旧軽舞小学校グラウンド (字軽舞205番地2)	東南 7.0km	42.664038, 141.909317 54TWN7452-2391	27.6m	厚真町
旧鹿沼小学校グラウンド (字鹿沼203番地)	東南 12.0km	42.622554, 141.920759 54TWN7551-1931	11.6m	厚真町
上厚真小学校グラウンド (字厚和64番地)	南 9.2km	42.641869, 141.856794 54TWN7024-2140	18.8m	厚真町
浜厚真野原公園サッカー場駐車場 (字浜厚真308番地)	南 9.8km	42.609288, 141.841350 54TWN6901-1777	3.3m	厚真町

(4) 海上輸送拠点(受入港)

港湾名(所在地)	航路	船社
苫小牧港東港区(字浜厚真17番地)	苫小牧－敦賀 苫小牧－秋田－新潟－敦賀	新日本海フェリー

第18節 労務供給計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における応急対策に必要な労務者を確保する場合は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇上げ及び民間団体への協力依頼については、町長(支援部支援班)が行う。

2 供給の方法

町長は災害のため労務者を必要とするときは、職業安定所又は町内土建業者に対し労務者の派遣を要請するものとする。

3 労務者の求人方法

町長は、公共職業安定所長に労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 職業別、性別、所要労働者数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間及び報酬等の労働条件
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要な事項

4 報酬及びその他の費用負担

- (1) 労務者に対する費用は、その求人を行なったものが負担するものとする。
- (2) 労務者に対する報酬は、町内における同種の業務及び同程度の業務、同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。

第19節 文教対策計画

教育施設の被災又は児童・生徒の被災により、通常の教育に支障をきたした場合の応急措置は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

町立の学校における教育の確保については、厚真町教育委員会が行うものとする。

なお、災害救助法が適用された場合の児童、生徒の学用品の給与は知事が行ない、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行なう。

2 応急教育実施計画

- (1) 被害の程度により応急修理のできる場合においては、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。
- (2) 校舎の一部が使用不能となった場合は、特別教室又は屋内運動場を使用するものとする。
- (3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合は、公共施設又は最寄りの学校を利用するものとする。
- (4) 上記の施設が確保できない場合には、応急仮校舎の建築を検討するものとする。

3 教育の要領

- (1) 災害の状況に応じ、特別教育計画を立て可及的授業の確保に努める。特に授業が不可能な場合は家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐよう努める。
- (2) 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する（集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする）。
- (3) 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに避難の受入れが授業の支障とならないよう留意する。
- (4) 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。
- (5) 必要に応じ、道に北海道災害時学校支援チーム等の派遣を要請する。

4 教職員の確保

教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに北海道教育委員会と緊密な連絡を取り、教職員の確保に努める。

5 学用品の調達及び支給

- (1) 支給対象者
住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害を受けた世帯の児童・生徒で教科書及び文房具等を滅失又はき損した者に対して支給する。
- (2) 支給品名
 - ア 教科書及び教材
 - イ 文房具
 - ウ 通学用品(雨具・運動靴・カバン等)
- (3) 調達方法
 - ア 教科書の調達
被災学校別、学年別使用教科書別にその数量を速やかに調査し、町内の教科書取扱店から調達するものとする。又、他の市町村に対して使用済み教科書の供与を依頼する。
 - イ 教科書以外の学用品の調達
町内の文房具取扱店等から調達する。
- (4) 支給方法
教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち支給の対象となる児童・生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給する。
- (5) 救助法が適用されない場合
被災の状況により、救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

6 被災教職員・児童・生徒の健康管理

被災の状況により、被災学校の教職員・児童・生徒について感染症予防接種、健康診断等を救護班と連携して保健所に依頼して実施する。

7 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び市町村文化財保護条例等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第20節 災害警備計画

地震・津波等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備については、北海道警察及び第一管区海上保安本部が行う災害警備対策は、北海道地域防災計画によるほか、この計画に定めるところによる。

1 災害に関する警察等の任務

北海道警察及び第一管区海上保安本部は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたることを任務とする。

2 災害の情報の伝達に関する事項

- (1) 警察が行う災害に関する情報の伝達等は、次により行うものとする。

苫小牧警察署 厚真駐在所	連絡責任者 防災担当 参事 又は総務課長	役場から関係機関、住民への連絡は第5章第1節「災害 情報通信計画」に定めるところによる。
-----------------	----------------------------	---

- (2) 警察官は基本法第54条第1項の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、速やかに町長に通報するものとする。

3 事前措置に関する事項

- (1) 警察官の出動要請

町長(総括部総務班)が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求める等応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、次の事項を記載した文書(緊急を要する場合は、電話等で要請しその後速やかに文書を提出する。)により警察署長を経て北海道警察本部長に対して行うものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の種別及び人数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他派遣についての必要事項

- (2) 町長の要求により行う事前措置

警察署長は、町長からの要求により基本法第59条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知するものとする。この場合にあっては町長が当該措置の事後処理を行うものとする。

4 避難に関する事項

警察官が基本法第61条又は警察官職務執行法第4条の規定により、避難の指示又は警告を行う場合は、「資料編 資料10 指定避難所一覧表」に定める避難先を示すものとする。ただし、災害の種別、規模、態様、現場の状況等により本計画によりがたい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。この場合において、当該避難先の借上げ、給食等は町長が行うものとする。

5 応急措置に関する事項

- (1) 警戒区域設定権等

警察署長は、警察官が基本法第63条第2当該措置の事後処理を行うものとする。

- (2) 応急公用負担等

警察署長は、警察官が基本法第64条第7項並びに第5条第2項の規定に基づき、応急公用負担(人的物的公用負担)を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知するものとする。

6 救助に関する事項

警察署長は、町長と協力し被災者の救出並びに負傷者及び病気にかかった者の応急的救護並びに死体の検分に努めるとともに、状況に応じて町長の行う被災者の救出・救助活動等に協力するものとする。

7 災害時における災害情報の収集に関する事項

警察署長は、町長その他の関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとする。

8 災害時における広報

警察署長は、地域住民に対して必要と認める場合は、災害の状況及びその見直し並びに避難措置、犯罪の予防、交通の規制その他の警察活動について、警備措置上必要と認められる事項の広報を行うものとする。

9 災害時における通信計画に関する事項

警察署長は災害が発生し、しかも孤立が予想される地域、その他必要と認められる地域に対して移動無線局、携帯無線機等を配備する計画について、町長とも打ち合わせを行うものとする。

10 交通規制に関する事項

(1) 警察署長が行う交通規制

警察署長は、その管轄区域内の道路について、災害による道路の決壊等危険な状態が発生し、又はその状況により必要があると認めるときは、道路交通法第5条第1項の規定に基づき歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限するものとする。

(2) 警察官が行う交通規制

警察官は、災害発生時において緊急措置を行う必要があるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき、一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限するものとする。

第21節 応急飼料計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における家畜飼料の応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

被災農家等の家畜のために必要な応急飼料等の確保については、町長(産業対策部農林水産班)が行う。

2 実施方法

町長は、被災農等家が家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料等について次の事項を明らかにした文書をもって胆振総合振興局長を通じて北海道農政部長にあつせんを要請する。

(1) 飼料(再播用飼料作物種子を含む)

ア 家畜の種類及び頭羽数

イ 飼料の種類及び数量(再播用飼料作物種子については種類、品質、数量)

ウ 購入予算額

エ 農家戸数等の参考となる事項

(2) 転飼

ア 家畜の種類及び頭数

イ 転飼希望期間

ウ 管理方法

エ 転飼予算額

オ 農家戸数等の参考となる事項

第22節 自衛隊派遣要請計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における自衛隊の派遣要請については、本計画の定めるところによる。

1 災害派遣要請基準

災害派遣の要請は、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準はおおむね次のとおりとする。

- (1) 人命救助のため応援を必要とするとき。
- (2) 水害等の災害の発生が予想され、緊急措置のため応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のため医療、防疫、給水、通信等に応援を必要とするとき。

2 災害派遣要請依頼の要領等

(1) 依頼方法

ア 町長は自衛隊の災害派遣の必要があると認めたときは、次の事項を明らかにした文書(様式1)をもって北海道知事(胆振総合振興局長)に要請を依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等で依頼しその後速やかに文書を提出するものとする。

イ 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記の手続を行うものとする。

- (ア) 災害の状況及び派遣を依頼する理由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する人員、車両、航空機等の概数
- (エ) 派遣部隊が展開できる場所
- (オ) 派遣部隊との連絡方法その他参考事項(作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等)

(2) 担当部及び依頼先

災害派遣要請依頼は、総括部が担当する。関係書類の提出先は、胆振総合振興局地域創生部地域政策課(電話 0143-24-9570)である。なお、自衛隊における連絡先は陸上自衛隊第7師団第3部防衛班(電話 0123-23-5131)である。

3 災害派遣部隊の受入れ体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておくものとする。

(1) 受入れ準備の確立

北海道知事(胆振総合振興局長)から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、施設等が展開できる場所の確保、その他受入のために必要な措置をとる。

イ 連絡職員の指名

派遣部隊及び胆振総合振興局との連絡職員を指名し、連絡に当たらせる。

ウ 作業計画の確立

応援を求める作業の内容、所要人員、器材等の確保その他について計画を立て派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

イ 北海道知事(胆振総合振興局長)への報告

総括部は、派遣部隊到着後必要に応じて、次の事項を北海道知事(胆振総合振興局長)に報告する。

(ア) 派遣部隊の長の官職氏名

(イ) 隊員数

(ウ) 到着日時

(エ) 従事している作業の内容及び進捗状況

(オ) その他参考になる事項

4 経費

自衛隊の派遣に要する費用は、自衛隊において負担するが、自衛隊が防災活動に要する次の費用は、町において負担するものとする。

(1) 資材費及び機器借上料

(2) 電話料及びその施設費

(3) 電気料

(4) 水道料

(5) 汲取料

その他必要経費については、協議のうえ定めるものとする。

5 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったと認めるときは、速やかに文書(様式2)をもって北海道知事(胆振総合振興局長)に要請を依頼するものとする。ただし、文書の提出に日時を要するときは電話等で依頼し、その後文書を提出するものとする。

6 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の実施する活動は、通常次のとおりである。

(1) 被害状況の把握

(2) 避難の援助

(3) 遭難者の搜索活動

(4) 水防・消防活動

(5) 道路又は水路の啓開

(6) 応急医療、救護及び防疫

(7) 物資の無償貸付又は譲渡

(8) 人員及び物資の緊急輸送

(9) 炊飯及び給水の支援

(10) 危険物の保安及び除去

(11) その他

様式1

	厚総人号 年 月 日
北海道知事()様	厚真町長()印
自衛隊の災害派遣要請について このことについて、次のとおり人命保護のため緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣を要請します。 記 1. 災害の状況及び派遣を要請する理由 2. 派遣を希望する期間 3. 派遣を希望する人員、車両、航空機、資材等の概数 4. 派遣を希望する区域及び活動内容 5. 派遣部隊が展開できる場所 6. 派遣部隊との連絡方法その他参考事項(作業用資材、宿舍の準備状況、現地の連絡責任者等)	

様式2

	厚総人号 年 月 日
北海道知事()様	厚真町長()印
自衛隊の撤収要請について 年 月 日付け厚総人号で要請を依頼した部隊の派遣については、撤収を要請します。 記 1. 派遣箇所 2. 撤収日時 年 月 日 午前・午後 時 分 3. 撤収理由 派遣要請の目的が達成されたため。	

第23節 広域応援計画

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 厚真町

- ア 大規模災害が発生し、厚真町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互応援に関する協定」等に基づき、北海道や他の市町村に応援を要請する。
- イ 他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、他の市町村等の応援受入体制を確立しておく。

(2) 胆振東部消防組合

ア 大規模災害が発生し、胆振東部消防組合単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、北海道等に応援を要請するほか「北海道広域消防相互協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、北海道に対して広域航空消防応援(ヘリコプター)、他都府県の緊急消防援助隊による応援等の要請を依頼する。

イ 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、他の消防機関等の応援受入体制を確立しておく。

第24節 交通応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、援助、救助、救援等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、この計画の定めるところによる。

1 交通応急対策の実施

(1) 町(消防機関)

ア 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連携を密にし、交通の確保に努める。

イ 消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の移動などの措置をとることを命ずることができる。

ウ 消防吏員は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

2 道路の交通規制

(1) 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会(北海道警察)は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

ア 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間

イ 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点

ウ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。

イ 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

(3) 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第25節 石油類燃料供給計画

この計画は、災害時の石油燃料(LPGを含む)の供給について、本計画の定めるところによるものとする。また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料等の確保に努めるものとする。

1 実施責任者

町長(本部長)は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

- (1) 町内において調達できる石油燃料類の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- (2) 町内において調達が不能になったときは、胆振総合振興局を経由して北海道に協力を求めるものとする。
- (3) 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。
- (4) LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

2 石油類燃料の確保

- (1) 町長(本部長)は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。

第26節 災害ボランティア連携計画

災害時における災害ボランティア活動については、町からの要請により厚真町社会福祉協議会による災害ボランティアセンターを設置し、厚真町社会福祉協議会と町が連携して「災害ボランティア」の活動が十分にその力を発揮できるように、現地の受入体制及び活動の統率等について、本計画に定めるものとする。

1 災害ボランティアセンターの設置及び運営

- (1) 設置判断及び設置

町(本部)は、被災状況などから災害ボランティアセンターの必要性がある場合、町内外からの災害ボランティアを受け入れ、活動調整等を実施する組織として、社会福祉協議会と協議し、災害ボランティアセンターを設置する。

- (2) 同窓口は以下について、受入れ状況の把握と記録を行う。

- ア 団体名、所属、出身地名、連絡先等
- イ 責任者、リーダー名、滞在中の連絡先、連絡方法等
- ウ 人数、性別、年齢等
- エ 専門分野、有資格者、支援内容、活動経験等
- オ 装備品、携行品等の内容、数量等
- カ 滞在可能(予定)期間
- キ その他必要特記事項

2 受入れ体制の整備

- (1) 町(本部)は、防災関係機関と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。
- (2) 町(本部)は、ボランティアの受入れにあたって、高齢者介護や外国人との会話力等、ボランティアの技能

等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

3 ボランティア団体・NPOの活動内容

(1) ボランティア団体・NPOに依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- ア 災害・安否・生活情報の収集、伝達
- イ 炊き出し、その他の災害救助活動
- ウ 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- エ 清掃及び防疫
- オ 災害応急対策物資、資材等の輸送及び配分
- カ 被災建築物の応急危険度判定
- キ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- ク 災害応急対策事務の補助
- ケ 救急・救助活動
- コ 医療・救護活動
- サ 外国語通訳
- シ 非常通信
- ス 被災者の心のケア活動
- セ 被災母子のケア活動
- ソ 被災動物の保護・救助活動
- タ ボランティア・コーディネート
- チ その他

4 ボランティア活動の環境整備

町、及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

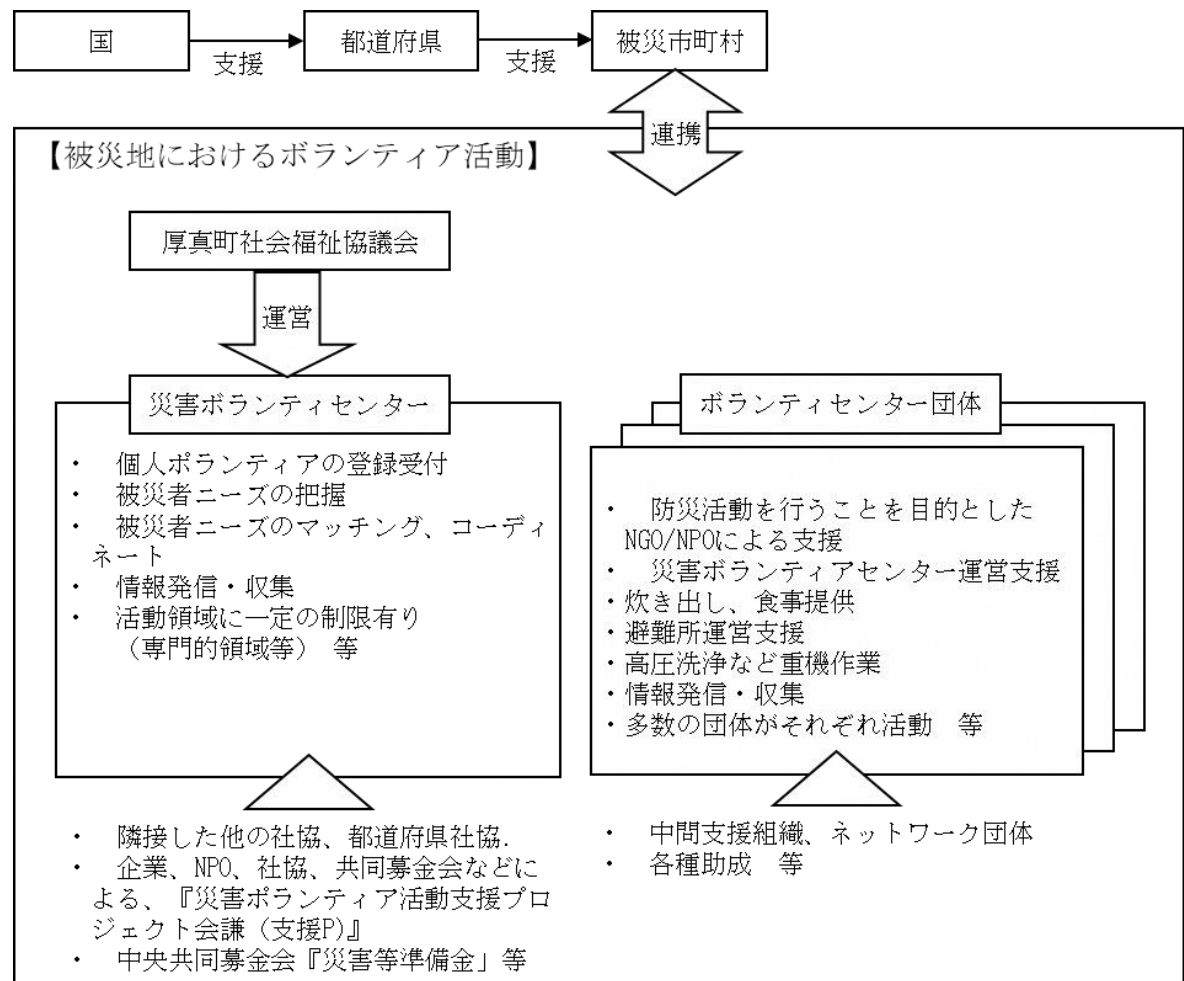
さらに、社会福祉協議会は、必要に応じて、「厚真町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」を締結するとともに、北海道及び北海道ボランティアセンターと連携し、厚真町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やボランティアコーディネーター等の確保・育成に努める。

また、災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

● 検討時の参考資料

「防災における行政NPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック（内閣府H30.4）」

※ 災害発生時のボランティア活動の関係図



※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における行政の役割

全般的な行政の役割	ボランティア活動との関連に関して行政が行うこと
・ 被災状況等に関する情報収集・情報発信	・ ボランティア活動従事者に対する情報提供 ・ 支援活動の円滑化
・ 災害対策本部の設置・運営	・ 災害対応・被災者支援活動に関する方針決定 ・ ボランティア活動の調整
・ 災害規模に応じた応援要請（業務量増加に応じた人員の確保）	・ 行政機能の回復 ・ 災害応急業務の遂行
・ 被災者の支援	・ ニーズの全体像把握 ・ ボランティアへの情報提供 ・ 各種被災者支援策の実施
・ 支援活動を実施する組織・団体等の活動環境整備	・ 資金・資機材・情報等の供与によるボランティア活動の促進

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害ボランティアセンター(社会福祉協議会)の役割

ボランティア活動に関する行政、関係機関等との連絡調整
被災者ニーズの把握、被災世帯調査
ボランティアの募集、マネジメント
ボランティア活動の支援（受付、オリエンテーション、活動調整、安全・健康管理）
様々な支援活動・支援への資源などの調整（資機材の調達等）
情報発信（被災者への支援活動の告知、マスコミ対応）
ボランティア活動に関わる事務（ボランティア活動保険加入、高速道路無料化等）

※ 災害ボランティアセンターを通じた主なボランティア活動（一般ボランティアによるもの）

屋内・屋外片付け	被災住民の片付け、家具の移動、屋外のがれきやゴミの片付け手伝い
物資の仕分け・配布	避難所や救援物資受け入れセンターなどでの救援物資・生活物資の仕分け・配布
避難所運営支援	炊き出し、洗濯等
話し相手	避難者や福祉施設の要配慮者の傾聴・心理ケア
被災住民の安否確認	被災地で安否が確認されていない家庭への訪問と安否確認
情報提供支援	生活関連・福祉・医療・保健等各情報発信（チラシ・ニュースレター・FM放送等）
買い物	在宅避難者、避難所生活者のための買い物代行
引越	仮設住宅への引越手伝い
復興期の支援	復興期における地域おこしの手伝い

第27節 救急医療対策計画

この計画は、災害のため、医療機関の機能が停止又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合に被災した住民等の医療救護の実施については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 災害の程度により、医療救護活動が必要と認められる場合、町長（救護部救護班）は応急救護所を設置し、又は道その他の関係機関に協力を要請する。
- (2) 町長（救護部救護班）は被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

2 救急医療の対象と範囲

- (1) 対象
暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の自然現象又は大規模な火災若しくは爆発、有害物質の流失、列車、航空機、船舶などの転覆、墜落、沈没その他の事故により、集団的に多数の傷病者が生じ、関係機関の総合的救急対策が必要な事態を対象とする。
なお、集団的多数の傷病者とは、おおむね50人以上に及ぶ災害とする。
- (2) 範囲
傷病者発生と同時に行う応急手当、初期診療及び傷病者の病状に応じて行う本格的な救急医療を開始できるまでの応急処置を含むものとする。
なお、死体の検案、洗浄、縫合等の処理を含むものとする。

3 救急医療に関する組織

- (1) 救急医療対策の円滑な実施を図るため、町長は必要に応じて災害現場に救急医療本部を設置して対処するものとする。
- (2) 災害の程度により、道からの要請に基づき、災害拠点病院（王子総合病院・苫小牧市立病院）は、救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）を被災地に派遣して医療救護活動を行う。また、災害拠点病院は被災患者を収容するとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関等を支援する。
このほか、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）が派遣される。

4 関係機関の業務の大綱

機関名		業務の大綱
北海道	胆振総合振興局保健環境部保健行政室(苫小牧保健所含む)	1 救急医療についての総合調整 2 救急医療についての現地対策本部の設置(ただし、対象地域が1市町村内の場合を除く) 3 日本赤十字社北海道支部に対する出動要請 4 北海道医師会に対する出動要請 5 厚生労働省北海道厚生局に対する出動要請 6 自衛隊の派遣要請 7 医療品、医療器具補給の斡旋
	厚真町	1 救急医療本部の設置(災害現場) 2 応急救護所の設置及び管理 3 医師会に対する出動要請 4 医療材料の整備及び調達
	胆振東部消防組合厚真支署 厚真消防団	1 救急医療本部の運営管理 2 傷病者等の救出、応急措置及び搬送 3 傷病者等の身元確認 4 災害現場の警戒等救急医療に関する必要な措置
	苫小牧警察署	1 傷病者等の救出及び災害現場の警備 2 交通路の確保 3 傷病者等の身元確認 4 死体の検視
	苫小牧海上保安署	1 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天変事変その他の救済を必要とする場合における救助を行なうこと。 2 海上保安庁以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行なうものの監督を行なうこと。 3 関係機関の救助活動の調整に関すること。
	苫小牧医師会	1 救護班の出動による医療の実施 2 医療施設の確保

5 集団救急医療体制

苫小牧市医師会は、町長の要請に基づき救護班を編成し、応急医療にあたるものとする。なお、救護班の構成基準(医師、看護師、事務職員等)は、苫小牧市医師会の定めるところによる。

(1) 要請項目

- ア 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- イ 出動の時期及び場所
- ウ 出動を要する人員及び資器材
- エ その他必要な事項

(2) 災害救護隊の編成機関

苫小牧市医師会に所属する医療機関

(3) 出動範囲

苫小牧市医師会は、町長の要請に基づき救護班を出動させるときは、災害の規模及び状況に応じて救護班の範囲を決定し、出動を命ずるものとする。

(4) 医療救護班及び災害派遣医療チーム(DMAT)の業務内容

- ア トリアージ
- イ 傷病者に対する応急処置及び医療
- ウ 傷病者の医療機関への搬送支援
- エ 助産救護
- オ 被災現場におけるメディカルコントロール(災害派遣医療チーム(DMAT)のみ)

- (5) 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の業務内容
- ア 傷病者に対する精神科医療
 - イ 被災者及び支援者に対する精神保健活動

6 応援要請

災害規模等必要に応じ北海道知事(胆振総合振興局)に対し、次のとおり応援要請を依頼する。

- (1) 救護班の支援(日赤救護班、国立・道立病院等)
- (2) 傷病者の救出、搬出、救急医療物資等の輸送の支援(自衛隊)

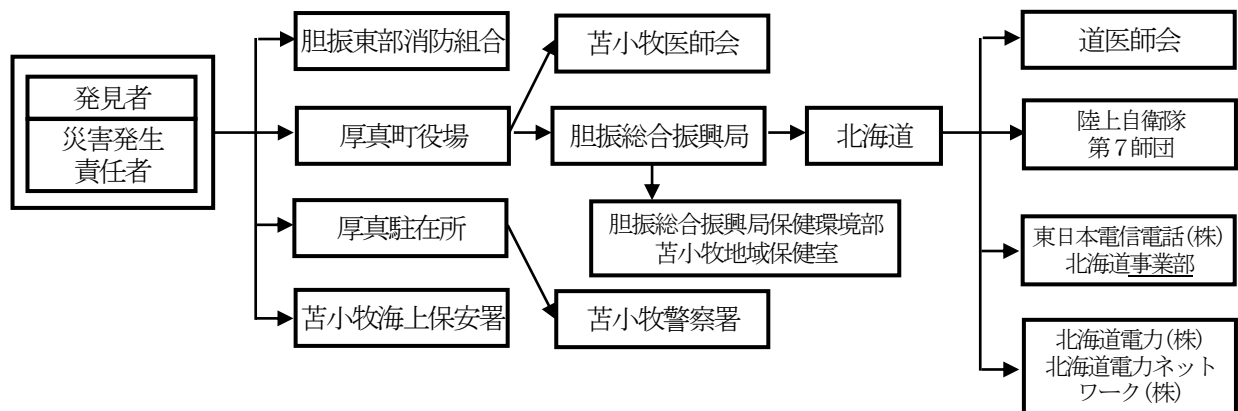
7 救急医療活動報告書の提出

苫小牧市医師会は、町長の要請により救護隊を出動させ、救急医療活動を実施したときは、事後速やかに次に掲げる内容を示した報告書を町長に提出するものとする。

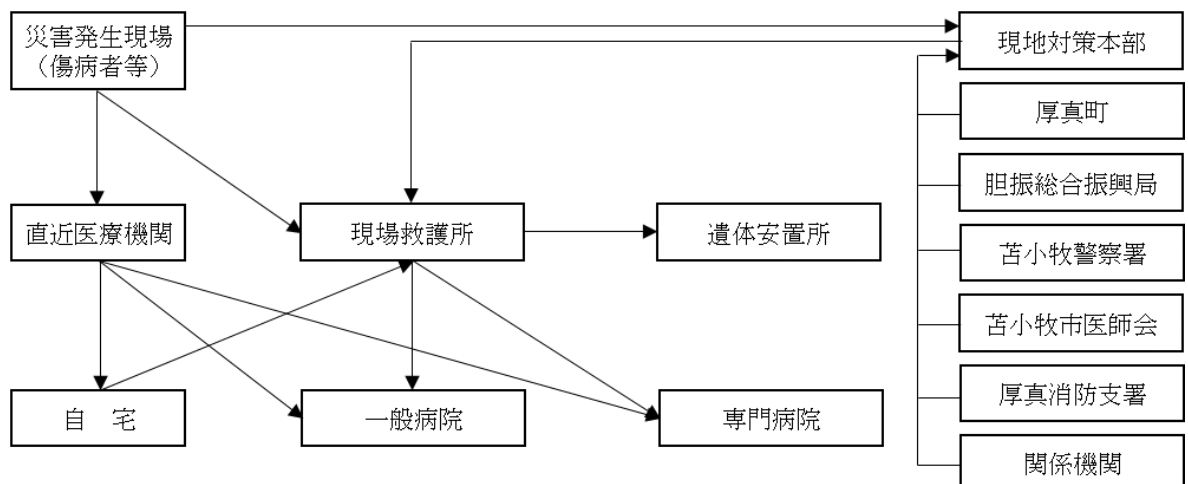
- (1) 出動場所及び出動期間
- (2) 出動者の種別及び人員
- (3) 受診者数(死亡、重症、軽傷別)
- (4) 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗、破損等の内容(数量、額)
- (5) 救急医療活動の概要
- (6) その他必要事項

8 災害通報の伝達系統及び傷病者等の搬送系統

- (1) 災害通報の伝達系統



- (2) 傷病者等の搬送系統



(3) 重症患者等の輸送

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として胆振東部消防組合厚真支署が実施する。

ただし、消防機関の救急車両が確保できないときは、道、町又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

9 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。但し、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

10 経費の負担及び損害補償

(1) 経費の負担区分

救急医療対策に従事した医師等に対する実費弁償及び損害補償を、いずれかの機関が負担するかは次の区分による。

ア 厚真町：町が対策を実施する責務を有する災害の場合

イ 北海道：救助法が適用された災害の場合

ウ 企業体等：企業体等の施設等において発生した災害及び災害発生の原因が企業体にある場合

(2) 実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当は、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第11条の規定に基づき知事が定めた額、若しくは基本法の規定に準じた額に従う。又、救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料、医療器具の消耗破損については、その実費を時価でそれぞれ前記(1)の負担区分により弁償するものとする。

(3) 損害補償

救急医療活動のため出動した医師等がそのために死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときはこれによって受ける損害を、救急活動のため出動した医師に係る物件がそのために損害を受けたときはその損害の程度に応じた額を、それぞれの前記(1)の負担区分により補償するものとする。

11 傷病者の把握

傷病者の把握については、傷病者に対しトリアージタグ(様式1)を発行するとともに救急状況調書(様式2)を作成し、記録集計表(様式3)に記載するものとする。

様式1 傷病者に対するトリアージタグ

The image shows two versions of a Triage Tag (トリアージ・タグ) form. The left version is a detailed form with fields for patient information, triage status, and medical history. The right version is a simplified version with a body diagram and triage status indicators.

トリアージ・タグ (Left Version)

トリアージ・タグ	
氏名 (Name)	性別 (Sex)
住所 (Address)	電話 (Phone)
トリアージ実施年月日・時刻 月 日 時 分	トリアージ実施場所
救急隊員名	救急隊員職名
トリアージ実施場所	トリアージ区分 0 I II III
トリアージ実施機関	傷病者の状態 意識 呼吸 脈 体温 傷 その他
医師・傷病者	
救急隊員	
0	
II	
III	

トリアージ・タグ (Right Version)

トリアージ・タグ
救急隊員
トリアージ区分 0 I II III
傷病者の状態 意識 呼吸 脈 体温 傷 その他
医師・傷病者
救急隊員
0
II
III

様式2 救急状況調書

取扱隊員	認識番号	職業	氏名	年齢	性別	住所又は傷病者等の特徴	傷病程度	収容医療機関名
	No				男女		死重中軽	病院/医院/診療所

様式3 記録集計表

月	日	現在被災状況	死亡		重傷	軽傷	合計	収容場所	出動隊名
			現場	医療機関					
月	日	現在	男 人	男 人	男 人	男 人	男 人		
月	日	現在	女 人	女 人	女 人	女 人	女 人		
月	日	現在	計 人	計 人	計 人	計 人	計 人		

※ 傷病者の救出及び緊急状況の記録用

第28節 消防防災ヘリコプター活用計画

本町において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、北海道が保有する消防防災ヘリコプターを活用する。活用については、この計画の定めるところによる。

1 運行体制

消防防災ヘリコプターの運行は、「北海道消防防災ヘリコプター運行管理要綱」及び「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるものとする。

2 緊急運航の要請

町長(本部長)は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき北海道知事に対し要請するものとする。

- (1) 災害が隣接する振興局に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 町の消防力では災害防止が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

3 要請方法

北海道知事(総務部危機対策局危機対策課防災航空室)に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票(様式第1号(第4条関係))を提出するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

4 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室 電話 011-782-3233 F A X 011-782-3234 総合行政
情報ネットワーク 電話 6-210-897、898

5 報告

町長(本部長)は、災害が終息した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書(様式第2号(第8条関係))により、総括管理者(北海道危機管理監)に報告するものとする。

6 消防防災ヘリコプターの活用

消防防災ヘリコプターの活動内容は次のとおりである。

- (1) 災害応急対策活動等
 - ア 被災状況の調査などの情報収集活動
 - イ 救援物資、人員、資機材等の搬送
- (2) 救急活動・救助活動等
 - ア 傷病者、医師等の搬送
 - イ 被災者の救助・救出
- (3) 火災防御活動等
 - ア 空中消火
 - イ 消火資機材、人員等の搬送
- (4) 広域航空消防防災応援活動

7 救急患者の緊急搬送手続等災害応急対策活動

- (1) 応援要請
町長(本部長)は、北海道知事に対して救急搬送のために消防防災ヘリコプターの出動要請する場合は、「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。
- (2) 緊急患者の緊急搬送手続
 - ア 町長(本部長)は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためのヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、北海道知事(総務部危機対策局危機対策課防災航空室)に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後胆振総合振興局(地域創生部地域政策課)及び苫小牧警察署にその旨を連絡するものとする。
 - イ 消防防災ヘリコプターの要請は、本節第3項に基づき行うものとする。
 - ウ 町長(本部長)は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行うものとする。
 - エ 町長(本部長)は、北海道知事(総務部危機対策局危機対策課防災航空室)から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。
(ヘリコプターの離着陸場は本章第17節の2別表「ヘリポート指定場所」のとおり)

様式第 1 号（第 4 条関係）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票
(第 報)

要請日時： 年 月 日 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名									
		担当者職氏名									
		連絡先		TEL			FAX				
災害 の状 況 ・ 派遣 理由	覚知	年 月 日 時 分									
	災害発生日時	年 月 日 時 分									
	災害発生場所										
	災害名										
	災害発生状況 ・措置状況										
派遣を必要とする区域					希望活動する内容						
気象の状況											
離着陸場の状況		離着陸場名									
		特記事項		(照明、Hマーク、吹流し、離着陸場の状況(障害物等)ほか)							
必要とする資機材					現地での資機材確保状況						
					特記事項						
傷病者の搬送先					救急自動車等の手配状況						
他機関の応援状況		他に応援要請している機関名									
		現場付近で活動中の航空機の状況									
現場最高指揮者		(機関名)				(職・氏名)					
無線連絡方法					(周波数)		H z				
その他参考となる事項											
搭 乗 者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考		

様式第2号（第8条関係）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第 号

年 月 日

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

厚真町長 印

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時	年 月 日 () 時 分								
災害発生場所									
派遣区域									
離着陸場									
使用した資機材									
傷病者の搬送先									
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	【地元の活動状況(消防防災ヘリコプター運航に係る分)】								
	【消防防災ヘリコプターによる活動内容】								
災害発生状況・措置状況									
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

(様式第1号)

救急患者の緊急搬送情報伝達票 第 報

要請日時	令和 年 月 日 時 分				
1 要請市町村名			電話		F A X
担当課・職・氏名			職名		氏名
2 依頼病院名			電話		
所在地			F A X		
担当医師名・科名			担当課氏名		
3 受入病院名			電話		
所在地			F A X		
担当医師名・科名			直通内線番号		
受入病院の了承 ☐ 有 ☐ 無					
ふりがな					
4 患者氏名	生年月日		年	月	日
	体重		kg	☐ 男 ☐ 女	職業
住所			感染症: ☐ 有 ☐ 無		
病名			☐ 入院中	☐ 外来: 月 日	
経過			血圧: mmHg	脈拍: 回/分	
			呼吸: 回/分	体温: °C	
			意識レベル(JCS)		
航空機による搬送が必要な理由	☐ 緊急性 ☐ 搬送時間短縮 ☐ 搬送安定性 ☐ その他 (主な理由:)				
気圧変化	☐ 影響なし ☐ 影響あり ()				
5 受入病院選定理由 (①、②のいずれか記載)					
☐ ①高次・専門医療機関での治療が必要なため (治療内容:) ☐ ②その他 (具体的な理由:)					
6 付添搭乗者	氏名	性別	年齢	体重	その他
医師			歳	kg	☐ 研修医: (理由:)
看護師			歳	kg	
付添人			歳	kg	
医師・看護師の所属病院: 依頼病院 受入れ病院 その他病院名					
7 運行上の必要事項機内に搭載する資機材等					
資機材名	有	数量	総重量	要電源	特記事項
①点滴	☐		kg	☐	☐ 輸液ポンプあり80以上サイズ×(cm)
②シリンジポンプ	☐		kg	☐	
③酸素ボンベ	☐		kg	☐	☐
④モニター類	☐		kg	☐	☐ 心電図 ☐ その他
⑤保育器	☐		kg	☐	サイズW×L×Hcm
⑥人工呼吸器	☐		kg	☐	サイズW×L×Hcm
⑦救急バック	☐		kg	☐	
⑧その他	☐		kg	☐	
引継ぎ場所 (現地離着陸場)	依頼病院:			メモ	
	受入病院:				

※市町村はNo.1～No.7の項目を記載の上、要請すること。(□欄はレ点又は■で該当項目をチェック)

※No.4「経過」No.5について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

第29節 災害時等空地利用計画

本町において大規模災害等の発生に際し、現存の町有地・施設等の合理的な利用を図り、災害等の処置及び復旧・復興活動の迅速化に資するため、別に定める「厚真町災害時空地等利用計画」によるものとする。

第30節 厚真町水害対応タイムライン

本町において台風・大雨等の影響による災害発生が予測される場合、タイムライン関係機関と連携して、人命の安全確保を第一義としてタイムラインの運用により被害の軽減を図る。

1 運用体制

町とタイムライン関係機関が情報共有を図りつつ、必要に応じて厚真町水害対応タイムラインを立ち上げ、気象・河川状況及び土砂災害の状況推移、実測値などから、その状況に応じたステージごとに防災行動の体制を確立する。

2 運用要領

(1) 対象とする災害

ア 厚真川の洪水

イ 土砂災害（積雪なし・積雪あり）

(2) タイムラインステージ

ステージ	行動目標	内 容	防災行動例
1	準 備	今後、状況が厳しくなる可能性がある状況に対し、通常モードから災害モードに切り替え、災害対応に必要な事前の調整や確認を行うステージ	施設の点検 資機材の点検・準備 人員の調整・確保
2	注 意	今後、状況が厳しくなることが予測される状況に対し、迅速に災害対応ができるよう体制強化・状況確認を行うステージ	防災体制の強化 注意喚起の周知 パトロールの実施
3	早期対応	災害発生の可能性が高くなる状況に対し、要支援者の避難等の時間を要する行動について早期対応を行うステージ	避難所の開設 高齢者等避難の発令 ポスティングによる避難情報の周知
4	警戒対応	災害発生が見込まれる状況に対し、最大限被害の軽減を図る対応を行うステージ	避難指示の発令 工事関係者の退避
5	緊急対応	切迫した状況に対し、命を守るための緊急的な対応を行うステージ	緊急安全確保の発令 職員や現場対応者の退避

(3) タイムラインステージ移行判断の意思決定

タイムラインステージごとの判断基準及び関係機関の助言により、運用主体である本町がタイムラインのステージ移行の判断に関する意思決定を行う。

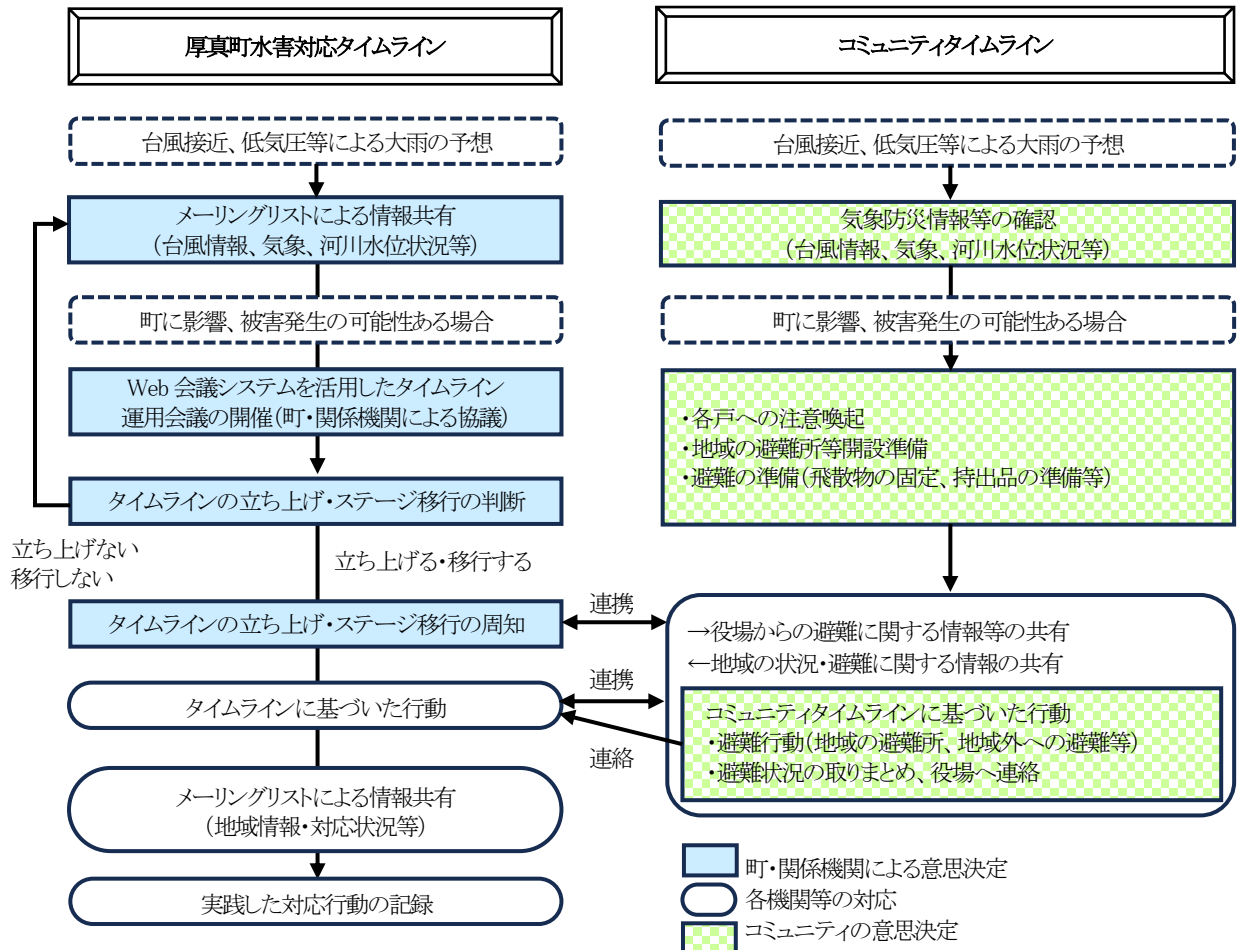
(4) タイムライン関係機関との情報の共有等

メーリングリストによる情報の共有、Web会議システムを活用したタイムライン運用会議の実施及び必要により、電話等により共有する。

情報共有等の手段	共有内容等
メーリングリスト	○タイムラインの立ち上げに関すること。 ○ステージ移行判断に関すること。 ○避難指示等の避難情報発令・解除に関すること。 ○地域の情報、対応状況等に関すること。 ○その他、共通して共有すべき事項など。
Web会議システム	○防災気象情報に関すること。（現状と見込み）

情報共有等の手段	共有内容等
	○ステージ移行の意思決定に関すること。(関係機関の意思決定支援) ○対応の現状と今後の見込み ○その他、確認・共有すべき事項など。
その他 (電話・ファックス等)	○インターネット回線不通時の代替手段 ○情報共有漏れ、追加確認、個別調整等など

(5) タイムライン運用 (イメージ)



第6章 地震・津波災害対策計画

地震・津波による災害の発生のおそれがある場合、又は災害が発生した場合の応急対策計画は、この計画の定めるところによる。

第1節 地震・津波の発生状況

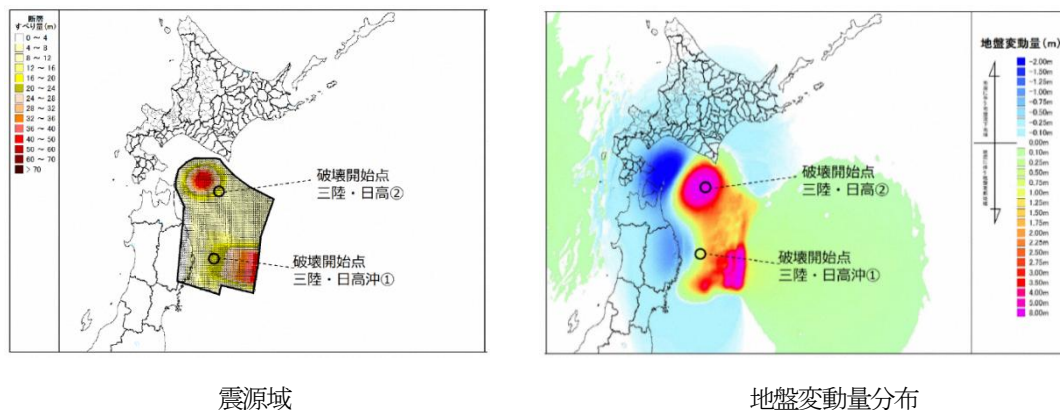
地域	発生年月日	震源	規模	被害状況等
太平洋沿岸	昭和27年3月4日 (1952) 「十勝沖の地震」	十勝沖 N41° 42' E144° 09' H54km	8.2	震度6 死者1名、重症1名、軽症8名、全壊35棟、半壊36棟、小壊141棟計212棟 被害総額146,386千円 津波最大波高不明（参考：様似町3.3m）
	平成5年1月15日 (1993) 「平成5年（1993年）釧路沖地震」	釧路沖 N42° 55' E144° 21' H101km	7.5	震度4 住家一部損壊1棟、非住家半壊1棟、農業関連その他3件、道路5箇所、衛生施設1箇所、商工17件、学校2件 被害総額4,420千円
	平成15年9月26日 (2003) 「平成15年（2003年）十勝沖地震」	十勝沖 N41° 47' E144° 05' H45km	8.0	震度5強 住家一部損壊13棟、農業関連その他19件、道路34箇所、衛生施設10箇所、商工12件、学校4件、社会教育5件、社会福祉2件、その他30箇所 被害総額4,420千円 津波最大波高不明（参考：えりも町3.2m、苫小牧市1.1m）
	平成23年3月11日 (2011) 「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」	三陸沖 N38° 06' E142° 52' H24km	9.0	震度4 津波最大波高不明（参考：むかわ町3.1m、苫小牧市3.5m）
内陸	平成30年9月6日 (2018) 「平成30年北海道胆振東部地震」	胆振地方中東部 N42° 41' E142° 00' H37km	6.7	震度7（鹿沼）、震度6強（京町） 死者37名（災害関連死1名を含む。）、軽症61名 建物被害：住家（全壊235、半壊337、一部損壊1,104）1,676棟、非住家（全壊688、半壊669、一部損壊816）2,173棟 ・道路：高規格道路路面損壊、道道4路線土砂崩れ及び橋梁損壊2路線、町道25路線土砂崩れ等、鉄道JR日高線：軌道変移、橋梁桁ずれ ・電気：全町で停電、水道：富里浄水場の損壊、水道管の破裂による断水1,941戸（厚真地区1,188戸、上厚真地区753戸）、地域情報通信網：土砂崩れによる光通信ケーブル断線、あつまネット・テレビ共聴施設の不通（あつまネット29戸、テレビ共聴62戸） ・農業被害：農地94箇所154.7ha、農業用施設69箇所、農業機械・施設183戸、共同利用施設8箇所、国営勇払東部地区かんがい排水事業：厚真ダム頭首工1箇所、揚水機1箇所、導水路18.2km ・林業：大規模な山腹崩壊による林地、林道の破壊（林道3路線、森林3,230ha） ・被害総額823億円（公共土木施設188億円、農業関係110億円、林業458億円、その他67億円）
遠地震	昭和35年5月23日 (1960) 「チリ地震津波」	南米チリ沖 S38° 08' W73° 24' H25km	9.5	津波最大波高 厚真3.0m

第3節 津波想定

本計画において想定する津波は、令和3年7月に北海道が公表した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に伴う北海道太平洋沿岸（羅臼町から福島町の沿岸及び内陸市町村）の津波浸水想定（最大クラスの津波を想定して、その津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深を設定するもの）を津波想定とする。

1 想定地震

「日本海溝モデル三陸・日高沖②（Mw9.1）」（北海道が作成した津波浸水想定区域図に基づき、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波のうち最大級で最も本町に影響のある日本海溝モデルの三陸・日高沖②を設定）



2 想定される津波

- (1) 浸水想定面積
2,110 ヘクタール
- (2) 海岸線の津波水位及び影響開始時間等

最大津波高	影響開始時間		(参 考)	
7.4m～9.2m	±20cm	+20cm	第1波到達時間	最大津波到達時間
	17分～21分	38分～40分	44分～47分	44分～170分

※ 参考 厚真川河口の津波水位及び影響開始時間等

最大津波高	影響開始時間		(参 考)	
7.7m	±20cm	+20cm	第1波到達時間	最大津波到達時間
	21分	39分	46分	46分

(注)「津波第1波到達時間」や「影響開始時間」は、気象庁が発表する津波情報の中で用いられる「津波の第一波到達予想時刻」とは異なる時刻を指す。また、気象庁の津波情報の中の「津波の第一波到達予想時刻」は、波の立ち上がりが始まる時刻を指す。

第4節 地震・津波予防計画

地震・津波による災害の発生及び拡大の防止を図るため、第4章「災害予防計画」に準ずるもののほか、以下のとおり推進する。

1 地震に強いまちづくりの形成

町及び防災関係機関は建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し地震に強いまちづくりを推進する。

(1) 建築物の安全確保

公共施設、医療施設、宿泊施設等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これら施設における耐震性の確保又は安全確保及び発災時の応急体制の整備を徹底するよう努める。

ア 町は、現行の建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を推進するため、耐震改修促進計画に基づき、町内の現存する建築物の耐震性の向上を図る。

イ 町は、耐震改修促進計画において、建築物の耐震改修等の具体的な目標を設定し、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。

ウ 防災関係機関及び多数の者が使用する施設について、応急対策上重要な施設管理者は、耐震性の確保に努めるとともに、避難所に指定されている施設については、あらかじめ諸機能の整備に努める。

(2) 主要交通の強化

町及び関係機関は、基幹的な交通施設等の整備にあたって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

(3) 通信機能の強化

町及び関係機関は、主要な通信施設等の整備にあたって、耐震設計や災害対応に必要なネットワークの充実に努める。

(4) ライフライン施設等の機能の確保

ア 町及び関係機関は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄に努める。

イ 町及び関係機関は、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じ安全確保に努める。

ウ 復旧対策基地等の整備

町は震災後の復旧拠点基地、救護基地となる公園、グラウンド等の整備に努め災害復旧・復興を円滑に行うための備えを図る。

2 津波に強いまちづくり

(1) 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、地域の実情・特性を踏まえ努めて短時間での避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

(2) 道が公表した津波浸水区域及び津波災害警戒区域の指定により、町は津波ハザードマップを作成して、町民に広く普及・啓発を行うものとする。

(3) 町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所及び避難路等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備及び建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。

(4) 町は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。

また、日本海溝・千島海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画の策定及び津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波防災地域づくり推進計画により、ソフト・ハード施策を組み合わせた津波防災地域づくりを目指し、将来にわたって安心して暮らすことのできる

- 安全な地域の整備、利用及び保全（津波防災地域づくり）を総合的に推進する。
- (5) 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

3 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

町及び関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施を図る。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

第5節 地震・津波応急対策計画

地震及び津波災害による被害の拡大を防止するため、町及び関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

1 組織

(1) 災害対策本部

地震による災害(少なくとも家屋、家具、器物に損害が見受けられる地震でおおむね震度5弱以上とする。)が発生し、又は発生するおそれがある場合、もしくは津波警報が発表された場合は、災害対策本部を設置し、状況によっては他の市町、北海道及び防災関係機関の協力を得て応急活動を実施するものとする。

(2) 津波警戒の周知徹底

町及び防災関係機関は、広報誌(紙)等を活用して津波警戒に関する次の事項についての周知徹底を図るものとする。

ア 強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜等から離れ、安全な場所に避難する。

イ 地震を感じなくても、津波警報・注意報が発表されたときは、直ちに海浜等から離れ、安全な場所に避難する。

ウ 正しい情報をテレビ、ラジオ、インターネット及び広報車などで入手する。

エ 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合、1週間程度、すぐに逃げ出せる態勢での就寝、非常持出品の常時携帯、緊急情報の取得手段の確保及び身の安全の確保など地震への備えを再確認する。

(3) 海面監視

強い地震を感じたときは、安全に配慮された位置から海面状態の変化を監視するものとする。

(4) 配備体制

本部が設置されると、直ちに関係機関は第3章第2節「災害対策本部」に定められるところにより配備体制をとるが、特に休日、勤務時間外において、これらの非常事態が発生した場合及び優先電話が途絶した場合は、職員は非常連絡を受けるまでもなく速やかに登庁し、それぞれの配置につくものとする。

2 活動

各部班は、第3章第2節「災害対策本部」に基づき、それぞれの活動を開始する。特に胆振東部消防組合消防署厚真支署・厚真消防団にあっては、地震火災による拡大防止を図るものとする。

また、災害救助法発動の際は、第5章第1節「災害通信計画」に定める報告の様式、被害状況調査票の記入を自治会・町内会長等に依頼する。

3 通信連絡の対策

(1) 防災関係の通信施設の活用

通信連絡は、第5章第1節「災害通信計画」に定めるもののほか、関係機関の通信施設を最大限に活用するものとする。

(2) 報道関係機関の協力活動

放送局、新聞社等と情報連絡体制を緊密にするものとし、報道関係機関は本部長(町長)が特別緊急の必要があると認めるときは、災害に関する通知、要請、伝達等について最も有効かつ適切な方法で地域一般に周知徹底するよう努めるものとする。

(3) 機動力による連絡体制の確立

ア 全通信機関が使用できないときは、航空機、ヘリコプター、オートバイ等の機動力を動員し、連絡体制を図るものとする。

イ ヘリコプターの派遣は、北海道知事(防災航空室)に要請するものとする。

ウ ヘリコプターの発着場は第5章第17節「輸送計画」のヘリポートを利用する。

(4) 地震、津波に関する情報に用いる震央地域区域名及び地域名称、津波予報区

地震、津波情報を迅速かつ的確に伝達するため、胆振地域の震央地域区域名及び名称、津波予報区を周知するものとする。

ア 内陸の震央名 : 胆振地方中東部

イ 周辺海域の震央名 : 苫小牧沖

ウ 津波予報区 : 北海道太平洋沿岸西部

第6節 地震・津波情報の伝達計画

地震、津波情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

1 地震情報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上、又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上、又は長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。

なお、震度が6弱以上、又は長周期地震動階級4以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。

注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

(2) 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会(NHK)に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

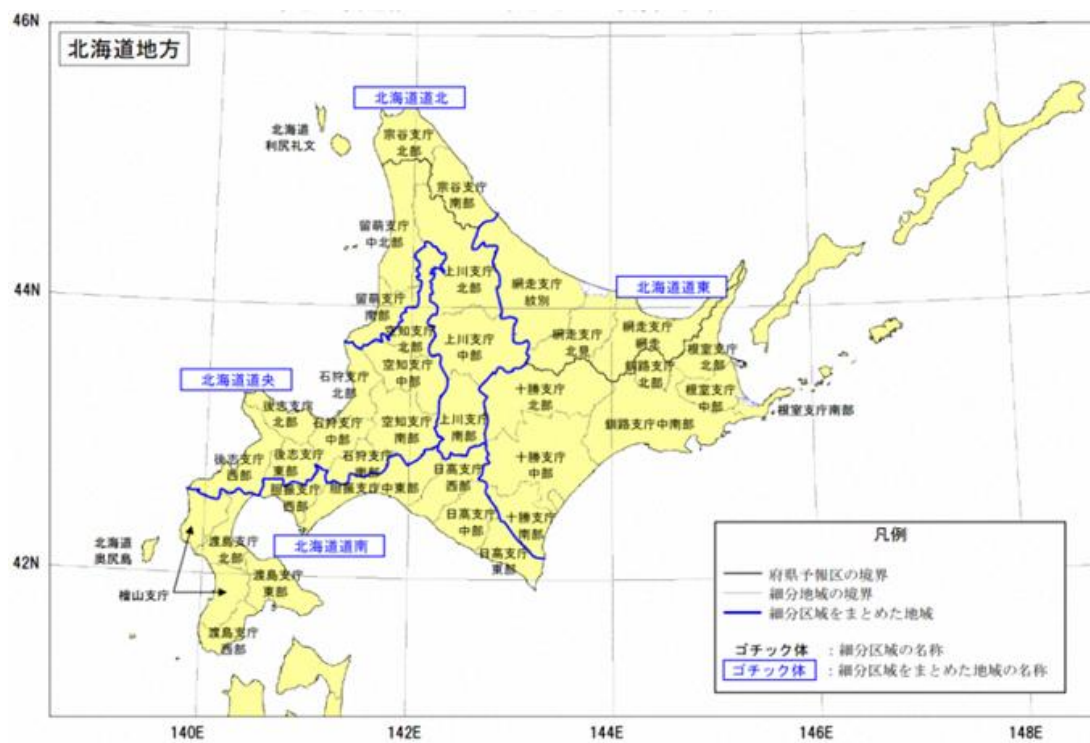
また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、町の防災行政無線(戸別受信機を含む。)を通じて伝達し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

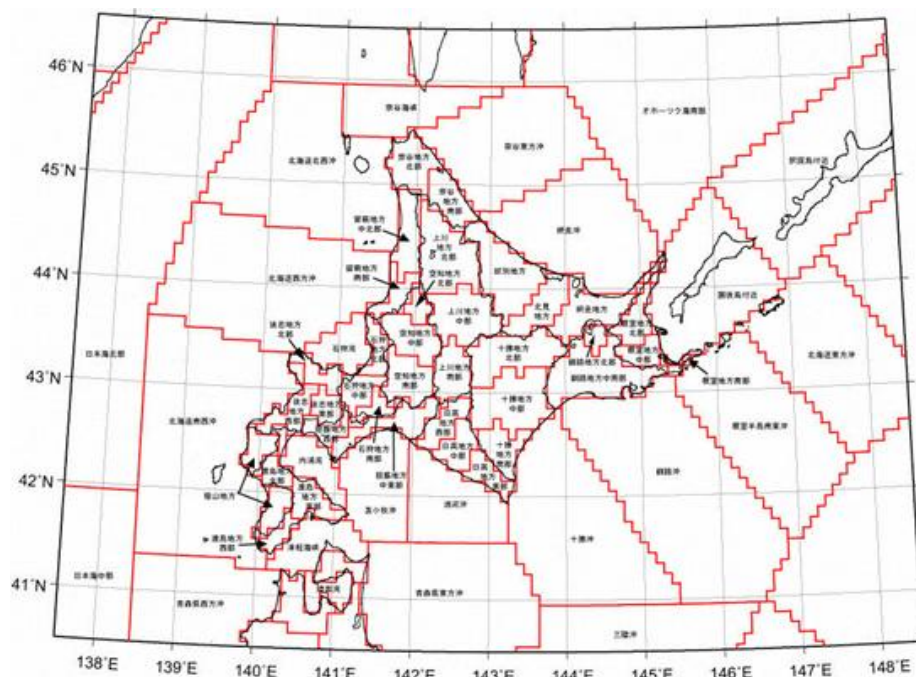
ア 地震動警報等

警報・予報の種類	発表名称	内容等
地震動特別警報	「緊急地震速報(警報)」又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上、又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。このうち、震度6弱以上、又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動警報		
地震動予報	「緊急地震速報(予報)」	最大震度3以上、又は長周期地震動階級1以上、マグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの。

(ア) 緊急地震速報において予想される地震の発表に用いる地域



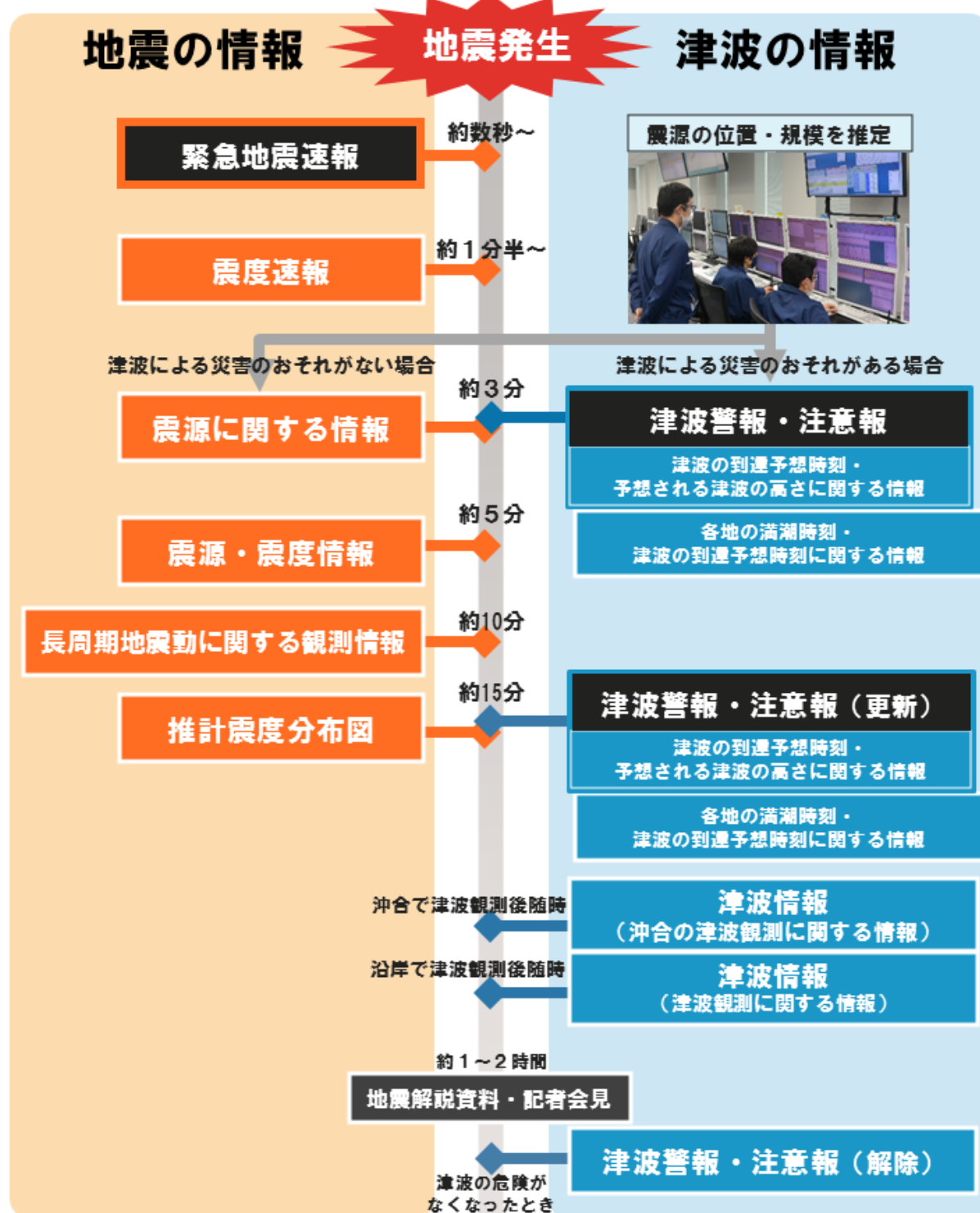
(イ) 震央地名



イ 地震に関する情報の種類と内容

情報の種類	発表基準	発表内容
震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約188に区分)と地震の揺れの検知時間を速報
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 震度1以上 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表 それに加えて震度3以上のを観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名・地点名を発表
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震の長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から10分程度で1回発表)
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等(※注) マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表(※注) 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
後発地震注意情報	日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域とそれに影響を与える範囲で、マグニチュード7.0以上の地震が発生した場合	大規模地震発生の可能性が高まっている。 今後1週間程度、日頃からの地震の備えの再確認に加え、揺れを感じたら、ただちに避難できる体制の準備等について発表

地震及び津波に関する情報



注：津波の心配がない場合はその旨を地震の情報に記載する。

注：若干の海面変動が予想される場合は、地震の情報に記載すると共に「津波予報」を発表し、対象予報区を記載する。

ウ 緊急地震速報や震度情報で用いる区域の名称

府県予報区	区域名	郡市区町村名
北海道道央	石狩地方北部	石狩市、石狩郡〔当別町、新篠津村〕
	石狩地方中部	札幌市、江別市
	石狩地方南部	千歳市、恵庭市、北広島市
	後志地方北部	小樽市、積丹郡〔積丹町〕、古平郡〔古平町〕、余市郡〔仁木町、余市町、赤井川村〕
	後志地方東部	虻田郡の一部（ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町）
	後志地方西部	島牧郡〔島牧村〕、寿都郡〔寿都町、黒松内町〕、磯谷郡〔蘭越町〕、岩内郡〔共和町、岩内町〕、古宇郡〔泊村、神恵内村〕
	空知地方北部	深川市、雨竜郡の一部（妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町）
	空知地方中部	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、空知郡の一部（奈井江町、上砂川町）、樺戸郡の一部（浦臼町、新十津川町）、雨竜郡の一部（雨竜町）
	空知地方南部	夕張市、岩見沢市、美瑛市、三笠市、空知郡の一部（南幌町）、夕張郡〔由仁町、長沼町、栗山町〕、樺戸郡の一部（月形町）
北海道道南	渡島地方北部	二世郡〔八雲町〕、山越郡〔長万部町〕
	渡島地方東部	函館市、北斗市、亀田郡〔七飯町〕、茅部郡〔鹿部町、森町〕
	渡島地方西部	松前郡〔松前町、福島町〕、上磯郡〔知内町、木古内町〕
	檜山地方	檜山郡〔江差町、上ノ国町、厚沢部町〕、爾志郡〔乙部町〕、瀬棚郡〔今金町〕、久遠郡〔せたな町〕
	北海道奥尻島	奥尻郡〔奥尻町〕
	胆振地方西部	伊達市、虻田郡の一部（豊浦町、洞爺湖町）、有珠郡〔壮瞥町〕
	胆振地方中東部	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老郡〔白老町〕、勇払郡の一部（安平町、厚真町、むかわ町）
	日高地方西部	沙流郡〔日高町、平取町〕
	日高地方中部	新冠郡〔新冠町〕、日高郡〔新ひだか町〕
	日高地方東部	浦河郡〔浦河町〕、様似郡〔様似町〕、幌泉郡〔えりも町〕
北海道道北	上川地方北部	士別市、名寄市、上川郡の一部（和寒町、剣淵町、下川町）、中川郡の一部（美深町、音威子府村、中川町）、雨竜郡の一部（幌加内町）
	上川地方中部	旭川市、上川郡の一部（鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町）
	上川地方南部	富良野市、空知郡の一部（上富良野町、中富良野町、南富良野町）、勇払郡の一部（占冠村）
	留萌地方中北部	苫前郡〔苫前町、羽幌町、初山別村〕、天塩郡の一部（遠別町、天塩町）
	留萌地方南部	留萌市、増毛郡〔増毛町〕、留萌郡〔小平町〕
	宗谷地方北部	稚内市、宗谷郡〔猿払村〕、天塩郡の一部（豊富町、幌延町）
	宗谷地方南部	枝幸郡〔浜頓別町、中頓別町、枝幸町〕
	北海道利尻礼文	礼文郡〔礼文町〕、利尻郡〔利尻町、利尻富士町〕
北海道道東	網走地方	網走市、網走郡〔美幌町、津別町、大空町〕、斜里郡〔斜里町、清里町、小清水町〕
	北見地方	北見市、常呂郡〔訓子府町、置戸町、佐呂間町〕
	紋別地方	紋別市、紋別郡〔遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町〕
	十勝地方北部	河東郡の一部（上士幌町、鹿追町）、上川郡の一部（新得町）、足寄郡〔足寄町、陸別町〕
	十勝地方中部	帯広市、河東郡の一部（音更町、士幌町）、上川郡の一部（清水町）、河西郡の一部（芽室町）、中川郡の一部（幕別町、池田町、豊頃町、本別町）、十勝郡〔浦幌町〕
	十勝地方南部	河西郡の一部（中札内村、更別村）、広尾郡〔大樹町、広尾町〕
	釧路地方北部	川上郡の一部（弟子屈町）
	釧路地方中南部	釧路市、釧路郡〔釧路町〕、厚岸郡〔厚岸町、浜中町〕、川上郡の一部（標茶町）、阿寒郡〔鶴居村〕、白糠郡〔白糠町〕

府県予報区	区域名	郡市区町村名
	根室地方北部	標津郡〔中標津町、標津町〕、目梨郡〔羅臼町〕
	根室地方中部	野付郡〔別海町〕
	根室地方南部	根室市

2 津波情報

(1) 津波警報・注意報

気象庁は、地震が発生時に、地震の規模や位置を推定し、沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については約2分）を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表する。

ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害の様相と取るべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	【被害の様相】 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 【取るべき行動】 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	【被害の様相】 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 【取るべき行動】 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による被害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	【被害の様相】 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 【取るべき行動】 海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。

(2) 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

<津波情報の種類>

情報の種類	発表される内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表 ※ 到達予想時刻は、予報区で最も早く津波が到達する時刻で、場所によっては、1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。（津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表）

発表される場合	発表される内容
0.2m未満の海面変動が予測されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

第7節 広報活動

1 広報の準備

広報車等は、突発時においても直ちに出勤できるよう平常時から点検整備を行い、災害時に万全を期するものとする。

2 広報内容

災害の規模に応じ内容等を周知するものとするが、主なものは次のとおりとする

- (1) 避難場所について（避難指示の状況、非難場所の位置、経路等）
- (2) 交通通信状況（交通機関運行状況、不通場所、開通見込み日時・通信途絶区域）
- (3) 火災状況（発生場所、避難等）
- (4) 電気、水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、注意事項等）
- (5) 医療救護所の状況
- (6) 給食、給水実施状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- (7) 道路、河川、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- (8) 津波に関する情報（後発地震注意情報、注意報、警報、危険区域等）
- (9) 住民の心得等、人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項
- (10) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された際の注意喚起

3 広報の方法

第5章第4節「災害広報計画」に定めるところによるほか、次の媒体を利用して迅速かつ適切な避難場所、及び避難経路の広報を行なうものとする。

- (1) テレビ、ラジオ、新聞
- (2) 広報車等
- (3) 防災行政用無線
- (4) 全国瞬時警報システム（Jアラート）による同報系防災行政用無線
- (5) 町ホームページ、SNS（Facebook・LINE）等

第8節 消火活動

第4章第2節「消防計画」に定めるもののほか、国、北海道、自衛隊、近隣市町村及び関係機関の協力を得て行うものとする。

1 町の活動

- (1) 消火活動に関する情報を収集し、関係機関へ提供すること。
- (2) 他市町村、北海道、関係機関等に消防ポンプ車、消防隊、化学消防車等の派遣要請をすること。
- (3) 町内事業所等に緊急消火剤、資機材の提供要請をすること。
- (4) 道に対し、消火対策指導のための危険物担当者の派遣を要請すること。

2 火薬類の対策及び措置

火薬工品、石油、ガス、ガソリン等を取扱う販売業者又は消費者に対し、本部長は一時その取扱、販売、貯蔵、運搬、消費を禁止し、又は制限する。

3 住民に対する措置

本部長は、被害が広範囲にわたり引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と連絡を取り、立入禁止区域を決定するとともに区域内住民に避難、立ち退きの指示をする。

第9節 避難救出対策

- 1 避難誘導は、町職員、消防職員、消防団員、警察官、その他指示、搜索の命を受けた職員があたるが、避難誘導にあたっては障がい者、病人、高齢者、幼児等の要配慮者である避難行動要支援者を優先して行うものとする。
- 2 避難救出にあたっては、消防機関を主体として行うが、関係機関及び地域町内会等の住民による自主救出の実施を促進するものとする。

第10節 医療、救護、給与、防疫、保健衛生対策

災害応急対策計画及び第5章第27節「救急医療対策計画」に基づき、万全なる対策を講ずるものとする。

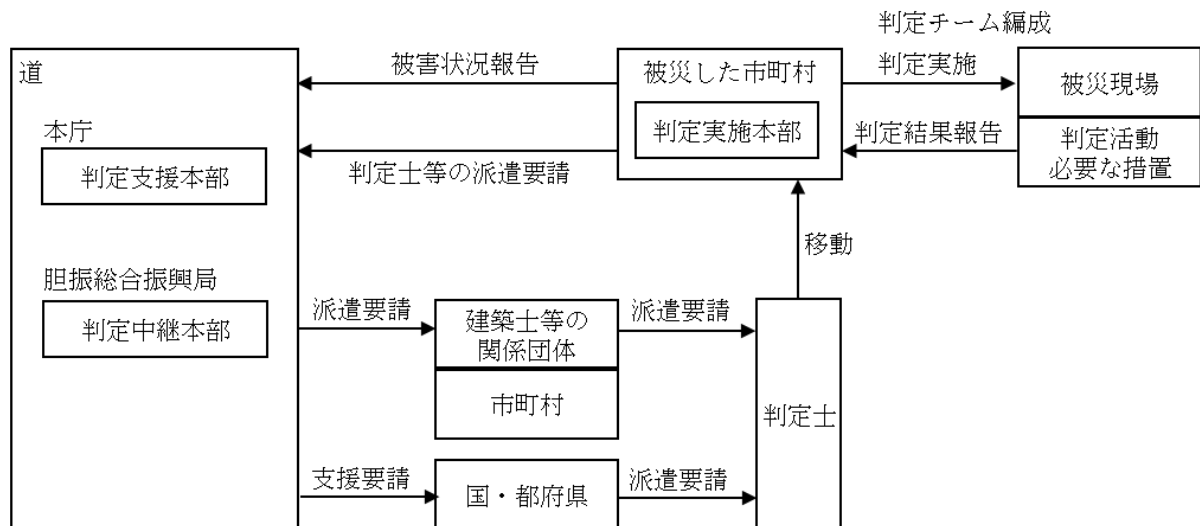
第11節 被災建築物安全対策

被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は次のとおりとする。

1 応急危険度判定の活動体制

町長は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき北海道に要請して、建築関係 団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行なう。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



2 応急危険度判定の基本的事項

- (1) 判定対象建築物
原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。
- (2) 判定開始時期、調査方法
地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行なう。
- (3) 判定の内容、判定結果の表示
被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行ない、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。
なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。
危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立入ができない。
要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立入が可能である。
調査済：建築物の損傷が少ない場合である。
- (4) 判定の効力
行政機関による情報の提供である。
- (5) 判定の変更
応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

3 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

(1) 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

(2) 実施主体及び実施方法

ア 町及び北海道

町及び道は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

イ 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

ウ 解体等工事業者

関係法令に定める方法により石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等の写しを当該解体等工事の場所に備え置き、A3（42.0cm×29.7cm）以上の大きさを掲示するとともに、全ての石綿含有建材について除去等の作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

エ 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う

第12節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

(1) 整備方針

ア 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業5箇年計画に定める事業について、積極的に推進を図るものとする。

イ 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。

また、施設等の整備を行うに当たっては、交通、通信その他積雪寒冷地域における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮して行うものとする。

ウ 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

(2) 整備すべき施設

ア 避難地

イ 避難路

ウ 消防用施設

エ 消防活動を行うことが困難である区域の解消に資する道路

オ 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路、公園・緑地・広場その他の公共空地又は建築物

カ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設又は港湾施設

キ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を地下に収容するための施設

ク 津波からの円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設

ケ 避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

コ 公的医療機関、休日夜間診療を行っている病院・高度の救急医療を提供している病院、社会福祉施設、公立の幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校又は不特定

かつ多数の者が出入りする公的建造物の改築又は補強

サ 農業用排水施設であるため池で、避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上改修等整備が必

要なもの

シ 地域防災拠点施設

ス 防災行政無線設備その他の施設又は設備

セ 飲料水、食糧、電力等の確保のため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備

ソ 救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫

タ 負傷者を一時的に受け入れ、保護するための救護設備その他の設備又は資機材

チ 石油コンビナート等特別防災区域に係る緩衝地帯として設置する緑地等

2 建築物、構造物等の耐震化の推進

(1) 建築物の耐震化

ア 町は、厚真町耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。

イ 町は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、一刻も早く完了させ、施設の耐震性の向上を図る。

ウ 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、非構造部材の耐震対策を含めた耐震性の確保に積極的に努めるとともに、指定緊急避難場所・指定避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努める。

エ 特に公立学校施設は、屋内運動場等の天井、照明器具、バスケットゴール等の総点検を実施し、落下防止対策については、一刻も早い完了を目指すこととし、非構造部材の耐震対策の一層の促進を図る。

(2) ライフライン施設等の耐震化

ア 町及び防災関係機関は、主要な道路、鉄道、港湾、空港等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

イ 町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、耐震性の確保に配慮し、耐震設計やネットワークの充実に努める。

ウ 町、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

エ 町及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

第7章 津波避難計画

本計画は、短時間で襲来する津波に対し、対象となる区域、被害想定、浸水想定区域、避難場所、避難路等を明確にして、住民等が安全に避難することを目的とし、細部は、別に定める「厚真町津波避難計画」によるものとする。

第8章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

本計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本町における地震防災対策の推進を図ることを目的とし、細部は、別に定める「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」によるものとする。

第9章 樽前山火山防災計画

第1節 計画の目的

火山による災害から住民の生命、財産を守り、被害の軽減を図ることを目的とする。樽前山が噴火又はそのおそれがある場合において、災害が発生すると認められるとき又は災害が発生した場合の対策は樽前山火山防災協議会の策定した「樽前山火山防災計画」によるほか、この計画の定めるところによる。

第2節 防災組織

1 防災組織及び役割

樽前山の噴火災害に際しては、降灰被害の想定地域であるが、想定以上の状況を考慮し、第3章防災組織に準じて組織するものとする。

2 樽前山火山防災協議会

樽前山火山防災協議会は、活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第4条第1項基本法第17条第1項の規定に基づき設置し、「樽前山」について想定される火山現象の状況に応じた警戒避難対策の整備を行うことを目的として組織するものとする。

協議会を構成する市町及び関係機関は、次のとおりである。

樽前山火山防災協議会

樽前山火山防災協議会 会長	1	北海道総合通信局
	2	石狩森林管理署
	3	胆振東部森林管理署
	4	北海道開発局札幌開発建設部
	5	北海道開発局室蘭開発建設部
	6	東京航空局新千歳空港事務所
	7	札幌管区气象台
	8	室蘭地方气象台
	9	苫小牧海上保安署
	10	北海道地方環境事務所支笏洞爺国立公園管理事務所
	11	陸上自衛隊第7師団
	12	航空自衛隊千歳基地
	13	北海道
	14	石狩振興局
	15	胆振総合振興局
	16	北海道警察本部
	17	苫小牧警察署
	18	千歳警察署
	19	苫小牧市
	20	千歳市
	21	恵庭市

	22	白老町
	23	安平町
	24	厚真町
	25	むかわ町
	26	苫小牧市消防本部
	27	千歳市消防本部
	28	恵庭市消防本部
	29	白老町消防本部
	30	胆振東部消防組合消防本部
	31	国土地理院北海道地方測量部
	32	(一社) 苫小牧観光協会
	33	(一社) 白老観光協会
	34	支笏湖温泉旅館組合
	35	学識経験者
	36	東日本高速道路(株)北海道支社北広島管理事務所
	37	北海道旅客鉄道(株)苫小牧地区駅
	38	北海道旅客鉄道(株)室蘭保線所
	39	東日本電信電話(株)北海道事業部苫小牧支店
	40	北海道電力ネットワーク(株)道央南統括支店
	41	(株)ドコモＣＳ北海道南支店
	42	苫小牧港管理組合

第3節 火山災害予防対策

噴火による本町への影響は、中規模及び大規模噴火発生時の降灰による健康被害、山林、農作物への被害、交通障害及び大気・水質・土壌汚染等の被害が想定される。

1 火山防災の啓発活動

樽前山の火山活動や噴火時の対応について、正しい知識を把握し、適切な行動を行えるようにするために、住民、事業所等に対して啓発活動を推進する。

2 自主防災活動の推進

地域住民、事業所等の自主防災組織の結成及びその育成に関しては、第4章第9節の1「地域住民による自主防災組織」及び第4章第9節の2「事業所等の防災組織」に準じて自主防災活動の推進を図るものとする。

3 防災訓練の実施

協議会市町で噴火を想定した防災訓練を実施する。また、これらの訓練を補完するため町防災訓練を実施する。

4 避難体制の整備

第5章第5節「避難救出計画」に準ずる。また、必要に応じ住民等への周知に努めるとともに、発災時には体制整備の構築に努め住民の避難誘導に努めるものとする。

5 防災施設の整備

住民の生命、身体及び財産を守るため、多様な通信施設整備に取り組むものとする。また、併せてヘリポート、避難道路等の整備に取り組むものとする。

第4節 火山災害応急対策

1 火山現象に関する情報の収集及び伝達

- (1) 火山現象に関する警報及び予報は、気象業務法(昭和27年法律第165号)第13条の規定により発表される「火山現象警報」及び「火山現象予報」である。なお、「火山現象警報」は気象業務法第15条第1項の規定により北海道知事に通報され、北海道知事は同法第15条第2項及び基本法第55条の規定により市町村長に通報する。
- (2) 噴火警報
札幌管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。
- (3) 噴火予報
札幌管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。
- (4) 噴火警戒レベル
札幌管区気象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火警報・予報に付して発表する。
噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」は火山防災協議会で協議する。

樽前山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域又は噴火警報)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	- 大規模噴火が発生し、火砕流が居住地域まで到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】1667年及び1739年：大規模噴火、火砕流が広範囲に流下して火口から10km以上の海岸まで到達、多量の軽石や火山灰が広範囲に堆積 - 中～大規模噴火により融雪型火山泥流が発生して居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】観測事例なし
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。(可能性が高まっている。)	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要	- 中規模噴火の頻発等により、火砕流が居住地域に到達するような大規模噴火の発生が予想される。 【過去事例】観測事例なし - 積雪期に小規模噴火が拡大し、融雪型火山泥流の発生が予想される。 【過去事例】観測事例なし

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
警報	噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等	・ 中規模噴火が発生し、噴石が概ね3km以内に飛散、あるいは火砕流が谷沿いに流下 【過去事例】1874年及び1909年：中規模噴火、大きな噴石が火口から2～3kmまで飛散、火砕流が谷沿いに流下して火口から最大8km程度まで到達（1874年）、火山灰が山麓で厚さ数cmに堆積・地震増加や地殻変動等により、中規模噴火の発生が予想される。 【過去事例】観測事例なし
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活（今後の火山活動の推移に注意） 火口周辺への立入規制等	・ 小規模噴火が発生し、山頂火口原内外に大きな噴石が飛散 【過去事例】1909年噴火以降繰り返し発生した小規模噴火、山頂部に大きな噴石が飛散 ・ 地震活動や熱活動の高まり等により、小規模噴火の発生が予想される。 【過去事例】1999年：山頂A火口で急激な熱活動の高まり、1997年～2001年：地震活動活発化、1981年1～2月：地震活動の活発化
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏 火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）	住民は通常の生活（状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等） 状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等	・ 火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり

※ 「大きな噴石」とは、概ね20cm～30cmの風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

※ 大規模噴火とは、噴煙が1万m以上まで上がり、火砕流が広範囲に流下し、それに伴う融雪型泥流が発生するような噴火である。

※ 中規模噴火とは、噴煙が数千mまで上がり、大きな噴石が火口から2～3kmまで飛散し、小規模な火砕流やそれに伴う融雪型泥流が発生するような噴火である。

※ 小規模噴火とは、噴煙が1,000m以下まで上がり、大きな噴石が山頂火口原内外に飛散するような噴火である。

(5) 噴火速報

札幌管区气象台が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・ このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※ 噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(6) 火山の状況に関する解説情報

札幌管区气象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表

し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(7) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報（定時）

(ア) 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表

(イ) 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

イ 降灰予報（速報）

(ア) 噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表

(イ) 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表

ウ 降灰予報（詳細）

(ア) 噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。

(イ) 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

降灰予報で使用する降灰量階級表

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	状況		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm以上 〈外出を控える〉	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し、健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰を巻き上げて視界不良となる、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ<1mm 〈注意〉	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は病状悪化のおそれがある	徐行運転する ○短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある ○道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始）	稲などの農作物が収穫できなくなったり※、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる	窓を閉める ○火山灰が衣服や身体に付着する	フロントガラスの除灰 火山灰がフロント	航空機の運航不可※

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	状況		人	道路	
		路面	視界			
			かる	○目に入ったときは 痛みを伴う	ガラスに付着し、視 界不良の原因となる おそれがある	

※ 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による想定

(8) 火山現象警報、火山現象予報及び火山の状況に関する解説情報の発表官署

樽前山に係る火山現象警報、火山現象予報及び火山の状況に関する解説情報の発表は、札幌管区気象台が行う。

(9) 異常現象発見者の通報義務及び通報先

ア 発見者の通報義務

火山の異常現象を発見した者は、次の最も近いところにいる者に通報する。

(ア) 厚真町役場

(イ) 苫小牧警察署(町内駐在所を含む)又は警察官

(ウ) 消防機関

イ 警察官等の通報

異常現象を発見した場合又は地域住民から通報を受けた場合は、警察官及び消防機関は直ちに町に通報する。

ウ 各関係機関への通報

火山現象について住民、登山者から通報を受けた場合又は火山現象に関する通報に関する情報を入手した場合は、苫小牧市及び室蘭地方気象台に伝達する。

(10) 火山現象警報及び火山現象予報の伝達

ア 噴火警報(特別警報)・火口周辺警報・噴火予報の伝達は、火山情報伝達系統図によるものとする。

イ 噴火警報(特別警報)・火口周辺警報・噴火予報の受理及び伝達並びに北海道知事からの通報、又は要請を行う事項は、次によるものとする。

(ア) 通報及び伝達の内容

a 札幌管区気象台

火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるとき、火山現象に関する情報を北海道知事に通報する。

b 北海道

札幌管区気象台から通報を受けたとき、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市町村長及びその他の関係機関に対し、必要な通報又は要請をするものとする。

c 厚真町

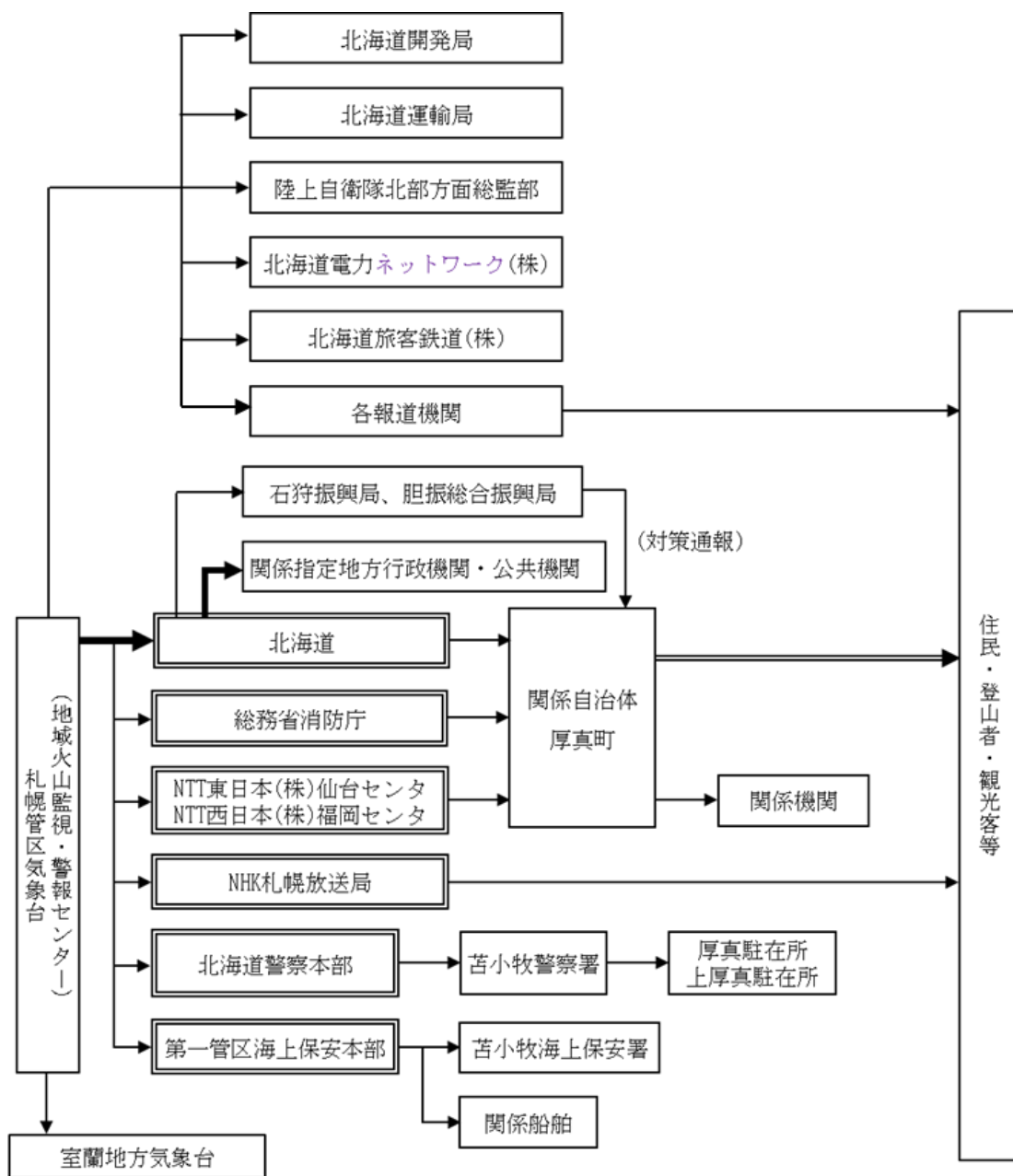
北海道知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達するものとする。

この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報又は警告をするものとする。

(イ) 通報及び伝達の系統

札幌管区気象台から北海道知事に通報された後の噴火警報・火口周辺警報・噴火予報及び対策通報並びに要請は、火山情報伝達系統図によるものとする。

＜火山情報伝達系統図＞



NAME

(二重枠)で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9号の規定に基づく法定伝達先。



(太録)は、「噴火警報」、「噴火速報及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、火山対策特別措置法第12条によって、通報もしくはおは要請等が義務付けられている伝達経路



(二重線)は、・上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報もしくは要請等

- ・特別警報に位置づけられる噴火警報（居住地域）について、気象業務法第15条の2による土もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

※ 道警察本部は、直ちに関係する警察署を通じ、関係市町村に通知しなければならない。

※ NHK放送局は、直ちに通視された事項を放送しなければならない。

2 災害情報通信

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報伝達は、地域の災害状況に対応し、各種伝達手段・系統を最大限かつ有効に用いて行うこととし、第5章第1節「災害通信計画」の定めるところによる。なお、北海道、町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛星通信車、通信施設等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

3 応急措置

町長及び防災関係機関は、災害の拡大を防止するため、第5章第2節「応急措置実施計画」の定めるところにより応急措置を実施するものとする。

4 災害広報

災害応急対策にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等及び地域住民に対して行う災害広報は、第5章第4節「災害広報計画」の定めるところによる。

5 避難措置

町長及び防災関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難救出計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6 警戒区域の設定

町長及び防災関係機関は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、第5章第5節「避難救出計画」の定めるところ及び気象庁の発表する噴火警報及び火口周辺警報(噴火警戒レベルが導入された火山は当該レベルを含む。)に応じた警戒区域の設定等を図り、住民への周知に努めるものとする。

なお、警報の対象範囲、噴火警戒レベルの設定に当たっては、予め関係市町及び関係機関等と協議するものとする。

7 救助救出及び医療救護活動等

町長及び防災関係機関は、第5章第5節「避難救出計画」及び第5章第11節「医療及び助産計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町長及び防災関係機関は、第5章第15節「行方不明者の捜索及び収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 道路交通の規制等

町長及び防災関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第24節「交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制等を実施するものとする。

9 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣要請及び派遣期間の活動等については、第5章第22節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

10 広域応援

町長及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独で十分な災害対応策を実施できない場合は、第5章第23節「広域応援計画」の定めるところにより応援を要請する。

また、樽前山火山防災協議会を構成する市町及び関係機関との連携を図るものとする。

第5節 復旧計画

火山災害により、地域の壊滅又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町長は、被害の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第11章「災害復旧・被災者支援計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

第10章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 海上災害対策計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早急に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 船舶所有者等(船舶所有者、管理者、占有者等を含む。)漁業協同組合の実施事項

ア 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

イ 船員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

エ 船舶の火災に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努めるものとする。

(2) 厚真町及び胆振東部消防組合(以下この章において「消防組合」という。)の実施事項

ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。

イ 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。

ウ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

エ 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

オ 海難発生時の救急・救助、救護に備え、資器材等の整備促進に努めるものとする。

カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

キ 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。

(ア) 漁業気象通報及び天気予報の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。

(イ) 漁業無線局の気象情報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安署からの勧告等が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

ク 法令の定めるところにより適切な予防策を講ずるほか、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者及び乗組員に対し次の事項を指導するものとする。

(ア) 船体、機関、救命設備(救命用具、信号用具、消防設備等)及び通信施設の整備

(イ) 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立

(ウ) 漁船乗務員の養成と資質の向上

(エ) 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化

(オ) 海難防止に対する意識の高揚

2 災害応急対策

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

(1) 情報通信

ア 情報通信連絡系統

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報連絡系統は別記1のとおりとする。

イ 実施事項

町及び関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

海難発生時の広報は、第5章第4節「災害広報計画」の定めによるほか次により実施する。

ア 実施事項

(ア) 被災者の家族等への広報

町は、被災者の家族からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- a 海難の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関等応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

(イ) 旅客及び地域住民等への広報

町は、報道機関を通じ、又は防災行政用無線・広報車等を利用し次の事項について広報を実施する。

- a 海難の状況
- b 旅客及び乗組員等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

(3) 応急活動体制

町長及び防災関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と協力して災害応急対策を実施する。

(4) 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、漁業協同組合、水難救難所の協力を得て、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

(5) 救助救出活動

海難発生時における救助活動については、第5章第5節「避難救出計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

ア 町が、遭難船舶を認知した場合は、海上保安署及び警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行う。

イ 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶・車両・その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行う。

ウ 北海道警察警察官及び海上保安官は、水難救護法第4条に基づき、救護の事務に関し町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代わってその職務を行う。

エ 漁業協同組合は、常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡に当たるものとする。

オ 日本水難救済会浜厚真救難所は、関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

(6) 消防活動

領海内における船舶等火災の消火活動については、当該地域の海上保安署と消防機関が締結した船舶消火

に関する業務協定に基づき実施する。

(7) 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、第5章第11節「医療及び助産計画」の定めるところにより実施するものとする。

(8) 行方不明者の搜索及び死体の収容等

海難発生時における行方不明者の搜索、死体の収容及び埋葬等については、第5章第15節「行方不明者の搜索及び収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

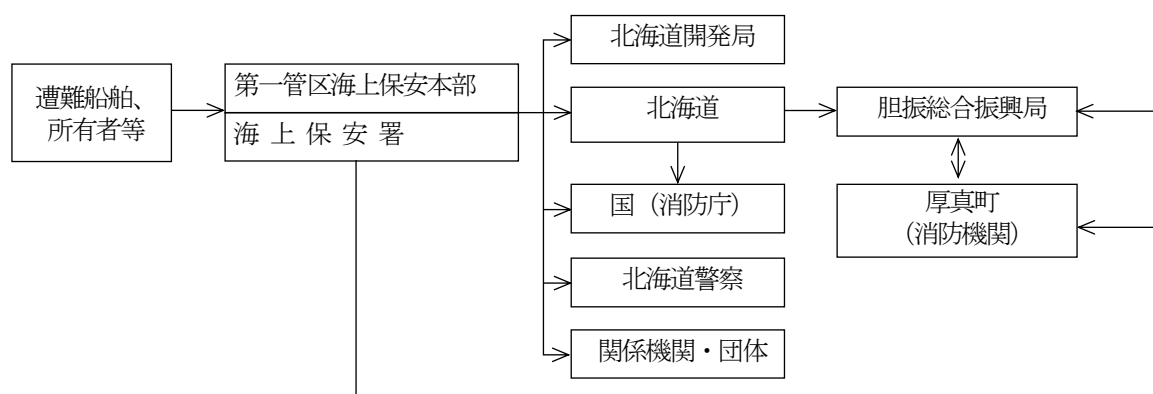
(9) 交通規制

海難発生時における交通規制については、第5章第20節「災害警備計画」の定めるところによる。

(10) 自衛隊派遣要請

海難発生時における自衛隊派遣要請については、海上保安庁長官等法令で定める者が、海難の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第22節「自衛隊派遣要請計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、予め要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

別記1 情報通信連絡系統図



内海上保安署と各消防本部との船舶消火に関する業務協定締結状況

海上保安署	消防機関
苫小牧海上保安署	苫小牧市消防本部 胆振東部消防組合

第2節 流出油対策計画

船舶に衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、町が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

なお、臨港地区等における流出災害対策については、本章第6節「石油コンビナート等災害対策」及び本章第8節「危険物等災害対策計画」の定めるところによる。

1 災害予防

(1) 厚真町及び消防組合は災害予防のため次の事項を実施する。

ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。

イ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。

- ウ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- エ 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行なう等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- オ 災害時の油等大量流出等に備え、消防艇、化学消化剤、油処理剤、オイルフェンス等の資器材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有するものとする。
- カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- キ 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその附属施設(防舷材、けい船柱)等の改修、岸壁水深の維持に努める。
- ク 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
- ケ 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。
 - (ア) 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもと行なう
 - (イ) 消火機器の配備
 - (ウ) 油流出事故の予防対策及び化学消化剤等の配備
 - (エ) 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底
- ＊ 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。
- (2) 船舶所有者等、漁業協同組合は災害予防のため次の事項を実施する。
 - ア 気象状況等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
 - イ 職員の非常参集体制は、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
 - ウ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資器材の整備促進に努めるものとする。
 - エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

2 災害応急対策

- (1) 情報通信
 - 油等の大量流出事故が発生し、又は発生しようとしている場合の、情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。
 - ア 情報通信連絡系統
 - 油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報連絡系統は別記1のとおりとする。
 - イ 実施事項
 - 町は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の機関に連絡し、情報の共有化、応急、支援の調整等を行うものとする。
- (2) 災害広報
 - 油等大量流出事故災害時の広報は第5章第4節「災害広報計画」の定めによるほか次により実施する。
 - ア 実施方法
 - 町は報道機関を通じ、又は防災行政用無線・広報車、及び掲示板等の利用により次の事項について広報を実施する。
 - (ア) 油等大量流出事故災害の状況
 - (イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
 - (ウ) 海上輸送復旧の見通し
 - (エ) 避難の必要性等、地域に与える影響
 - (オ) その他必要な事項
- (3) 応急活動体制
 - ア 町長は、油等大量流出事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制

を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の長は、油等大量流出事故が発生し、又は発生のおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながらその所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 油等の流出又は流出する恐れがある場合の防除活動

厚真町及び消防組合は、北海道及びその他の機関から提供される、流出油の漂流状況等の情報をもとに、海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資器材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努めるものとする。

(5) 消防活動

厚真町及び胆振東部消防組合(厚真支署、厚真消防団)は火災状況等の情報収集に努め、第一管区海上保安本部の消火活動に協力するものとする。

(6) 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第5章第5節「避難救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

(7) 交通規制

海上災害時における交通規制については、第5章第20節「災害警備計画」の定めるところにより実施するものとする。

(8) 自衛隊派遣要請

油流出等事故災害時における自衛隊派遣要請については、海上保安庁長官等法令で定める者が、流出油の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第22節「自衛隊派遣要請計画」により、北海道知事(胆振総合振興局長)に要請を依頼するものとする。

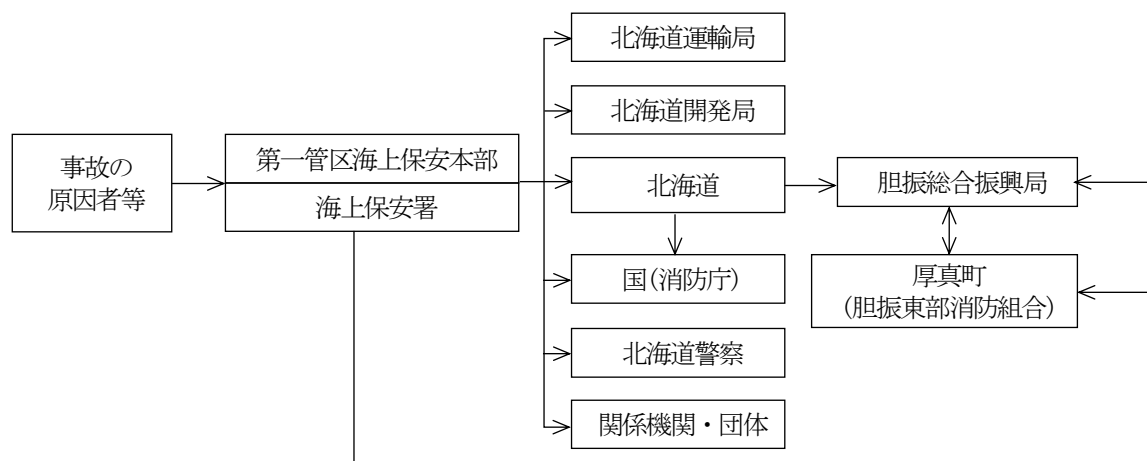
(9) 広域応援

町及び胆振東部消防組合は、流出油等事故災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は第5章第23節「広域応援計画」の定めるところにより北海道、他の市町村等へ応援を要請するものとする。

(10) ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する災害ボランティア団体等の受け入れ等については、第5章第26節「災害ボランティア連携計画」の定めるところによる。

別記1 情報通信連絡系統図



第3節 航空災害対策計画

本町において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故(以下「航空災害」という)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

町はそれぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

- (1) 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (3) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

2 災害応急対策

(1) 情報通信

ア 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記1のとおりとする。

イ 実施事項

- (ア) 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 町及び関係機関は、相互に緻密な情報交換を行ない、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行なうものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行なう災害広報は、第5章第4節「災害広報計画」の定めによるほか次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立

つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は防災行政用無線及び広報車を利用し、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 航空輸送復旧の見通し
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

町及び関係機関は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を他の関係機関と連携をとりながら災害応急対策を実施するものとする。

(4) 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力のうえ、ヘリコプターなど多様な手段を活用して行なうものとする。

(5) 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第5節「避難救出計画」の定めによるものとする。

(6) 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5章第11節「医療及び助産計画」の定めによるものとする。

(7) 消防活動

航空災害時における消防活動は、次のとおり実施するものとする。

ア 消防機関は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

イ 消防機関の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(8) 行方不明者の搜索及び死体等の収容等

町は、第5章第15節「行方不明者の搜索及び収容処理並びに埋葬計画」の定めにより行方不明者の搜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(9) 交通規制

北海道警察等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第20節「災害警備計画」の定めにより必要な交通規制を行なうものとする。

(10) 防疫及び廃棄物処理等

災害にかかる航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第5章第12節「防疫計画」また、第5章第13節「廃棄物等処理計画」の定めるところにより廃棄物処理等に係る応急対策を講ずるものとする。

(11) 自衛隊派遣要請

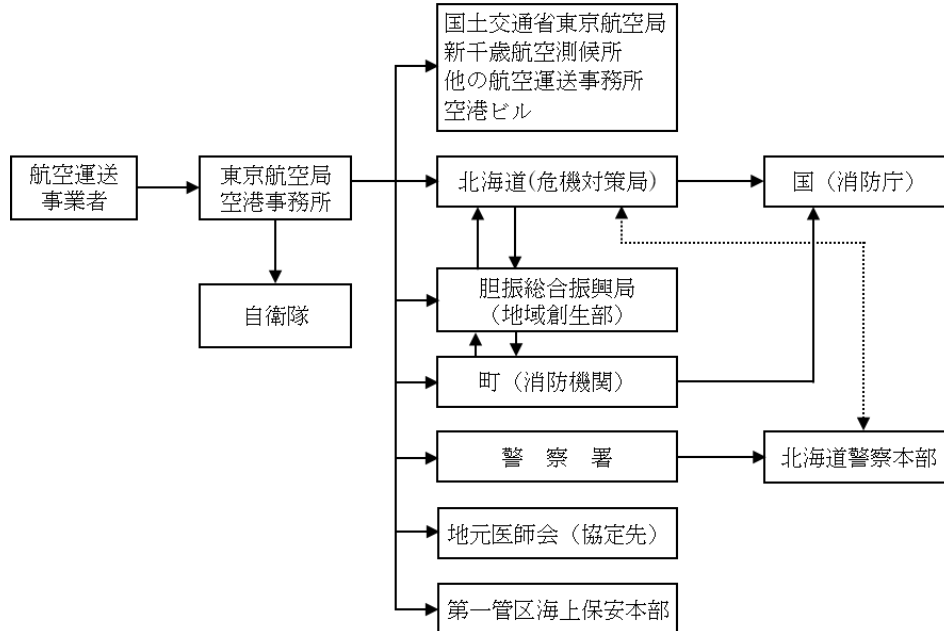
航空災害発生時における自衛隊派遣要請については航空事務所長等法令で定める者が航空災害の規模や収集した被害者情報から判断し、必要がある場合には、第5章第22節「自衛隊派遣要請計画」により、北海道知事(胆振総合振興局長)に要請を依頼するものとする。

(12) 広域応援

町及び胆振東部消防組合は、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は第5章第23節「広域応援計画」の定めるところにより北海道や他の市町村及び北海道(危機対策局)へ応援を要請するものとする。

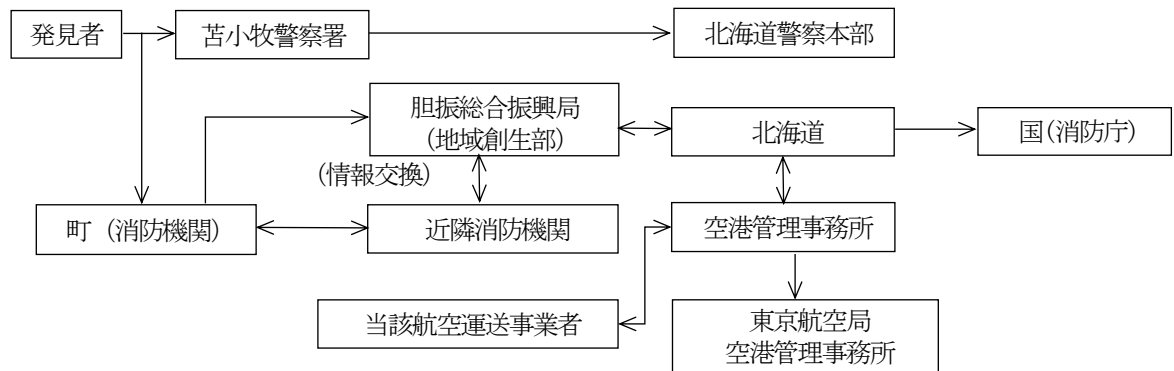
別記 情報通信連絡系統図

(1) 国土交通省・防衛庁管理空港【新千歳・丘珠】

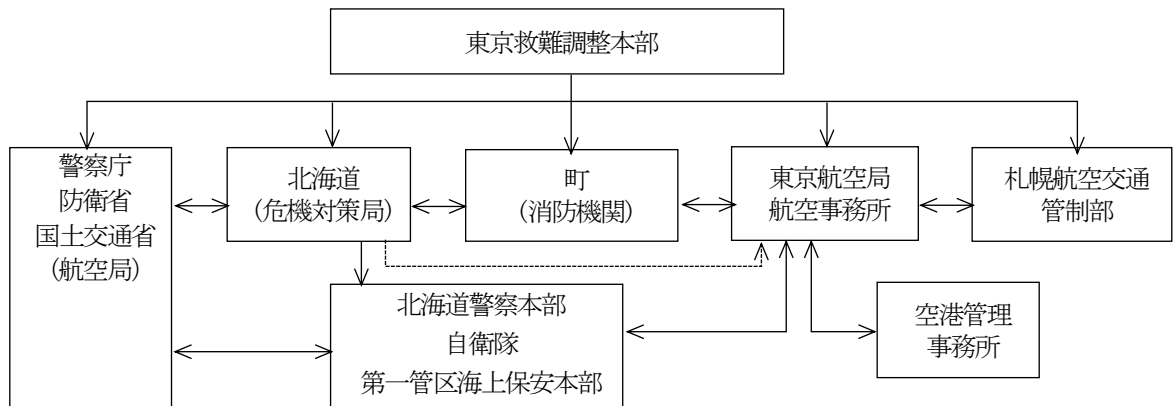


(2) その他の地域の場合

ア 発生地点が明確な場合



イ 発生地点が不明な場合(航空機の搜索活動)



(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

第4節 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害(以下「鉄道災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

町はそれぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

- ア 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- イ 踏切事故を防止するため、鉄道業者等とともに広報活動に努めるものとする。
- ウ 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。
- エ 関係機関と相互に連携して実践的な防衛訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

2 災害応急対策

(1) 情報通信

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の連絡系統は、別記のとおりとする。

イ 実施事項

- (ア) 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行なうものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節「災害広報計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

ア 被災者の家族等への広報

厚真町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

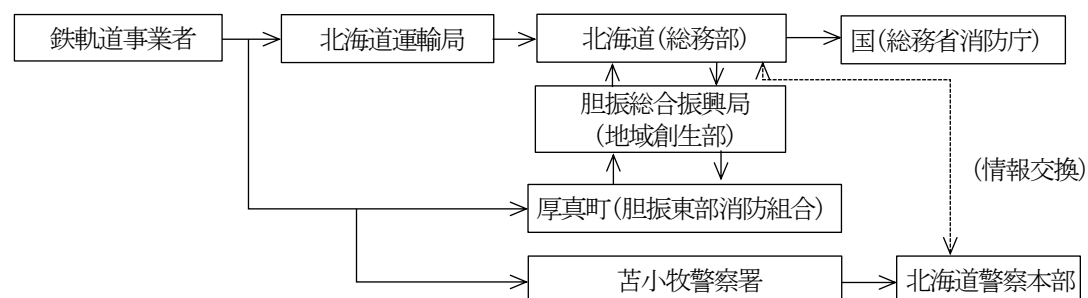
イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は防災行政用無線及び広報車を利用し、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 鉄道災害の情報
- (イ) 旅客及び乗務員等の安否情報

- (ウ) 医療機関等の情報
 - (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
 - (オ) 施設等の復旧状況
 - (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
 - (キ) その他必要な事項
- (3) 応急活動体制
- 町長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を他の機関と連携をとりながら災害応急対策を実施するものとする。
- (4) 救助救出活動
- 鉄道災害時における救助救出活動については、鉄軌道従事者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第5節「避難救出計画」の定めによるところによるものとする。
- (5) 医療救護活動
- 鉄道災害時における医療救護活動については、第5章第11節「医療及び助産計画」の定めるもののほか、鉄軌道従事者も災害発生直後における救助活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。
- (6) 消防活動
- 鉄道災害時における消防活動は、次のとおり実施するものとする。
- ア 胆振東部消防組合は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。
- イ 胆振東部消防組合の職員は、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。
- (7) 行方不明者の搜索及び死体の収容等
- 町は、第5章第15節「行方不明者の搜索及び収容処理並びに埋葬計画」の定めにより行方不明者の搜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。
- (8) 交通規制
- 北海道警察等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第20節「災害警備計画」の定めにより必要な交通規制を行なうものとする。
- (9) 危険物流出対策
- 鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第8節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。
- (10) 自衛隊派遣要請
- 鉄道災害時における自衛隊派遣要請については、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第22節「自衛隊派遣要請計画」の定めにより、北海道知事(胆振総合振興局長)に要請を依頼するものとする。
- (11) 広域応援
- 厚真町及び胆振東部消防組合は、災害の規模等によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は第5章第23節「広域応援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村及び北海道(危機対策局)へ応援を要請するものとする。

別記 情報通信連絡系統図



第5節 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は日高自動車道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害(以下「道路災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

町は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するための必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

ア 道路管理者

(ア) トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異状を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

(イ) 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。

(ウ) 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

(エ) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

(オ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずるものとする。

(カ) 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行なうため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

(キ) 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。

(ク) 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

2 災害応急対策

(1) 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

イ 実施事項

(ア) 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(イ) 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

(ウ) 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行ない、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行なう災害広報は、第5章第4節「災害広報計画」の定めるほか次により実施するものとする。

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は防災行政用無線及び広報車を利用し、次の事項についての広報を行なう。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

町長は、道路災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、その状況に応じて応急体制を整え、その地域に係る災害応急対策を他の関係機関と連携をとりながら災害応急対策を実施するものとする。

(4) 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第5章第5節「避難救出計画」の定めによるところによる。

(5) 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第11節「医療及び助産計画」の定めるもののほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

(6) 消防活動

道路災害時における消防活動は、次のとおり実施するものとする。

ア 道路管理者は、道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速、かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

イ 胆振東部消防組合は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

ウ 胆振東部消防組合の職員は、道路災害による災害が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(7) 行方不明者の搜索及び死体の収容等

町は、第5章第15節「行方不明者の搜索及び収容処理並びに埋葬計画」の定めにより行方不明者の搜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

北海道警察等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第20節「災害警備計画」の定めにより必要な交通規制を行なうものとする。

(9) 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第8節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(10) 自衛隊派遣要請

道路災害時における自衛隊派遣要請については、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には第5章第22節「自衛隊派遣要請計画」の定めにより北海道知事(胆振総合振興局長)に要請を依頼するものとする。

(11) 広域応援

町及び胆振東部消防組合は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は第5章第23節「広域応援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町及び北海道へ応援を要請するものとする。

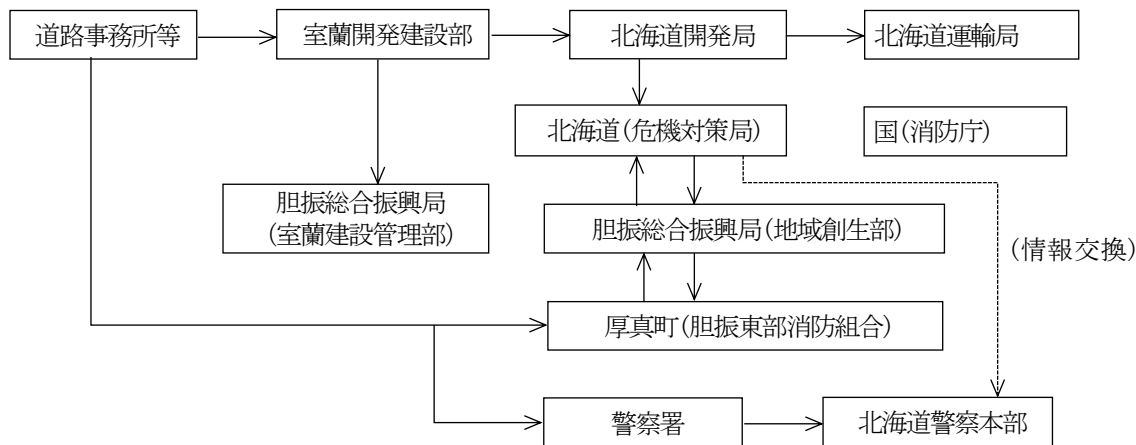
3 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、迅速な道路施設の復旧のため次の事項を実施することとする。

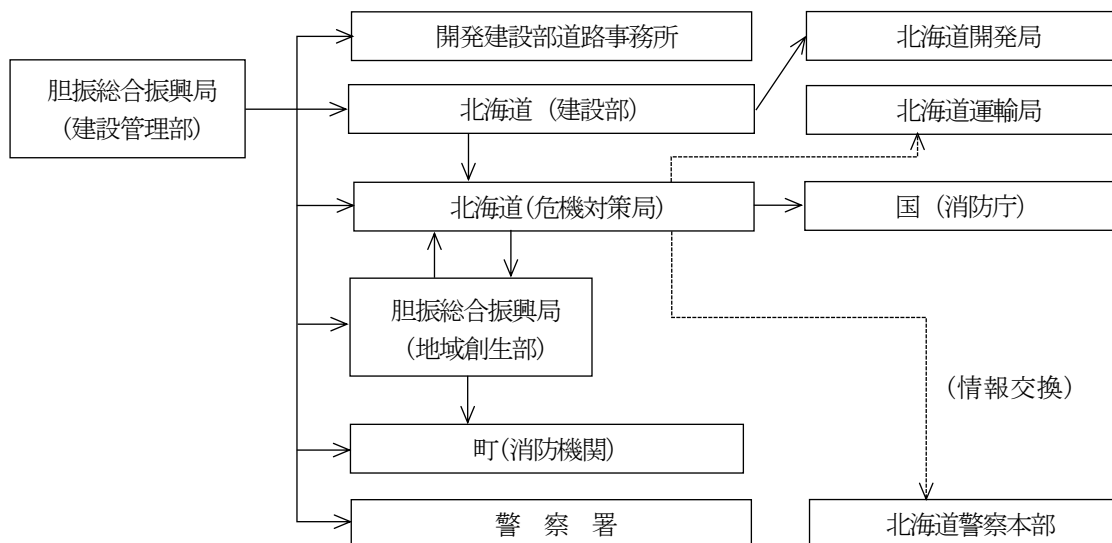
- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行ない、早急の道路交通の確保に努めるものとする。
- (2) 関係機関と協力し、予め定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設復旧を行なうものとする。
- (3) 類いの災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行なうものとする。
- (4) 災害復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明確化するように努めるものとする。

別記 情報通信連絡系統図

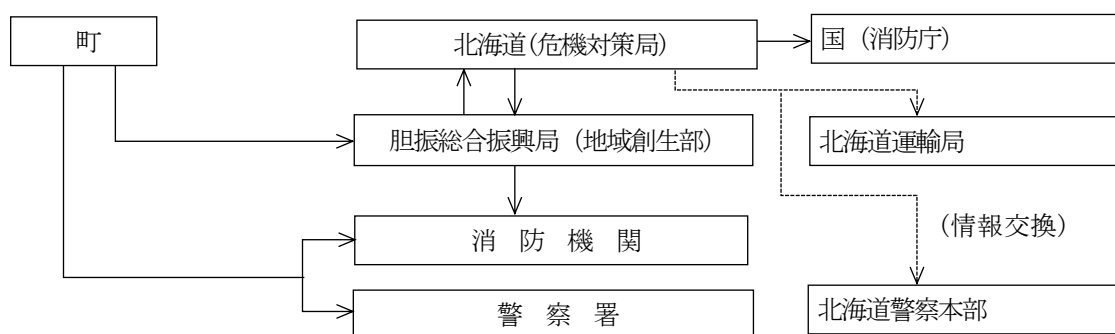
1 国の管理する道路の場合



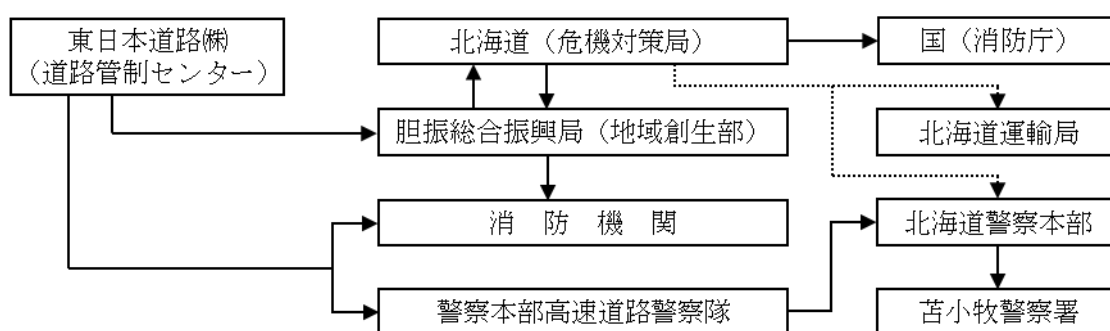
2 道の管理する道路の場合



3 町の管理する道路の場合



4 高速自動車国道の場合



第6節 石油コンビナート等災害対策計画

石油備蓄基地等からの油流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又は発生しようとしている場合には、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策はこの計画の定めるところによる。

1 石油備蓄基地等災害予防

- (1) 災害予防、災害応急対策については、広範囲な対策を必要とするため、北海道石油コンビナート等防災計画(昭和52年8月作成)による。
- (2) 消防活動においては、胆振東部消防組合石油コンビナート火災対策要領(平成8年7月1日訓令第5号)による。

2 避難誘導

避難誘導に関しては、第5章第5節「避難救出計画」による。

3 防災道路の指定

石油コンビナート等火災における消火活動及び避難路確保のため、主要幹線並びに下記町道を防災用道路に指定し、北海道警察等関係機関等と協力し交通路を確保するものとする。

1	朝日沼線	10	富野浜厚真線
2	豊川共和線	11	共和山手線
3	共和上厚真線	12	浜 1 号線
4	厚南第 1 号線	13	浜 2 号線
5	共和クラブ線	14	浜 3 号線
6	厚南第14号線	15	浜厚真山手線
7	厚南第16号線	16	共栄川手線
8	共和線	17	上厚真市街 6 号線
9	豊川上厚真線	18	上厚真市街 7 号線

4 災害応急対策

(1) 情報通信

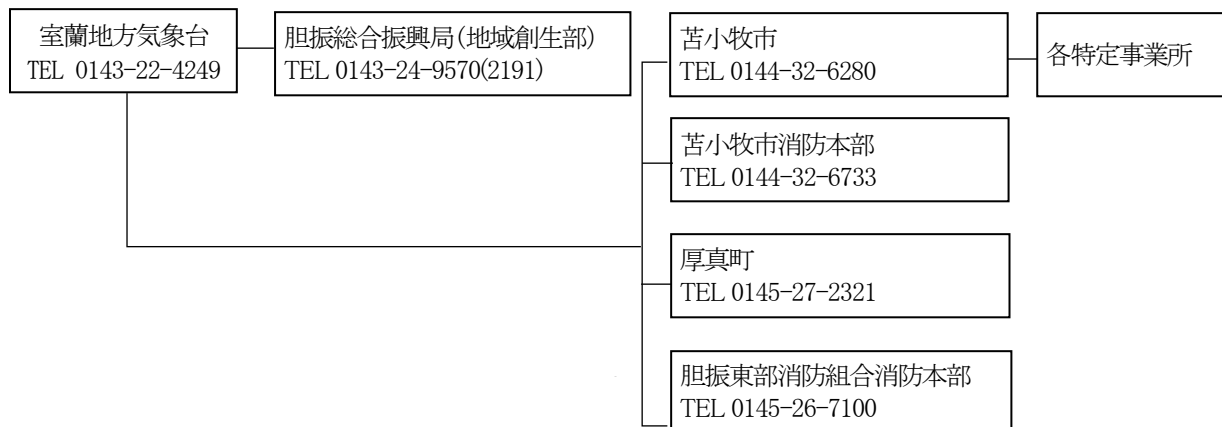
ア 室蘭地方気象台から予警報の発表があった場合

(ア) 伝達する予警報等の範囲は地震情報、津波に関する注意報、警報等、高潮に関する注意報、警報等及びその他市町村が必要と認めた予警報等

(イ) 情報通信は、別記 1 のとおりとする。

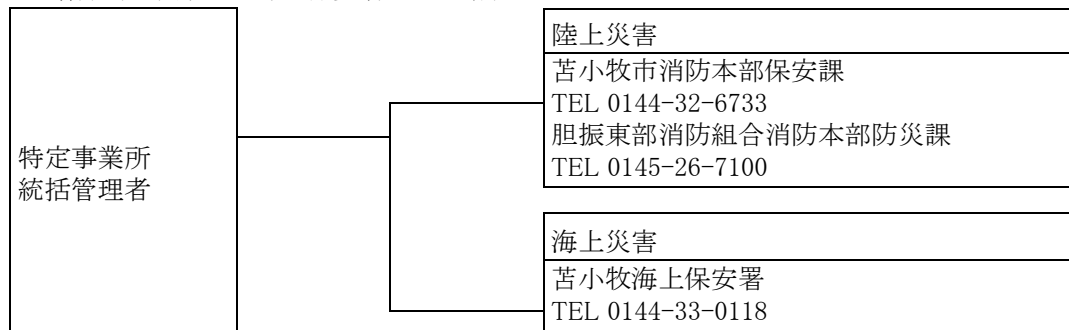
イ 異常現象が発生した場合、情報通信は別記 2 のとおりとする。

別記 1

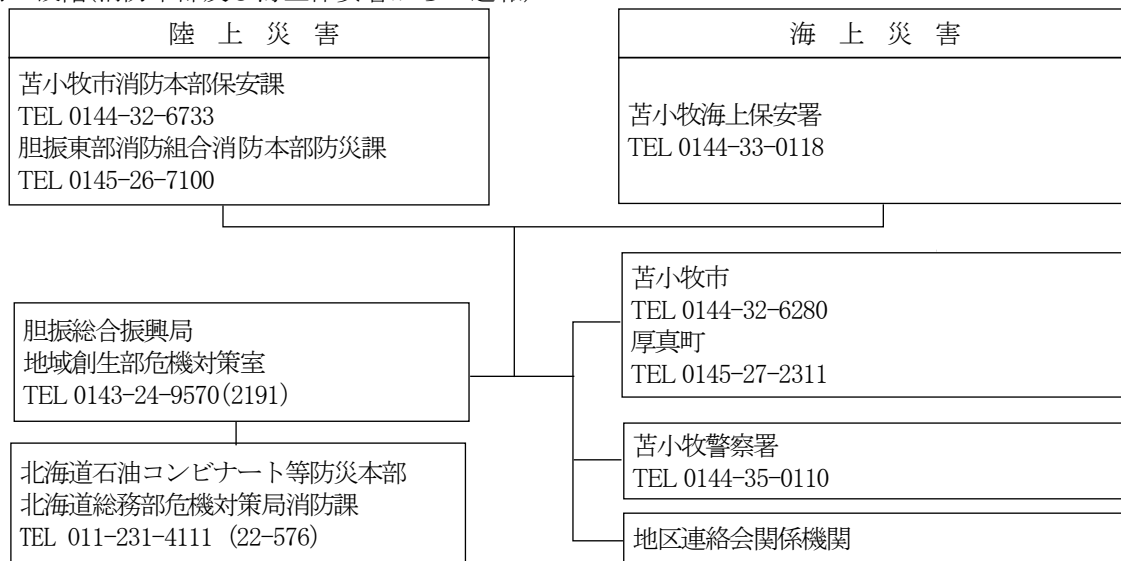


別記 2

第 1 段階(消防本部及び海上保安署への通報)



第2段階(消防本部及び海上保安署からの通報)



5 避難救援体制

町は、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難救出計画」の定めるところにより必要な避難措置を実施する。

なお、避難所については避難救出計画にかかわらず原則として次の避難所とする

名 称	収容人数	住 所	電 話
厚南会館	460	厚真町字上厚真219番地の1	0145-28-2311
厚南中学校	1,099	厚真町字富野75番地の2	0145-28-2763
上厚真小学校	1,140	厚真町字厚和59番地の3	0145-28-3560

6 交通規制

発災の程度に応じ、苫小牧地区連絡会と連絡を図りながら次により交通規制を実施する。

- (1) 厚真町字豊川 奥井清太郎方前交差点
- (2) 厚真町字上厚真 上厚真大橋交差点
- (3) 国道 235 号と道道厚真・浜厚真停車場線の交差点
- (4) 厚真町字浜厚真 浜厚真大橋交差点

7 応急医療体制

石油コンビナート災害における医療救護活動については、第5章第10節「医療及び助産計画」の定めによるもののほか、現地本部(苫小牧地域連絡会設置)と協力して効率的な医療救護活動を実施するものとする。

第7節 林野火災予防計画

林野火災の予防を目的とした林野火災予防計画は、本計画の定めるところによる。

1 実施機関

林野火災の予防対策を推進するため、胆振総合振興局森林室、苫小牧広域森林組合、厚真町、森林愛護組合連合会で構成する厚真地区林野火災予防対策会議を設け予防対策の円滑なる実施を図るものとする。

2 気象情報対策

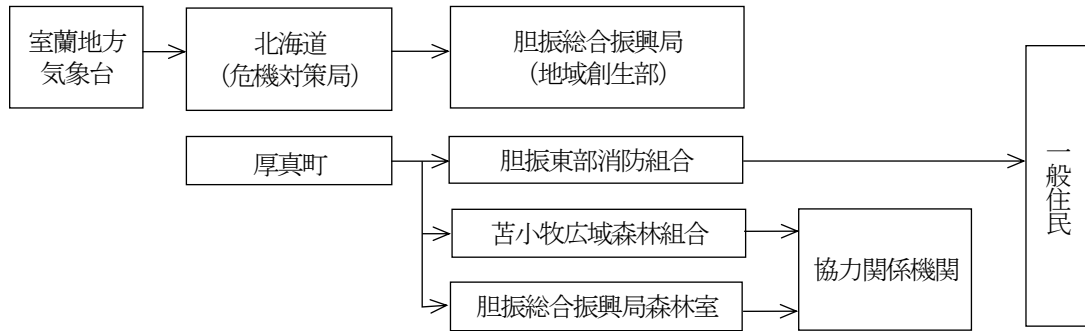
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により気象予報の迅速な伝達を行ない、林野火災の予防に万全を期するものとする。

(1) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として室蘭地方気象台が発表及び通報を行なうものとする。

なお、火災気象通報の通報基準は第5章第1節の1「気象及び災害情報の伝達系統」のとおりである。

(2) 伝達系統は、次のとおりとする。



ウ 関係機関の措置

(ア) 胆振総合振興局

通報を受けた胆振総合振興局は、通報内容を町へ通達するものとする。

(イ) 厚真町

通報内容及びとるべき予防対策等を胆振東部消防組合、苫小牧広域森林組合、胆振総合振興局へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図るものとする。

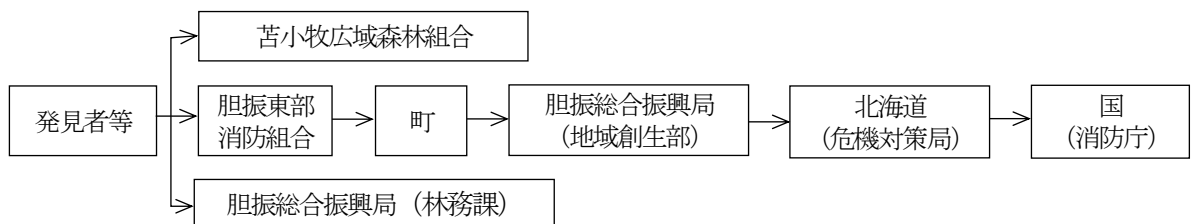
(ウ) 協力関係機関通報を受けた協力関係機関は、速やかに適切な措置を講ずるとともに、一般住民に周知徹底を図るものとする。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

ア 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は次のとおりとする。



イ 実施事項

(ア) 機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(イ) 関係機関は、情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

(ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(エ) 町は、「林野火災被害状況調書の提出について(昭和54年2月26日付け林政第119号)」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

4 林野火災予防対策

(1) 一般入林者に対する対策

登山、ハイキング、山菜採り、魚釣り等で入林する者に対する対策として、次の事項を推進する。

ア 入林者には、関係機関より許可書等を交付し無許可入林者をなくするよう努める。

イ 入林者には、掲示板により山火事予防思想の啓発をする。

ウ 林野火災警報及び林野火災注意報の発表、火災警報の発令があった場合又は気象状況が急変した場合には必要に応じて入林の制限を実施するよう努める。

エ 入林者は、山火事監視人の指示に従うよう指導する。

(2) 火入れ、ごみ焼き対策

林野火災危険期間(概ね3～6月)中の火入れは極力避けるとともに、火入れ、ゴミ焼きについては、次の事項を重点として指導の徹底を図る。

ア 火入れ等については、万全を期し可能な限り共同火入れをすること。

イ 火入れ許可の付帯条件を励行させること。

ウ 気象状況の急変の際は、一切の火入れを中止すること。

エ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者の確認を受けるよう指導すること。跡地には状況に応じ1週間ぐらゐの監視を励行させること。

オ 春、造林を実施するときには、でき得る限り前年の夏から秋に火入れ地ごしらえをして、火災危険期には火入れをしないよう指導すること。

カ 火入れ方法等については、厚真町、胆振総合振興局森林室、苫小牧広域森林組合、胆振総合振興局等がこれを指導する。

キ 林野火災警報及び林野火災注意報の発表、火災警報の発令があった場合又は気象状況が急変した場合には一切の火入れを中止させる。

ク 町は許可した火入れの情報を消防機関と共有する。

(3) 林内事業者対策

林内において事業を営む者は、実施期間中、次の体制を整え予防の万全を図る。

ア 林内事業者は火気取扱責任者を定め、かつ事業区域内に巡視員を配置して警戒体制を図る。

イ 事業箇所には、火気取扱責任者の指定する喫煙所及びたき火場を設け標識及び消火設備を完備すること。

ウ 火気取扱責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を図る。

エ 鉱山、道路整備その他事業者は、事業区域内より失火することのないよう森林所有者と協議して、万全の予防策を講ずる。

(4) 機械力導入に対する予防策

チェーンソー、刈払機、林業機械の使用については次の事項に留意すること。

ア 燃料又は引火性薬剤のある付近では、絶対に火気を使用しないこと。

イ 機械に燃料を補給するときは、必ずスイッチを切りエンジンを止めて安全な状態にして、じょうご、くだ付容器等により補給すること。

ウ ごみ、油等による外部の汚れ、マフラーの汚れ、スパークプラグの配線のゆるみ等の点検整備を励行すること。

エ 失火時の対策として、現地に小型消火器を持参すること。

(5) 森林所有者対策

森林所有者は自己の所有林より火災が起きないように努めるとともに、次の事項を実施するものとする。

ア 一般住民に対する広報活動

イ 監視員の配置

ウ 無許可入林者に対する指導

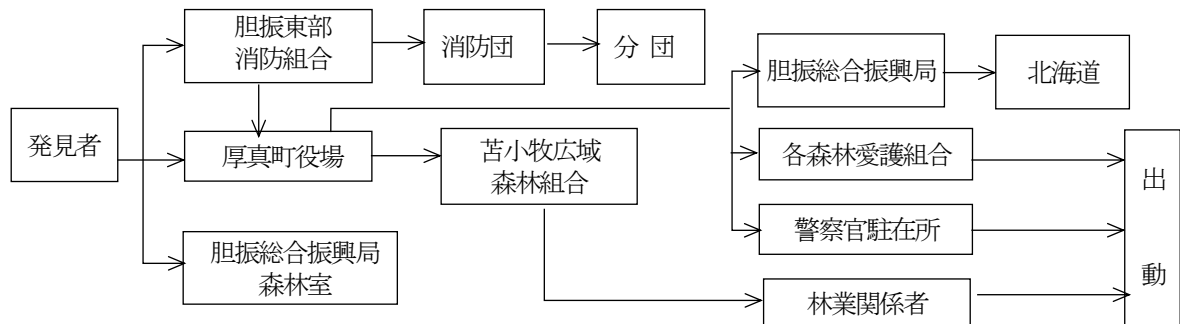
エ 火入れに対する安全対策

5 林野火災消防対策

林野火災は、短時間に最も効果的に消火し、火災の拡大防止に努めることが重要なので、消火体制の強化

を図り一朝有事の際は、あらゆる手段を講じて消火に努める。

(1) 山火事情報連絡系統図



- (2) 消防支署、消防団(分団)は山火事に備えて機械器具等を整備して出動体制を確立する。
- (3) 町、森林組合は消火作業について関係機関の協力を求めてその指導に当たる。
- (4) 国及び北海道は、一般民有地の火災についても、積極的に消火作業に協力する。
- (5) 町、森林組合、消防機関等で消火困難となったときは、町長は北海道知事(胆振振興局長)に対し、自衛隊の派遣要請を依頼する。

6 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町及び各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行なう広報は、第5章第4節「災害広報計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は防災行政用無線及び広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

7 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災

害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対応の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

8 消火活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消火活動を行うものとする。

- (1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置等により、効果的な地上消火を行うものとする。地上消火に当たっては、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。

また、長時間活動における熱中症対策や疲労管理にも配慮するものとする。

なお、鎮圧後においては、熱画像直視装置などにより警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。

- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第28節「消防防災ヘリコプター活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。空中消火に当たっては、消防機関及び関係機関との情報共有を十分に行い、連携の円滑化及び安全性の確保を図るものとする。

また、防災航空室による空中消火に必要な活動拠点、給水場所、燃料補給方法等について、消防機関及び関係機関が事前に調整を行うものとする。

なお、鎮圧後において、空中からの熱源探査を徹底し、確実な鎮火確認を行うものとする。

9 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第20節「災害警備計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

10 自衛隊派遣要請

大規模な林野火災時における自衛隊派遣要請については、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第22節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、北海道知事（胆振総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

11 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5条第23節「広域応援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他の市町及び北海道（危機対策局）への応援を要請するものとする。

12 避難措置

町及び各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難救出計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

第8節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところに

よる。

なお、海上への危険物等の流出等による災害対策については本章第2節「流出油対策計画」、石油コンビナート等特別防災区域における災害対策については、「北海道石油コンビナート等災害対策計画」の定めるところによる。

1 危険物の定義

(1) 危険物

消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第2条第7項に規定されているもの

《例》 石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など

(2) 火薬類

火薬類取締法(昭和25年5月4日法律第149号)第2条に規定されるもの

《例》 火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など

(3) 高压ガス

高压ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号)第2条に規定されるもの

《例》 液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法(昭和25年12月28日法律第303号)第2条に規定されるもの

《例》 毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など

(5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年6月10日法律第167号)」等によりそれぞれ規定されている。

2 災害予防

危険物災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行なう事業者(以下「事業者」)及び関係機関が取るべき対応は次のとおりとする。

(1) 危険物等災害予防

ア 事業者

消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規定の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察官へ通報するものとする。

イ 消防組合

消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行ない、法令の規定に違反する場合は、許可の取消などの措置命令を発するものとする。

事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規定の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

ウ 北海道警察

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等の実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

(2) 火薬類災害予防

ア 事業者

火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危険予防規定の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態により、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、警察等に届け出るものとする。

イ 北海道警察

火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機

材を充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

また、必要と認められるときは、北海道、北海道経済産業局は北海道鉱山保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。

火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したときの届出があったときは、速やかに道知事及び町長に通報するものとする。

ウ 消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行なう。

(3) 高圧ガス災害予防

ア 事業者

高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危険予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、北海道知事及び町長又は警察官に届出るものとする。

イ 北海道警察

人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに北海道知事及び町長に通報するものとする。

ウ 消防組合

火災予防上の観点から事業者の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行なう。

(4) 毒物・劇物災害予防

ア 事業者

毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業員に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を町長及び保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

イ 北海道警察

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

ウ 消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行なう。

(5) 放射性物質災害予防

ア 事業者

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程等の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、町長及び消防署関係機関へ通報するものとする。

イ 消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行なう。

ウ 北海道警察

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

3 災害応急対策

(1) 災害通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、別記のとおりとする。

イ 実施事項

関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行なうものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第4節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施事項

(ア) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- a 災害の状況
- b 家族等の安否情報
- c 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- d 医療機関等の情報
- e 関係機関の実施する応急対策の概要
- f その他必要な事項

(イ) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は防災行政用無線及び広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- a 災害の状況
- b 家族等の安否情報
- c 危険物の種類、性状など人体・環境に与える影響
- d 医療機関等の情報
- e 関係機関の実施する応急対策の概要
- f 避難の必要性等、地域に与える影響
- g その他必要な事項

(3) 応急活動体制

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を他の関係機関と連携をとりながら災害応急対策を実施するものとする。

(4) 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握

し、次により実施するものとする。

ア 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

イ 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

(5) 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア 事業者

消防機関の到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限に抑える等消防活動に努めるものとする。

イ 消防組合

事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施するものとする。

消防組合職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(6) 避難措置

町及び各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難救出計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

(7) 救助救出及び医療救護活動等

町及び各関係機関は、第5章第5節「避難救出計画」及び第5章第11節「医療及び助産計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。また、町等関係各機関は、第5章第15節「行方不明者の捜索及び収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通確保のため、第5章第20節「災害警備計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

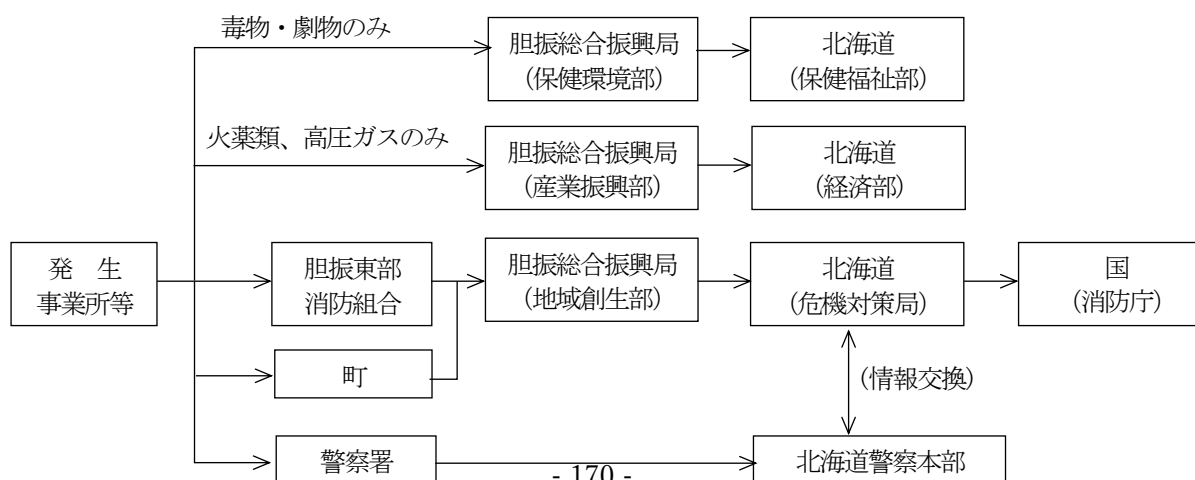
(9) 自衛隊派遣要請

危険物災害時における自衛隊派遣要請については、災害の規模や収集した被害者情報から判断し、必要がある場合には、第5章第22節「自衛隊派遣要請計画」の定めにより、北海道知事(胆振総合振興局長)に要請を依頼するものとする。

(10) 広域応援

町及び消防組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第23節「広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村及び北海道へ応援要請をするものとする。

別記 情報通信連絡系統図



第9節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び胆振東部消防組合が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

町及び胆振東部消防組合は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防策を実施するものとする。

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする施設、事業所等の防火対象物にたいして、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理者に関する講習会を開催し、防火管理者の知識向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

全道火災予防運動、防災週間を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分に配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 防火訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実質的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行なう。

(9) 火災警報

町長は、胆振総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件(第4章第2節「消防計画」)となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

2 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記1のとおりとする。

イ 実施事項

(ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

(ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行なうものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町及び各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行なう広報は、第5章第4節「災害広報計画」の定めるもののほか、次により実施するものとする。

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

(ア) 災害の状況

(イ) 家族等の安否状況

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の実施する応急対策の概要

(オ) その他必要な事項

イ 地域住民への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

(ア) 災害の状況

(イ) 被災者の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の実施する応急対策の概要

(オ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(カ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 町の災害対策組織

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を行なう。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行なうものとする。

ア 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。

イ 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。

ウ 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

(5) 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難救出計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

(6) 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、第5章第5節「避難救出計画」及び第5章第11節「医療及び助産計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町及び関係機関は、第5章第15節「行方不明者の捜索及び収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(7) 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第20節「災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

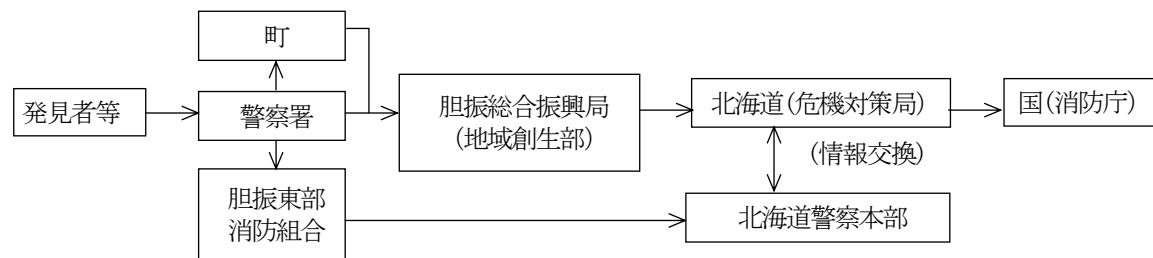
(8) 自衛隊派遣要請

大規模な火事災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第22節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより北海道知事(胆振総合振興局長)に要請を依頼するものとする。

(9) 広域応援

町及び胆振東部消防組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第23節「広域応援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町及び北海道へ応援を要請する。

別記1 情報通信連絡系統図



第10節 大規模停電災害対策計画

1 基本方針

大規模停電災害により、住民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

ア 北海道電力(株)および北海道電力ネットワーク(株)

- (ア) 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害予防措置を講ずるものとする。
- (イ) 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。
- (ウ) 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

イ 防災関係機関

- (ア) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- (イ) 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。
- (ウ) 住民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。
- (エ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

- (オ) 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。
- ウ 役場庁舎、避難所等の防災上重要な施設
役場庁舎、避難所等の防災上重要な施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記1のとおりとする。

イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第5章第4節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

町、北海道、北海道警察、北海道電力(株)および北海道電力ネットワーク(株)

イ 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- (ア) 停電及び停電に伴う災害の状況
- (イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (ウ) 停電の復旧の見通し
- (エ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (オ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 町

町長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 北海道

知事は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じ災害応急対策を実施する。

ウ 防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

エ 北海道電力(株)および北海道電力ネットワーク(株)

- (ア) 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害応急対策を講ずるものとする。
- (イ) 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。
- (ウ) 大規模な災害が発生し北海道電力(株)および北海道電力ネットワーク(株)単独で早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

(4) 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア 火災発生に対する迅速な消火活動

イ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

(5) 医療救護活動

町は福祉施設における入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。

(6) 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、次の必要な交通対策を行うものとする。

ア 北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

イ 道路管理者

道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

(7) 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第5章第5節「避難救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

(8) 応急電力対策

ア 緊急的な電力供給

北海道電力(株)および北海道電力ネットワーク(株)は、道や町等と優先度を協議のうえ、防災関係機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行うものとする。

イ 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

(9) 給水対策

町(水道管理者)は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域への給水活動を行うものとする。

また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

(10) 石油類燃料の供給対策

北海道及び町は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第5章第25節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

(11) 防犯対策

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

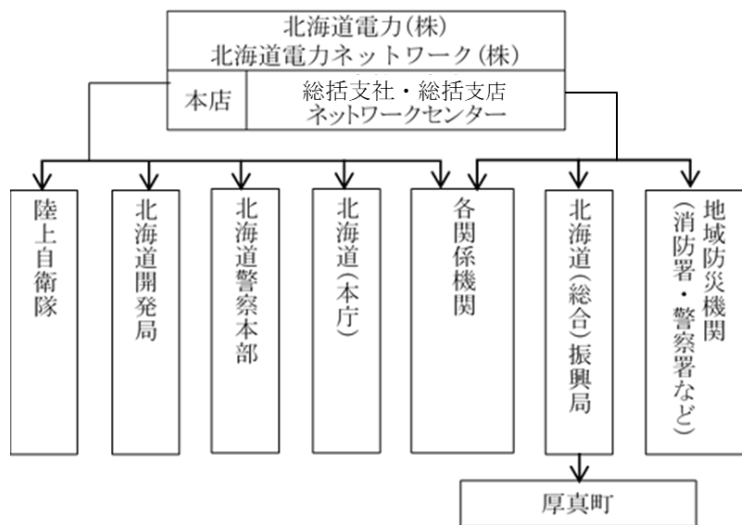
(12) 自衛隊派遣要請

町長は、第5章第22節「自衛隊派遣要請計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(13) 広域応援

町は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第22節「広域応援計画」の定めるところにより、北海道、他の消防機関、他の市町村へ応援を要請するものとする。

別記1 情報通信連絡系統図



第 1 1 章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、被災後に早期かつ的確に復興しまちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。

この際、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第 1 節 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関及びその他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備等について迅速、的確に被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成して実施するものとする。

第 2 節 復旧事業計画

公共事業の災害復旧事業計画は、次の計画を作成し、事業にあたるものとする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川
 - (2) 海岸
 - (3) 砂防設備
 - (4) 地すべり防止施設
 - (5) 急傾斜地崩壊防止施設
 - (6) 道路
 - (7) 港湾
 - (8) 港
 - (9) 下水道
 - (10) 公園
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市施設災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 学校教育施設災害復旧事業計画

- 8 社会教育施設災害復旧事業計画
- 9 その他の災害復旧事業計画

第3節 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は別に法律で定めるところにより、予算の範囲内において国及び北海道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。
なお、事業別国庫負担及び補助率は、北海道地域防災計画の定める基準による。

第4節 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町は被害の状況を速やかに調査、把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第5節 被災者援護計画

1 り災証明書の交付

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、災証明書を交付しなければならない。
- (3) 町は、効率的なり災証明書の交付のため、被災者生活再建支援システムの活用により、交付するものとする。災害による住宅等の被害の程度の調査や災証明書の交付について、被害の規模と比較して町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、北海道に対し必要な支援を求める。
- (4) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (5) 町は、住家被害の調査や災証明書の交付の救護部り災対策班と応急危険度判定の建設対策部施設班とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。
- (6) 町は、災害時に災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や災証明書の交付担当部局を定め、住家被害の調査委の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、り災証明の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

(1) 被災者台帳の作成

町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

ア 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 電話番号その他の連絡先
- ⑨ 世帯の構成
- ⑩ り災証明書の交付の状況
- ⑪ 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ⑫ ⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ⑬ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 5 項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
- ⑭ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

イ 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

ウ 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(2) 台帳情報の利用

町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

ア 人(台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。)の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(3) 台帳の提供

台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

オ その他台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項

町長は、(2)の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号(本節第 2 の(1)のヌ)を含めないものとする。

3 災害義援金の募集及び配分

(1) 実施責任

災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、厚真町災害義援金配分

検討委員会(以下「委員会」という。)がこれに当たる。

なお、町長が寄託を受けたものについては委員会と協議し、寄贈目的に沿うよう配分する。

(2) 義援金の受け入れ

町長は義援金を受け入れるため、無料送金システム等により義援金を受け入れる、ゆうちょ銀行等の金融機関と調整し受け入れ専用口座を開設する。

また、振り込みや送金方法を外部に広報する。

(3) 運営方法等

義援金配分に際しては、災害義援金配分検討委員会設置要綱の定めるところによる。

厚真町災害義援金配分検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 被災者に対して町内外から寄せられた義援金の公平かつ効果的な配分を行うための基準等を検討し、町長に建議するため、厚真町災害義援金配分検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2条 委員会は、義援金の配分に関し、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 対象者に関する事。
- (2) 基準に関する事。
- (3) 時期に関する事。
- (4) 方法に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、義援金の配分に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。委員は次に掲げる職に在るものをもって充てる。

- (1) 副町長
- (2) 災害復興理事
- (3) 地方創生総合戦略理事
- (4) 総務課長
- (5) 住民課長
- (6) まちづくり推進課長
- (7) 産業経済課長
- (8) 建設課長
- (9) 会計管理者
- (10) 生涯学習課長
- (11) 総務課参事

2 委員会の主催者は、審議に必要があると認めたときは、その都度関係ある課長等から意見を聴することができるものとする。

3 委員会の会議は、副町長が主催する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長がかけたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務代理をする。

(会議)

第4条 委員会は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(監事)

第5条 義援金に関する会計を監査するため、委員会に監事2名を置く。

(委任)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この要綱は公布の日から施行する。